

## 国民年金保険料の収納事業 民間競争入札実施要項（案）

### 1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない非常に重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景に、国民年金保険料の未納者は多数（うち過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成20年度末時点で約315万人）存在し、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は極めて重要な課題である。

このような状況の下、旧社会保険庁及び日本年金機構においては、未納者の解消に向けて、各旧社会保険事務所及び年金事務所ごとに策定した行動計画に基づき、電話による案内や文書による集合徴収等のお知らせの送付のみならず、戸別訪問による納付督促を行うとともに、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んできたところである。特に戸別訪問については、これまで旧社会保険事務所及び年金事務所に配置した国民年金推進員を活用し、滞納者との面談により年金制度の説明を行い保険料納付に理解を求めながら、収納や免除等申請、口座振替申請等の各種届書の受理や周知も含め、包括的な納付督促を実施することにより、一定の成果を上げてきたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）申請手続の勧奨を含む。）及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

## 2 本事業の基本的な考え方

- (1) 本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納付期限内に納付しない者（日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。以下「保険料滞納者」という。）すべてに対して、それぞれの特性に合わせて文書、電話及び戸別訪問による督促並びに新たな督促手法を適切かつ効果的に組み合わせて実施し、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に係る理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず将来にわたる自主的な保険料納付に結びつけ、保険料収納の向上を図るものである。
- (2) 民間事業者は、納付督促を行うに当たり、文書や電話の督促手法により納付に結び付かない滞納者に対して、戸別訪問により納付督促等を行うこととする。その場合、保険料収納の前提となる国民年金加入の意義等の普及啓発も行い、滞納者の状況に応じて口座振替勧奨や免除等勧奨も行うことを求めるものである。
- (3) なお、滞納者すべてに対してその特性に合わせた納付督促を実施し、保険料納付等に結び付けた場合、その成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

## 3 対象業務に関する事項

### (1) 対象業務の内容

保険料の納付義務を負う第1号被保険者のうち、保険料滞納者に対する督促に関し、以下の（ア）から（オ）までの業務を包括的に委託する。なお、督促業務を実施するにあたり、その具体的な手段・手法の詳細については、民間の創意工夫を最大限活用する観点から民間事業者の提案に委ねるものとするが、上記2の基本的な考え方を踏まえ、旧社会保険庁における文書や電話及び戸別訪問による督促実績を参考とし、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するものとする。

※ 強制徴収対象者への納付督促は本事業の対象業務とならない。

#### (ア) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

民間事業者は、保険料滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、保険料滞納者のすべてに対して少なくとも半年ごとの頻度で納付督促を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結びつけるよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「提供した保険料滞納者のすべてに対して納付督促を行うこと」

とは、接触率100%を求めるものではなく、提供した保険料滞納者のすべてに対して、文書、電話又は戸別訪問などにより納付督促を行った事実を、事蹟等により明らかにすることを求めるものである。

#### (イ) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

民間事業者は保険料滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認した結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明した上で、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。(免除等申請書を送付することができるものとする。ただし、ターンアラウンド方式による申請勧奨業務は除く。)

なお、免除等申請勧奨業務は、単に収納率を向上させるために実施するものではなく、年金受給権の確保に繋げるために実施するものであることに留意すること。

\* ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、日本年金機構が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

#### (ウ) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

民間事業者は、保険料滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

#### (エ) 事業報告書等の作成業務

年金事務所が行う業務との連携を確保する観点から、民間事業者は以下の事項についてとりまとめ、保険料滞納者の住所を管轄する年金事務所へ報告する。

##### ① 日次報告

保険料の納付の請求にあたって、納付書の再交付が必要となった保険料滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、速やかに報告する。

##### ② 週次報告(日報の作成)

戸別訪問による督促について、活動事蹟の日報を作成し、毎週報告する。

##### ~~②~~~~③~~ 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、翌月10日(当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日)までに報告する。

(i) 保険料の納付の請求に対して拒絶した保険料滞納者のうち、時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号。

(ii) 保険料滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨(保険料の免除等申請手続の勧奨を含む。)及び請求に関する業務を行った事蹟。

##### ④ 督促実施計画

事業対象期間における各年度について、滞納者に対する督促実施の行程を月別に示した年度計画を報告する。

(オ) 定例打合せ会議の対応

民間事業者は、各年金事務所及びブロック本部が都道府県毎に毎月開催する打合せ会議に参加し、上記督励実施計画に基づき、事業進捗結果の分析と今後の取組方針等の対策について報告する。

また、民間事業者は、日本年金機構本部（以下「機構本部」という。）が四半期毎に開催する打合せ会議に参加し、全体の督励実施計画に基づき、事業進捗結果の分析と今後の取組方針等の対策について報告する。

なお、民間事業者は、これらの打合せ会議において、各年金事務所、ブロック本部及び機構本部から事業目的達成に向けた助言、提案等があった場合、必要な改善策を講じるものとする。

(2) 契約（事業対象）期間

平成22年10月1日から平成24年9月30日までとする。

(

(3) 対象地区（入札単位）及び対象年金事務所

本事業の対象地区及び対象年金事務所は、別紙1-1「対象地区及び対象年金事務所一覧」の19地区、185年金事務所とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)及び3(1)(イ)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準（以下「達成目標」という。）及び質の確保としての最低水準（以下「最低水準」という。）を評価期間の各期ごと（以下「各期」という。）に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

- ・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明すること
- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めること

を求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：平成22年10月から平成23年4月まで

第2期：平成23年5月から平成24年4月まで

第3期：平成24年5月から平成24年9月まで

① 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督励業務

(i) 達成目標の設定

各年金事務所が目標として定める納付率を達成するために、保険料滞納者から納付していただく必要のある納付月数を、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料又は過年度保険料）に設定し、これを達成目標とする。（別紙 2 - 1 参照）

〔現年度保険料の~~要求水準~~達成目標の設定の考え方〕

~~社会保険年金~~事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を~~＝~~除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙 2 - 2 及び~~要求水準~~達成目標等算出表参照）

〔過年度保険料の~~要求水準~~達成目標の設定の考え方〕

・ 過年度 1 年目

~~社会保険年金~~事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数~~＝~~及び現年度~~要求水準~~達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数と~~＝~~する。

・ 過年度 2 年目

~~社会保険年金~~事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、~~＝~~現年度~~要求水準~~達成目標及び過年度 1 年目~~要求水準~~達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加~~＝~~算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙 2 - 2 及び~~要求水準~~達成目標等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付月数について最低水準を設定する。最低水準は、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料又は過年度保険料）に設定する。（別紙 2 - 1 参照）

〔現年度保険料の最低水準の設定の考え方〕

~~社会保険年金~~事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を~~＝~~除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙 2 - 2 及び~~要求水準~~達成目標等算出表参照）

[過年度保険料の最低水準の設定の考え方]

・過年度1年目

~~社会保険年金~~事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数~~＝~~及び現年度~~要求水準~~達成目標を除き、99.5%を乗じた月数とする。

・過年度2年目

~~社会保険年金~~事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、~~＝~~現年度~~要求水準~~達成目標及び過年度1年目~~要求水準~~達成目標を除き、99.5%を乗じた月数とす~~＝~~る。

(詳しくは、別紙2-2及び~~要求水準~~達成目標等算出表参照)

なお、第2期及び第3期の達成目標及び最低水準については、被保険者数の減少に基づき、設定を見直すことができるものとする。なお、これに伴う委託費の変更は行わない。

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、各最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合には、民間事業者に対して業務改善指示を行う。

② 保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

(i) 達成目標の設定

免除等申請手続のうち、年金事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数(以下「免除等承認件数」という。)を設定し、これを達成水準とする。(別紙2-1参照)

[~~要求水準~~達成目標の設定の考え方]

~~社会保険年金~~事務所ごとに、各年度の年度末第1号被保険者数に、目標免除率(申~~＝~~請全額免除承認率+若年者納付猶予承認率+学生納付特例承認率)を乗じたもの~~＝~~に、さらに~~135.69%~~129.13%を乗じた件数とする。

(詳しくは、別紙2-2及び~~要求水準~~達成目標等算出表参照)

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から年金事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。(別紙2-1参照)

[最低水準の設定の考え方]

社会保険年金事務所ごとに、各年度の年度末第1号被保険者数に、最低水準免除率＝（申請全額免除承認率＋若年者納付猶予承認率＋学生納付特例承認率）を乗じた＝ものに、さらに~~13.5.6.9%~~ 12.9.1.3を乗じた件数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び~~要求水準~~ 達成目標等算出表参照）

なお、第2期及び第3期の達成目標及び最低水準については、被保険者数の減少に基づき、設定を見直すことができるものとする。なお、これに伴う委託費の変更は行わない。

### (iii) 業務改善指示

日本年金機構は、各最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合には、民間事業者に対して業務改善指示を行う。

## (イ) 納付受託業務及び報告義務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定に従って適切に行うこと。

## (ウ) 委託費

### ① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を委託期間の月数（24ヶ月）で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。

なお、委託費は、第2期及び第3期の達成目標及び最低水準の見直しに伴う変更を行わない。

### ② 事務所別・期別・保険料の種類別基本額の増額及び減額措置

上記①の委託費を、事務所ごとの達成目標別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、上記（ア）①及び②の達成目標の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所等別基本額」という。）について、次の（i）から（vi）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

〔事務所等別基本額の設定の考え方〕

各期別委託費（第1期から第~~5~~3期）＝委託費 × 各期（上記3（5）

（ア）~~＝~~に示す第1期から第~~5~~3期）における期間／事業対象期間

・保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所等別基本額（現年度）＝各期別委託費 × 2/3 × 現年度保険料~~要求水準~~ 達成目標／（現年度~~要求水準~~ 達成目標＋過年度1年目~~要求水準~~ 達成目標＋過年度2年目~~要求水準~~ 達成目標）

② 事務所等別基本額（過年度1年目）＝各期別委託費 × 2/3 × 過



年度1年目保険料~~要求水準~~達成目標 / (現年度~~要求水準~~達成目標 + 過年度1年目~~要求水準~~達成目標 + 過年度2年目~~要求水準~~達成目標)

③ 事務所等別基本額 (過年度2年目) = 各期別委託費 × 2 / 3 × 過年度2年目保険料~~要求水準~~達成目標 / (現年度~~要求水準~~達成目標 + 過年度1年目~~要求水準~~達成目標 + 過年度2年目~~要求水準~~達成目標)

・ 保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務  
事務所等別基本額 (免除等勧奨) = 各期別委託費 × 1 / 3

なお、免除等承認件数の達成目標の各期達成状況は、第1期においては平成23年3月末時点、第2期においては平成24年3月末時点、第3期においては平成24年9月末時点における、それぞれの実績値とする。

(i) 達成目標 (現年度納付月数) を超過した場合の増額

納付月数 (現年度) が達成目標 (納付月数) を超過した割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

(ii) 達成目標 (現年度納付月数) に達しなかった場合の減額

納付月数 (現年度) が達成目標 (納付月数) に未達の割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

(iii) 達成目標 (過年度納付月数) を超過した場合の増額

過年度納付月数が達成目標 (過年度納付月数) を超過した割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

(iv) 達成目標 (過年度納付月数) に達しなかった場合の減額

過年度納付月数が達成目標 (過年度納付月数) に未達の割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

(v) 達成目標 (免除等承認件数) を超過した場合の増額

免除等承認件数が達成目標 (免除等承認件数) を超過した割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

(vi) 達成目標 (免除等承認件数) に達しなかった場合の減額

免除等承認件数が達成目標 (免除等承認件数) に未達の割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬及び加算措置

保険料滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で新規に口座振替等となった件数1件につき、1,500円 (税込み) を成功報酬として支払うものとし、併せて12ヶ月相当に換算した月数を現年度の納付月数に加算すること



とする。

④ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

保険料滞納者に対して戸別訪問を実施した結果、3(6)(ア)による滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数1件につき、100円(税込み)を支払うものとする。

(5) 事業実施体制

- ① 本事業を実施するため、民間事業者は、地域責任者、総括責任者及び従事人員について、必要な体制を整備すること。(地域責任者については、年金事務所及びブロック本部との定例打合せを担当して各地域の事業実施を把握することとし、総括責任者については、受託業務全体の実施方針等を総括的に把握すること。なお、地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可とする。)

※ 日本年金機構においては、民間事業者の各責任者への対応について、地域責任者の窓口は年金事務所国民年金課長(具体的な督促手法や保険料滞納者及びこれまで国で実施していたノウハウ等を管理)及びブロック本部適用・徴収(業務)支援部長(ブロック内の各年金事務所の事業進捗状況を横断的に管理)、総括責任者の窓口は機構本部国民年金部長(全体の事業進捗状況を管理)とする。

- ② 民間事業者は、納付督促等の業務を実施するに当たり、戸別訪問を担当する従事者を、各年金事務所ごとに定めた必須配置数(別紙1-2「戸別訪問従事者必須配置数一覧」参照)以上設置すること。

なお、上記必須配置数は、保険料滞納者に対する納付督促及び免除等申請手続の勧奨等業務の実施に最低限必要な人員として、平成21年度における各年金事務所の国民年金推進員(主に免除等申請手続の勧奨業務を実施)の配置数を基に算出したものであり、業務の適切な実施に必要なとなる十分な人員の配置に最大限取り組むことが求められる。

※ 必須設置数は、常勤職員に換算した員数であり、民間事業者はこれに基づき、設置数、活動時間を示したうえで提案すること。

(6) 民間事業者に提供する情報等

(ア) 保険料滞納者の情報

機構本部は、保険料滞納者に係る情報を原則として毎週、磁気媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。(従来の社会保険事務所において納付督促業務に従事していた国民年金推進員に対して提供していた情報と同範囲である。)

- ① 被保険者の基本情報(被保険者の氏名、住所、生年月日など)
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録(過去3年間の保険料納付状況、加入記録など)
- ③ 被保険者に対する督促の事蹟

\* 新規滞納者の発生情報及び保険料納付情報については、事象発生の翌週もしくはは

翌々週に提供される情報に反映される。

併せて、事業に必要な範囲内で社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機の使用を認めることにより、当該情報の提供を行う。

#### (イ) 保険料の免除等勸奨対象者の情報

機構本部は、国民年金法第108条の規定に基づき市町村から所得情報の提供を受けたときは、上記(ア)の情報に免除等勸奨対象者である旨を付記して民間事業者に対して提供する。

#### (ウ) 市町村ごとの納付状況及び免除等承認状況

年金事務所は、毎月1回、納付対象月数に対する納付月数及び保険料の免除等が承認された件数の情報を、市町村ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

#### (エ) その他各種情報等

機構本部、ブロック本部及び年金事務所は、民間事業者が行う納付督促スケジュールに合わせて、下記のスケジュール等や、参考となる各種統計情報等について随時提供する。

- ・ 納付書発送スケジュール（機構本部が納付書を発行・送付する日程及び対象者）
- ・ 最終催告状発送スケジュール（各年金事務所が最終催告状を発送する日程及び対象者（発送後は強制徴収対象となる））
- ・ 免除等申請書未提出者情報（免除等承認期限が経過する前にあらかじめ申請書を送付する対象者など、各年金事務所を選定した者）

### (7) 日本年金機構と民間事業者との連携・協力

日本年金機構と民間事業者は、上記情報提供等を軸に、機構本部、ブロック本部及び年金事務所と民間事業者の連携を図るとともに、機構本部、ブロック本部及び年金事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言・提案を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

## 4 受託者選定に関する事項

### (1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

- (ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- (イ) 平成22、23及び24年度の厚生労働省競争参加資格「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (ウ) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復

権を得ない者。

(エ) 次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）

- i 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- iii 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- iv 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- v 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(オ) 厚生年金保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の未納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(カ) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。

(キ) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者またはISO/IEC 27001:2005 またはJISQ 27001:2006 認証取得事業者であること。

(ク) 入札参加グループの入札について

- ① 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の入札単位において、代表企業及びグループ企業が他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成すること。
- ② 代表企業及びグループ企業すべてが上記（ア）から（カ）の条件を満たすこと。

## (2) 民間競争入札に参加する者の募集

(ア) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

- ① 入札公告 平成22年●月●旬頃
- ② 入札説明会 平成22年●月●旬頃
- ③ 入札説明会後の質問期限 平成22年●月●旬頃  
質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。
- ④ 入札書提出期限 平成22年●月●旬頃
- ⑤ 評価委員会（入札書の評価）及び  
入札参加者によるプレゼンテーション 平成22年●月●旬頃

⑥ 開札

平成22年●月●旬頃

⑦ 契約の締結

平成22年●月●旬頃

## (イ) 入札実施手続

### ① 入札の単位

入札は、別紙1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す19の「対象地区」を単位とし、上記3(2)に示す契約(事業対象)期間を対象として行うものとする。

### ② 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)及び総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類(以下「企画提案書」という。)を提出するものとする。

### ③ 入札書の内容

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記3(2)に示す契約(事業対象)期間において、対象地区内の各年金事務所の各期ごとの達成目標を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとし、記載すること。(この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。)

併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

### ④ 企画提案書の内容

入札者が提出する企画提案書には、上記3(4)(ア)に示す各期における本事業の対象地区内の各年金事務所の達成目標を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載する。

(i) 基本的考え方

(ii) 実施体制

a 組織体制

b 運営管理

(iii) 入札参加者の業務経験

(iv) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

a 実施する施策の内容及び実施体制(人員体制等)

b 事業スケジュール

c 事業(達成)目標

(v) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

納付受託業務の実施内容

詳細については、別紙3「総合評価基準(技術評価)」のとおりとする。

### ⑤ 企画提案書の添付資料の内容

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

(i) 企画提案書内容整理表

(注) 企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

(ii) 実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図

(iii) 民間事業者の概要に関する資料

a 民間事業者の概要に関する資料

b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

(iv) 法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類

(v) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者またはISO/IEC 27001:2005またはJISQ 27001:2006認証取得事業者であることを証明する書類の写し

### (3) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

#### (ア) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、達成目標の実現に向けた方針及び具体的な提案等が本事業の目的に沿いかつ実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、手法及び実施数において、より具体的であり効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価の決定に当たっては、機構本部に評価委員会を設置し、その意見を反映するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。

※ 評価委員会は、行政機関関係者による常任委員と、学識経験者などによる専任委員により構成する。

#### (イ) 落札者の決定

- ① (1)の競争参加資格を全て満たし、上記(ア)の評価方法において必須とされた項目の要件を全て満たし、予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1,200点。以下「技術評価点」という。）と、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、400を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

※計算式

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点（1200点満点）} + \text{価格評価点（400点満点）}$$

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を

締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて調査し、その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。

## **5 従来の実施状況に関する情報の開示**

上記3（2）に示す契約（事業対象）期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙4のとおりである。

## **6 民間事業者に使用させることができる国有財産**

- （1）民間事業者が、本事業を行うために保険料滞納者の納付状況を確認する場合及び保険料滞納者の個人情報を持行する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機を無償で貸与できるものとする。
- （2）民間事業者が、前項の物品の貸与を受ける場合にあっては、「物品貸与申出書」を作成し、日本年金機構の承認を得なければならない。
- （3）民間事業者は、前項の規定により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- （4）民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責による理由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。
- （5）上記（2）の規定により使用を認められた物品については、契約期間の満了、契約の解除及び貸与の必要がなくなった場合等において、「物品返納通知書」を作成し、速やかに日本年金機構に返納しなければならない。



## **7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例**

- (1) 民間事業者が保険料滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条の規定は適用しない。
- (2) 本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

## **8 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等**

### (1) 報告事項等

#### (ア) 報告

上記3(1)(エ)による報告書等は、①については報告すべき事象が発生した随時に、②については戸別訪問による督促を行った事蹟（日報）を週次に、③については、当月分の保険料滞納者に対する接触の手法別に業務を実施した結果を日ごとに集計した報告書を翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに、④については上記3(4)(ア)に記載されている各期の初月中までに日本年金機構理事長に報告するとともに、必要に応じて日本年金機構から求められた場合には、同様に報告するものとする。なお、報告書様式は任意とする。

#### (イ) 調査

① 日本年金機構は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする日本年金機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

② 日本年金機構は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。

③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

#### (ウ) 指示

日本年金機構は、法第27条の規定に基づき、民間事業者による本事業の適正

かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

## (2) 秘密の保持等

### (ア) 個人情報の取扱い等

① 民間事業者は、日本年金機構から提供された保険料滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。

② 民間事業者は、保険料滞納者の個人情報を携行する場合には、日本年金機構が貸与する金銭登録機を使用するか、又はパスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。

### (イ) 秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

## (3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

### (ア) 禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。また、滞納者の同意なしに、21時から8時までの間は電話や訪問等の督促行為を実施してはならない。

② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。

③ 保険料滞納者以外の者に対して、保険料滞納者の保険料の納付を勧奨（保険料免除等申請手続の勧奨を含む。）又は請求する行為をしてはならない。

④ 保険料滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。

⑤ 本事業以外の業務に使用するために保険料滞納者の個人情報を収集又は使用する行為をしてはならない。

⑥ 保険料滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。

⑦ 保険料滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収、又は保険料滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。

⑧ 保険料滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。

### (イ) 従事者の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の未納期間がないことを証する書類等を徴して日本年金機構に報告し、日本年金機構の確認を得た上で業務に従事させるものとする。

#### (ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、当該業務に従事する者が、面接の方法により保険料滞納者に対して保険料の納付の勧奨（保険料の免除等申請手続の勧奨を含む。）及び請求を行うに当たっては、日本年金機構理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

#### (エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。（なお、民間事業者が本事業を開始する際、日本年金機構においても、上記3（6）（ア）及び（イ）の保険料滞納者等の情報及び（エ）のスケジュール等は事業開始日前に提供することとする。）
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。

#### (オ) 事業実施記録及び帳簿の作成及び保存

民間事業者は、以下に示す記録及び帳簿を作成し、保存しなければならない。

- ① 保険料滞納者ごとの納付の勧奨（免除等申請手続の勧奨を含む。）及び請求等の業務の実施状況を記録し、委託契約終了日、保険料滞納者が保険料を納付した日又は保険料滞納者が免除等に承認された日から5年間保存すること。なお、最長は委託契約終了日から5年間 とする。
- ② 本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

#### (カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。

#### (キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告

徴収、個人情報管理その他運営管理の方法について、記載するものとする。

- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法について、日本年金機構の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が日本年金機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(2) 秘密の保持等」及び本項「(3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

#### (ク) 委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。

#### (ケ) 契約の解除

日本年金機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第20条第1項の契約を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号のいずれかに該当するとき
- ② 法第33条第9項第1号から第4号及び第5号イからハのいずれかに該当するとき
- ③ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑤ 上記(ア)に定める禁止行為を行ったとき
- ⑥ 上記(ウ)に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき
- ⑦ 上記(オ)に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑧ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑨ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- ⑩ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

したとき

- ⑪ 上記3(4)(ア)①(iii)及び②(iii)に定める業務改善指示に対し、一定期間において最低水準を下回る等、業務の改善が見られない場合に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき。

#### (コ) 委託契約解除時の取扱い

上記8(3)(ケ)に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 日本年金機構は民間事業者に対し、当該解除の日までに国民年金保険料の収納事業の契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 日本年金機構は民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 日本年金機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

<b>9 民間事業者が本事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に应ずる責任を含む。）に関する事項</b>
---

本事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 国が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存在するときは、民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができることとする。

<b>10 事業に係る評価に関する事項</b>
-------------------------

#### (1) 事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、平成23年4月末時点、平成24年4月末時点及び平成24年9月末時点における状況を委託

者が調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全未納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の効果（接触率、納付約束率等）
- (オ) 事業の運営に要した費用

(4) 比較

上記(3)の調査項目について、民間事業者に本事業を委託する以前の年金事務所と比較を行うこととする。なお、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

## 1.1 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8(1)(ア)の報告等を踏まえ、3(4)(ア)の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

(ア) 本事業の契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8の(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及



び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は日本年金機構を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

(別紙1-1) 対象地区及び対象年金事務所等一覧

項番	対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	管轄区域
1	【北海道地区】	北海道	札幌東	札幌市のうち東区、白石区、豊平区
			札幌西	札幌市のうち中央区、南区
			札幌北	札幌市のうち北区、西区、手稲区 石狩市 石狩支庁管内
			新さっぽろ	札幌市のうち厚別区、清田区 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市
			函館	函館市 北斗市 渡島支庁管内 檜山支庁管内
			旭川	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 上川支庁管内
			釧路	釧路市 根室市 釧路支庁管内 根室支庁管内
			室蘭	室蘭市 登別市 伊達市 胆振支庁管内の虻田郡 有珠郡
			苫小牧	苫小牧市 胆振支庁管内のうち白老郡、勇払郡 日高支庁管内
			小樽	小樽市 後志支庁管内
			北見	北見市 網走市 紋別市 網走支庁管内
帯広	帯広市 十勝支庁管内			
2	【東北地区】	青森	弘前	弘前市 黒石市 五所川原市 つがる市 平川市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡
		宮城	仙台北	仙台市のうち青葉区、泉区 黒川郡
			仙台南	仙台市のうち若林区、太白区 名取市 岩沼市 亶理郡
			大河原	白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡
			仙台東	仙台市のうち宮城野区 塩竈市 多賀城市 宮城郡
3	【北関東信越①地区】	茨城	水戸南	笠間市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 小美玉市 東茨城郡
			水戸北	水戸市 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡
			土浦	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 稲敷郡 北相馬郡
			下館	筑西市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 桜川市 常総市 結城郡 猿島郡
			日立	日立市 高萩市 北茨城市

項番	対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	管轄区域
4	【北関東信越②地区】	埼玉	浦和	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区 川口市 蕨市 戸田市 鳩ヶ谷市
			大宮	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 北足立郡
			熊谷	熊谷市 行田市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 児玉郡 大里郡 北埼玉郡
			川越	川越市 東松山市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 比企郡 入間郡（三芳町を除く）
			所沢	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 入間郡のうち三芳町
			春日部	春日部市 さいたま市のうち岩槻区 久喜市 蓮田市 幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡
			越谷	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市
			秩父	秩父市 秩父郡
5	【北関東信越③地区】	群馬	前橋	前橋市 伊勢崎市 勢多郡 佐波郡
			太田	太田市 館林市 邑楽郡
		長野	長野南	長野市 千曲市 埴科郡 上水内郡（信濃町及び飯綱町を除く）
			長野北	須坂市 中野市 飯山市 上高井郡 下高井郡 上水内郡のうち信濃町及び飯綱町 下水内郡
			岡谷	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡
			伊那	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡
			飯田	飯田市 下伊那郡
			松本	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡
小諸	小諸市 上田市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡			
6	【南関東①地区】	千葉	千葉	千葉市のうち中央区、若葉区、緑区 茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 山武郡 長生郡 夷隅郡
			幕張	千葉市のうち花見川区、稲毛区、美浜区 佐倉市 習志野市 八千代市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町
			船橋	船橋市 印西市 白井市 印旛郡（酒々井町を除く）
			市川	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市
			松戸	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市
			木更津	木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡
			佐原	香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取郡

項番	対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	管轄区域
7	【南関東②地区】	東京 (東部)	千代田	千代田区
			中央	中央区
			港	港区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内
			新宿	新宿区
			上野	台東区
			文京	文京区
			墨田	墨田区
			江東	江東区
			江戸川	江戸川区
			品川	品川区
			大田	大田区
			渋谷	渋谷区
			目黒	目黒区
			池袋	豊島区
			北	北区
			板橋	板橋区
			足立	足立区
荒川	荒川区			
葛飾	葛飾区			
8	【南関東③地区】	東京 (西部)	杉並	杉並区
			中野	中野区
			世田谷	世田谷区
			練馬	練馬区
			立川	立川市 昭島市 小金井市 日野市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市
			青梅	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡
			八王子	八王子市 町田市
			武蔵野	武蔵野市 三鷹市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市
			府中	府中市 調布市 狛江市 多摩市 稲城市

項番	対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	管轄区域
9	【南関東④地区】	神奈川県	鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区
			港北	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区
			横浜中	横浜市のうち西区、中区
			横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区
			横浜南	横浜市のうち南区、磯子区、金沢区、港南区
			川崎	川崎市のうち川崎区、幸区
			高津	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区
			平塚	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡
			厚木	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡
			相模原	相模原市 大和市
			小田原	小田原市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡
			横須賀	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡
			藤沢	藤沢市 鎌倉市 茅ヶ崎市 高座郡
10	【中部①地区】	岐阜	岐阜南	羽島市 各務原市 羽島郡
			岐阜北	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡
		愛知	大曾根	名古屋市のうち千種区、東区、守山区、名東区
			中村	名古屋市のうち中村区 津島市 愛西市 弥富市 海部郡
			鶴舞	名古屋市のうち中区
			熱田	名古屋市のうち熱田区、中川区、港区
			笠寺	名古屋市のうち瑞穂区、南区、緑区 豊明市
			昭和	名古屋市のうち昭和区、天白区 日進市 愛知郡のうち東郷町
			名古屋西	名古屋市のうち西区 清須市 北名古屋市 西春日井郡
			名古屋北	名古屋市のうち北区 春日井市 小牧市
			豊橋	豊橋市 蒲郡市 田原市
			岡崎	岡崎市 額田郡
			一宮	一宮市 犬山市 江南市 稲沢市 岩倉市 丹羽郡
			瀬戸	瀬戸市 尾張旭市 愛知郡のうち長久手町
			半田	半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 知多郡
			豊川	豊川市 新城市 北設楽郡 宝飯郡
			刈谷	刈谷市 碧南市 安城市 西尾市 知立市 高浜市 幡豆郡
			豊田	豊田市 西加茂郡

項番	対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	管轄区域
11	【中部②地区】	静岡	静岡	静岡市のうち葵区、駿河区
			清水	静岡市のうち清水区 庵原郡
			浜松東	浜松市のうち東区、南区、浜北区、天竜区 磐田市
			浜松西	浜松市のうち中区、西区、北区 湖西市 浜名郡
			沼津	沼津市 御殿場市 裾野市 駿東郡
			三島	三島市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡
			島田	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 志太郡 榛原郡
			掛川	掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡
			富士	富士市 富士宮市 富士郡
12	【近畿①地区】	京都	上京	京都市のうち北区、上京区、左京区
			舞鶴	舞鶴市 福知山市 綾部市 宮津市 京丹後市 与謝郡
			中京	京都市のうち中京区、東山区、山科区
			下京	京都市のうち下京区、南区
			京都南	京都市のうち伏見区 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久世郡 綴喜郡 相楽郡
			京都西	京都市のうち右京区、西京区 亀岡市 向日市 長岡京市 南丹市 乙訓郡 船井郡
13	【近畿②地区】	大阪 (北部)	天満	大阪市のうち北区
			福島	大阪市のうち福島区、西淀川区
			大手前	大阪市のうち都島区、中央区
			堀江	大阪市のうち西区、大正区
			市岡	大阪市のうち此花区、港区
			難波	大阪市のうち浪速区
			淀川	大阪市のうち東淀川区、淀川区
			今里	大阪市のうち東成区、生野区
			城東	大阪市のうち旭区、城東区、鶴見区
			吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡
			豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡
			守口	守口市 大東市 門真市
			枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市



項番	対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	管轄区域
14	【近畿③地区】	大阪 (南部)	天王寺	大阪市のうち天王寺区、阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡
			平野	大阪市のうち東住吉区、平野区
			玉出	大阪市のうち住吉区、西成区、住之江区
			貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡
			堺東	堺市
			堺西	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡
			東大阪	東大阪市
			八尾	八尾市 柏原市
15	【近畿④地区】	兵庫	三宮	神戸市のうち中央区
			須磨	神戸市のうち長田区、須磨区、垂水区、西区
			東灘	神戸市のうち東灘区、灘区
			兵庫	神戸市のうち兵庫区、北区
			姫路	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
			尼崎	尼崎市 伊丹市 川西市 川辺郡
			明石	明石市 洲本市 三木市 小野市 南あわじ市 淡路市 加東市
			西宮	西宮市 芦屋市 宝塚市 三田市 篠山市 丹波市
			豊岡	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
			加古川	加古川市 西脇市 高砂市 加西市 多可郡 加古郡
16	【中国地区】	岡山	岡山東	備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気郡
			岡山西	岡山市 玉野市
		広島	広島東	広島市のうち中区、安佐南区、安佐北区
			広島西	広島市のうち西区、佐伯区 大竹市 廿日市市 山県郡
			広島南	広島市のうち東区、南区、安芸区 江田島市 安芸郡
			呉	呉市 竹原市 東広島市

項番	対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	管轄区域		
17	【四国地区】	徳島	徳島南	小松島市 阿南市 勝浦郡 名東郡 那賀郡 海部郡		
			徳島北	徳島市 鳴門市 吉野川市 阿波市 名西郡 板野郡		
			阿波半田	美馬市 三好市 美馬郡 三好郡		
		愛媛	松山東	松山市 東温市 上浮穴郡		
			松山西	大洲市 伊予市 伊予郡 喜多郡		
			新居浜	新居浜市 西条市 四国中央市		
			今治	今治市 越智郡		
			宇和島	宇和島市 八幡浜市 西予市 西宇和郡 北宇和郡 南宇和郡		
		高知	高知東	高知市 土佐郡		
			高知西	土佐市 須崎市 吾川郡 高岡郡		
			南国	南国市 室戸市 安芸市 香南市 香美市 安芸郡 長岡郡		
			幡多	四万十市 宿毛市 土佐清水市 幡多郡		
		18	【九州①地区】	福岡	博多	福岡市のうち博多区
					中福岡	福岡市のうち中央区
久留米	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 三井郡 三潁郡 八女郡					
小倉北	北九州市のうち門司区、小倉北区					
大牟田	大牟田市 柳川市 みやま市					
長崎	長崎南			長崎市 五島市 南松浦郡		
	長崎北			壱岐市 対馬市 西海市 西彼杵郡		
	佐世保			佐世保市 平戸市 松浦市 北松浦郡		
	諫早			諫早市 島原市 大村市 雲仙市 南島原市 東彼杵郡		
19	【九州②地区】			宮崎	宮崎	宮崎市 日南市 宮崎郡 南那珂郡 東諸県郡
		沖縄	那覇	那覇市 糸満市 豊見城市 島尻郡（伊平屋村、伊是名村、与那原町及び久米島町を除く）		
			浦添	浦添市 南城市 中頭郡のうち西原町 島尻郡のうち与那原町及び久米島町		
			コザ	沖縄市 宜野湾市 うるま市 中頭郡（西原町を除く）		
			名護	名護市 国頭郡 島尻郡のうち伊平屋村及び伊是名村		
			平良	宮古島市 宮古郡		
			石垣	石垣市 八重山郡		

## (別紙1-2)戸別訪問従事者必須配置数一覧

県名	事務所名	必須配置数
北海道	札幌東	3
	札幌西	2
	函館	2
	旭川	2
	釧路	2
	室蘭	1
	小樽	1
	北見	1
	帯広	2
	苫小牧	1
	札幌北	3
	新さっぽろ	2
青森	弘前	2
宮城	仙台南	2
	仙台北	2
	仙台東	2
	大河原	1
茨城	水戸南	3
	土浦	4
	日立	1
	下館	3
	水戸北	3
群馬	前橋	2
	太田	2
埼玉	浦和	5
	熊谷	3
	川越	5
	大宮	4
	春日部	3
	秩父	1
	所沢	3
	越谷	4
千葉	千葉	4
	船橋	3
	木更津	3
	佐原	2
	松戸	5

県名	事務所名	必須配置数
千葉	幕張	4
	市川	3
東京	千代田	1
	中央	1
	港	1
	上野	1
	文京	1
	足立	3
	江東	2
	江戸川	3
	墨田	1
	葛飾	2
	板橋	3
	池袋	2
	新宿	2
	杉並	3
	渋谷	2
	世田谷	4
	品川	2
	大田	3
	立川	4
	武蔵野	4
	青梅	4
	八王子	3
	練馬	2
	目黒	1
	荒川	2
	北	2
	中野	3
府中	2	
神奈川	鶴見	2
	横浜中	1
	横浜南	3
	港北	3
	横浜西	4
	川崎	2
平塚	2	

県名	事務所名	必須配置数
神奈川県	相模原	4
	小田原	2
	横須賀	2
	高津	4
	厚木	3
	藤沢	3
長野県	長野南	2
	岡谷	1
	飯田	1
	松本	2
	小諸	2
	伊那	1
	長野北	1
岐阜県	岐阜南	1
	岐阜北	2
静岡県	静岡	2
	浜松東	2
	浜松西	2
	沼津	2
	島田	2
	富士	2
	清水	1
	三島	2
	掛川	1
愛知県	大曾根	2
	鶴舞	1
	笠寺	2
	中村	2
	熱田	2
	昭和	1
	名古屋北	2
	名古屋西	2
	豊橋	2
	一宮	3
	岡崎	2
	半田	2
刈谷	2	

県名	事務所名	必須配置数
愛知県	瀬戸	1
	豊田	2
	豊川	1
京都府	上京	2
	中京	1
	下京	1
	京都南	3
	京都西	3
	舞鶴	1
	大手前	1
	堀江	1
大阪府	市岡	1
	天満	1
	淀川	2
	今里	2
	福島	1
	城東	2
	天王寺	3
	難波	1
	玉出	2
	八尾	2
	枚方	3
	豊中	2
	平野	2
	貝塚	2
	堺東	3
	東大阪	2
	吹田	3
守口	2	
堺西	2	
兵庫県	三宮	1
	須磨	3
	東灘	1
	兵庫	2
	尼崎	3
	姫路	3
	明石	2

県名	事務所名	必須配置数
兵庫	豊岡	1
	西宮	3
	加古川	2
岡山	岡山西	3
	岡山東	1
広島	広島東	2
	広島西	2
	呉	1
	広島南	2
徳島	徳島北	2
	阿波半田	1
	徳島南	1
愛媛	松山西	1
	今治	1
	宇和島	1
	松山東	2
	新居浜	1
高知	高知東	1
	幡多	1
	南国	1
	高知西	1
福岡	博多	1
	中福岡	1
	小倉北	1
	久留米	2
	大牟田	1
長崎	長崎南	2
	長崎北	1
	佐世保	2
	諫早	2
宮崎	宮崎	2
沖縄	那覇	3
	コザ	3
	名護	1
	平良	1
	石垣	1
	浦添	2

※**必須配置数の考え方**

各年金事務所において、管轄する地域の滞納者数が、概ね2.5万件までで1名、5万件までで2名、7.5万件までで3名、10万件までで4名、10万件以上で5名としている。

なお、必須配置数は業務の実施に最低限必要な人員として平成21年度における各年金事務所の国民年金推進員の配置数を基に算出したものであり、民間事業者はこれを超えて、業務の適切な実施に必要な十分な人員配置に最大限取組むことが求められるものである。（必須設置数は、常勤職員に換算した員数であり、民間事業者はこれに基づき、設置数、活動時間を示したうえで提案すること。

(別紙2-1) 対象年金事務所別達成目標等一覧

対象地区名 (入札単位)	都道府県名	年金事務所名	第1期(平成22年10月～平成23年4月)						第2期(平成23年5月～平成24年4月)									
			達成目標			最低水準			達成目標			最低水準						
			現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
		札幌東	58,181	10,582	9,195	13,052	50,575	8,752	8,370	12,829	91,650	83,540	28,701	43,072	70,460	79,222	27,066	41,627
		札幌西	33,404	6,301	5,365	6,976	28,896	5,218	4,887	6,850	53,460	48,502	17,153	23,234	40,746	45,943	16,186	22,414
		札幌北	64,235	11,423	10,153	13,968	56,128	9,469	9,263	13,733	100,671	91,825	31,214	46,055	78,109	86,924	29,470	44,529
		新さっぽろ	49,598	8,287	7,271	11,129	43,656	6,871	6,641	10,953	79,318	69,712	22,775	37,094	61,361	66,340	21,510	35,936
		函館	42,539	8,643	7,818	7,620	36,620	7,160	7,126	7,460	64,977	62,414	23,611	24,265	49,101	59,052	22,288	23,266
		旭川	44,578	8,727	7,961	7,731	38,595	7,242	7,271	7,571	67,698	64,865	24,083	24,554	51,677	61,467	22,755	23,553
		釧路	31,521	6,585	5,958	4,911	27,026	5,463	5,440	4,794	48,609	46,720	18,126	15,823	36,475	44,167	17,124	15,086
		室蘭	14,211	2,608	2,327	2,969	12,350	2,164	2,126	2,915	22,481	20,514	7,189	9,806	17,278	19,459	6,792	9,456
		苫小牧	23,459	4,879	4,309	3,806	20,049	4,044	3,930	3,714	36,779	34,920	13,351	12,418	27,443	32,984	12,601	11,837
		小樽	19,181	3,604	3,351	3,418	16,832	2,993	3,065	3,351	28,287	27,514	9,956	10,665	22,115	26,123	9,410	10,245
		北見	28,513	6,161	5,623	4,213	24,610	5,122	5,145	4,108	43,419	42,665	17,123	13,449	32,962	40,312	16,190	12,799
		帯広	33,416	6,987	6,410	4,905	28,977	5,813	5,871	4,787	50,671	49,421	19,435	15,720	38,789	46,768	18,385	14,980

年金事務所名	第3期(平成24年5月～平成24年9月)							
	達成目標			最低水準				
	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等	現年度	過年度1年目	過年度2年目	免除等
	C	B+G	A+F+J	M	e	B+g	A+f+j	m
札幌東	27,600	105,965	93,183	30,720	19,019	103,531	92,317	29,196
札幌西	16,332	62,088	54,291	16,715	11,124	60,628	53,777	15,847
札幌北	30,189	116,060	102,042	32,814	21,063	113,470	101,118	31,210
新さっぽろ	23,672	89,810	77,510	26,699	16,807	87,886	76,832	25,470
函館	18,954	75,775	70,069	16,703	12,765	73,952	69,394	15,694
旭川	19,652	78,704	72,787	16,856	13,415	76,865	72,104	15,850
釧路	14,308	56,922	52,642	11,020	9,544	55,528	52,131	10,266
室蘭	6,798	26,054	22,973	6,999	4,682	25,458	22,760	6,631
苫小牧	10,997	43,135	39,347	8,759	7,282	42,063	38,959	8,158
小樽	7,981	32,722	30,778	7,188	5,628	31,984	30,499	6,770
北見	12,630	51,099	48,260	9,280	8,560	49,823	47,786	8,622
帯広	14,691	59,352	55,770	10,892	10,066	57,915	55,237	10,140

※各期における納付月数に係る達成目標及び最低水準の考え方について

	第1期 (平成22年10月～平成23年4月)	第2期 (平成23年5月～平成24年4月)	第3期 (平成24年5月～平成24年9月)
現年度	22年度分保険料	23年度分保険料	24年度分保険料
過年度 1年目	21年度分保険料	22年度分保険料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期過年度1年目保険料の達成目標及び最低水準は、第1期現年度保険料の達成目標及び最低水準から累積される。</li> </ul>	23年度分保険料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期過年度1年目保険料の達成目標及び最低水準は、第2期現年度保険料の達成目標及び最低水準から累積される。</li> </ul>
過年度 2年目	20年度分保険料	21年度分保険料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期過年度2年目保険料の達成目標及び最低水準は、第1期過年度1年目保険料の達成目標及び最低水準から累積される。</li> </ul>	22年度分保険料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期過年度2年目保険料の達成目標及び最低水準は、第2期過年度1年目保険料の達成目標及び最低水準から累積される。</li> </ul>

## (別紙2-2) 達成目標等算出根拠

別紙2-1の対象年金事務所別達成目標等一覧は、以下の算出根拠に基づき、年金事務所ごとに別添のとおり算出している。  
(項番は、達成目標算出表に対応)

[ ] 内は単位

### 【現年度納付月数達成目標等】

#### 1. ①被保険者累計 [月数]

被保険者数は、第1号被保険者と任意加入被保険者の合計。

※ 21年度見込=21年4月～22年2月までの実績+22年3月見込(21年4月～22年2月までの各月ごとの平均増減数を22年2月実績に加えて算出)

22～24年度=21年度実績の各月ごとの平均増減数を直近前月の被保険者数に加えて積算。

#### 2. ②全額免除累計 [月数]

年度末時点の第1号被保険者数に21年度見込の免除率を乗じて積算。

※ 全額免除累計 [月数] = 年度末第1号被保険者数 [人] × 21年度見込免除率 [%] × 10.105

10.105=18～20年度における全額免除1人当たりの平均承認月数

#### 3. ④納付対象月数 [月数]

①及び②から推計される納付対象者累計 [月数] (被保険者累計 [月数] - 全額免除累計 [月数]) に調整率 96.56% を乗じて積算。

※ 調整率 96.56% = 18～20年度における納付対象者累計に対する納付対象月数の平均減少率

#### 4. ⑥現年度最低納付月数 [月数]

④から推計される納付対象月数に、21年度見込の納付率を乗じて積算。

#### 5. ⑧見込納付期限内納付月数 [月数]

④から推計される納付対象月数に、⑦見込納付期限内納付率を乗じて積算。



※ 見込納付期限内納付率＝21年度見込納付期限内納付率－20年度実績と21年度見込との納付期限内納付率の減少幅2.0%  
見込納付期限内納付率は、22～24年度とも同数値を使用。

6. ⑨現年度最低水準 [月数]

⑥現年度最低納付月数から⑧見込納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

7. ⑪加算率 [%]

17年度の納付率と21年度見込の納付率との差を5で除した率を各年度間の加算率とする。  
ただし、その率が1.0%以下の場合、加算率は1.0%を使用し、1.2%以上の場合は、加算率は1.2%を使用する。

【過年度納付月数達成目標等】

1. A 過年度1年目納付対象者月数 [月数]

④から推計される納付対象者月数に、100.42%を乗じて積算。  
※ 100.42%＝17～19年度における現年度から過年度1年目への納付対象月数の平均伸び率

2. B 過年度1年目最低水準納付率 [%] 及びC 過年度1年目最低納付月数 [月数]

A から推計される納付対象月数に、過年度1年目最低納付率を乗じて積算。  
※ 過年度1年目最低納付率＝現年度納付月数目標納付率＋過年度1年目最低水準加算率2.2%  
※ 過年度1年目最低水準加算率2.2%＝国民年金保険料収納業務が社会保険庁に移行された平成14年度以降の過年度保険料納付率の伸び率の最も低いもの（平成16年度）を使用

3. D 過年度1年目最低水準 [月数]

C 過年度1年目最低納付月数から⑧見込納付期限内納付月数及び⑫現年度要求水準を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

4. F 過年度1年目加算率 [%]

過年度1年目目標納付率から過年度1年目最低納付率を減じた率を使用。

- ※ 過年度1年目目標納付率＝現年度納付月数目標納付率＋過年度1年目目標加算率2.7%
- ※ 過年度1年目目標加算率2.7%＝国民年金保険料収納業務が社会保険庁に移行された平成14年度以降現年度保険料納付率が最も高い平成17年度の過年度保険料納付率の伸び率を使用。

5. H 過年度2年目納付対象者月数 [月数]

A から推計される納付対象月数に、100.81%を乗じて積算。

- ※ 100.81%＝18～20年度における過年度1年目から過年度2年目への納付対象月数の平均伸び率

6. I 過年度2年目最低納付率 [%] 及び J 過年度2年目最低納付月数 [月数]

H から推計される納付対象月数に、過年度2年目最低納付率を乗じて積算。

- ※ 過年度2年目最低水準納付率＝過年度1年目目標納付率＋過年度2年目最低水準加算率1.6%
- ※ 過年度2年目最低水準加算率1.6%＝国民年金保険料収納業務が社会保険庁に移行された平成14年度以降の過年度保険料納付率の伸び率の最も低いもの（平成16年度）を使用。

7. K 過年度2年目最低水準 [月数]

H 過年度2年目最低納付月数から⑧見込納付期限内納付月数、⑫現年度要求水準及びG 過年度1年目要求水準を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

8. M 過年度2年目加算率 [%]

過年度2年目目標納付率から過年度2年目最低納付率を減じた率を使用。

- ※ 過年度2年目目標納付率＝過年度1年目目標納付率＋過年度2年目目標加算率1.8%
- ※ 過年度2年目目標加算率1.8%＝国民年金保険料収納業務が社会保険庁に移行された平成14年度以降現年度保険料納付率が最も高い平成17年度の過年度保険料納付率の伸び率を使用。

【免除等勧奨達成目標等】

1. ②最低水準免除率 [%] 及び③最低水準 [件数]

年度末時点の第1号被保険者数に、21年度見込の免除率を乗じたものに、さらに129.13%を乗じて積算。

※ 129.13% = 17～19年度の免除承認累計件数に対する実免除承認件数の割合

2. ④目標免除率 [%] 及び⑤要求水準 [件数]

年度末時点の第1号被保険者数に、目標免除率を乗じたものに、さらに129.13%を乗じて積算。

※ 目標免除率 = 21年度見込の免除率 + 加算率 0.5%

※ 加算率 0.5% = 17～19年度の免除率の伸び率の平均

# 達成目標等算出表 [ 札幌東 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] (⑧-⑥)×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	1,286,681	—	—	—	48.62%	—	42.60%	—	—	—	—	—
22年度	1,323,881	433,126	890,755	860,113	48.62%	418,187	40.60%	349,206	68,636	49.82%	10,321	78,957
23年度	1,359,160	444,745	914,415	882,959	48.62%	429,295	40.60%	358,481	70,460	51.02%	21,191	91,651
24年度	1,394,438	456,365	938,073	905,803	48.62%	440,401	40.60%	367,756	72,282	52.22%	32,609	104,891

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] (C-⑧)×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] (J-⑧-⑩)×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率
20年度	—	—	—	—	—	—	821,538	55.88%	459,075	16,677	1,643	18,320
21年度	811,687	50.82%	412,499	19,404	51.32%	4,058	818,262	52.92%	433,024	16,482	1,637	18,119
22年度	863,725	52.02%	449,310	21,041	52.52%	4,319	870,721	54.12%	471,234	17,622	1,741	19,363
23年度	886,667	53.22%	471,884	21,643	53.72%	4,433	—	—	—	—	—	—

○免除等勧奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	106,193	—	—	—	—
22年度	109,120	28.77%	40,539	29.27%	41,244
23年度	112,048	28.77%	41,627	29.77%	43,073
24年度	114,975	28.77%	42,714	30.27%	44,941

# 達成目標等算出表 [ 札幌西 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] ⑧÷⑥×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	713,670	—	—	—	52.10%	—	46.37%	—	—	—	—	—
22年度	746,415	218,403	528,012	509,849	52.10%	265,631	44.37%	226,220	39,214	53.30%	6,118	45,332
23年度	774,800	226,163	548,637	529,764	52.10%	276,007	44.37%	235,056	40,746	54.50%	12,714	53,460
24年度	803,186	233,923	569,263	549,680	52.10%	286,383	44.37%	243,893	42,278	55.70%	19,788	62,066

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] C÷⑧×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] J÷⑩-⑪-⑫ ×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率
20年度	—	—	—	—	—	—	474,769	59.21%	281,111	9.736	950	10,686
21年度	480,063	54.30%	260,674	11,570	54.80%	2,400	483,952	56.40%	272,949	9.883	968	10,851
22年度	511,990	55.50%	284,154	12,539	56.00%	2,560	516,137	57.60%	297,295	10.591	1,032	11,623
23年度	531,989	56.70%	301,638	13,056	57.20%	2,660	—	—	—	—	—	—

○免除等勧奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	59,069	—	—	—	—
22年度	61,245	27.37%	21,646	27.87%	22,041
23年度	63,421	27.37%	22,415	28.37%	23,234
24年度	65,597	27.37%	23,184	28.87%	24,455

# 達成目標等算出表 [ 札幌北 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] ⑥-⑧)×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	1,356,117	-	-	-	55.01%	-	48.66%	-	-	-	-	-
22年度	1,397,610	448,131	949,479	916,817	55.01%	504,341	46.66%	427,787	76,171	56.21%	11,002	87,173
23年度	1,433,443	459,826	973,617	940,125	55.01%	517,163	46.66%	438,662	78,108	57.41%	22,563	100,671
24年度	1,469,276	471,520	997,756	963,434	55.01%	529,985	46.66%	449,538	80,045	58.61%	34,684	114,729

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目										過年度2年目			
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] ③-⑧)×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] ①-⑧)×99.5%	目標納付率 [%]	L 加算月数 [月数] H×M加算率	N 達成目標 [月数] K+L
20年度	-	-	-	-	-	-	888,126	62.25%	552,858	18,453	62.45%	1,776	20,229	
21年度	866,675	57.21%	495,825	20,994	57.71%	4,333	873,695	59.31%	518,189	18,045	59.51%	1,747	19,792	
22年度	920,668	58.41%	537,762	22,688	58.91%	4,603	928,125	60.51%	561,608	19,260	60.71%	1,856	21,116	
23年度	944,074	59.61%	562,763	23,313	60.11%	4,720	-	-	-	-	-	-	-	

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	112,124	-	-	-	-
22年度	115,128	29.19%	43,395	29.69%	44,139
23年度	118,133	29.19%	44,528	30.19%	46,053
24年度	121,137	29.19%	45,660	30.69%	48,007

# 達成目標等算出表 [新さっぽろ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] (⑧-⑥)×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	998,940	-	-	-	58.29%	-	51.43%	-	-	-	-	-
22年度	1,040,515	344,532	695,983	672,041	58.29%	391,733	49.43%	332,190	59,245	59.49%	8,064	67,309
23年度	1,080,913	357,724	723,189	698,311	58.29%	407,045	49.43%	345,175	61,561	60.69%	16,759	78,320
24年度	1,121,312	370,916	750,396	724,582	58.29%	422,359	49.43%	358,161	63,877	61.89%	26,085	89,962

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年度					過年度2年度						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] (C-⑧)×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] (J-⑧-⑨)×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率
20年度	-	-	-	-	-	-	629,253	65.82%	414,174	13,228	1,259	14,487
21年度	627,123	60.49%	379,347	15,235	60.99%	3,136	632,203	62.59%	395,696	13,224	1,264	14,488
22年度	674,864	61.69%	416,324	16,741	62.19%	3,374	680,330	63.79%	433,983	14,297	1,361	15,658
23年度	701,244	62.89%	441,012	17,429	63.39%	3,506	-	-	-	-	-	-

○免除等勧奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	82,886	-	-	-	-
22年度	86,186	31.10%	34,612	31.60%	35,168
23年度	89,486	31.10%	35,937	32.10%	37,093
24年度	92,786	31.10%	37,262	32.60%	39,060

達成目標等算出表 [ 函館 ]

○現年度納付月数達成目標等 [ ]内は単位

	現年度					⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑫達成目標 [月数] ⑨+⑩				
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]			⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] ⑥-⑧×99.5%
21年度	971,999	-	-	-	54.07%	-	-	-	-	-	-
22年度	965,204	271,846	693,358	669,507	54.07%	362,002	312,057	49,695	55.27%	8,034	57,729
23年度	953,390	268,300	685,090	661,523	54.07%	357,685	308,336	49,102	56.47%	15,877	64,979
24年度	941,575	264,755	676,820	653,538	54.07%	353,368	304,614	48,510	57.67%	23,527	72,037

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] ③-⑧×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] ①-⑧-⑨-⑩-⑪-⑫ ×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率
20年度	-	-	-	-	-	-	688,536	59.99%	413,053	14,200	1,377	15,577
21年度	657,666	56.27%	370,069	15,876	56.77%	3,288	662,993	58.37%	386,989	13,643	1,326	14,969
22年度	672,319	57.47%	386,382	16,513	57.97%	3,362	677,765	59.57%	403,745	14,014	1,356	15,370
23年度	664,301	58.67%	389,745	16,348	59.17%	3,322	-	-	-	-	-	-

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	79,339	-	-	-	-
22年度	78,318	23.31%	23,574	23.81%	24,079
23年度	77,296	23.31%	23,266	24.31%	24,264
24年度	76,275	23.31%	22,959	24.81%	24,436



達成目標等算出表 [ 旭川 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] ⑧×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	978,353	—	—	—	60.87%	—	55.09%	—	—	—	—	—
22年度	977,833	277,130	700,703	676,599	60.87%	411,846	53.09%	359,206	52,377	62.07%	8,119	60,496
23年度	964,210	272,863	691,347	667,564	60.87%	406,346	53.09%	354,410	51,676	63.27%	16,022	67,698
24年度	950,587	268,597	681,990	658,529	60.87%	400,847	53.09%	349,613	50,978	64.47%	23,707	74,685

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] C×⑧-⑩×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] J-⑧-⑩-⑪-⑫ ×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率
20年度	—	—	—	—	—	—	686,384	66.92%	459,328	14,486	1,373	15,859
21年度	658,728	63.07%	415,460	16,057	63.57%	3,294	664,064	65.17%	432,771	14,028	1,328	15,356
22年度	679,441	64.27%	436,677	16,890	64.77%	3,397	684,944	66.37%	454,597	14,535	1,370	15,905
23年度	670,368	65.47%	438,890	16,698	65.97%	3,352	—	—	—	—	—	—

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	79,609	—	—	—	—
22年度	78,402	23.63%	23,923	24.13%	24,429
23年度	77,195	23.63%	23,555	24.63%	24,552
24年度	75,988	23.63%	23,187	25.13%	24,658

達成目標等算出表 [ 釧路 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度				④納付対象月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低納付率 [%]	⑥最低納付月数 [月数] ④×⑤	⑦見込納付期限内納付率 [%]	⑧見込納付期限内納付月数 [月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] (⑥-⑧)×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
	①被保険者累計 [月数]	②全額免除累計 [月数]	③納付対象者累計 [月数] ①-②	④納付対象月数 [月数]									
21年度	697,749	-	-	-	59.42%	-	54.17%	-	-	-	-	-	-
22年度	705,553	179,022	526,531	508,418	59.42%	302,102	52.17%	265,242	36,676	60.62%	6,101	42,777	
23年度	701,877	178,249	523,628	505,615	59.42%	300,436	52.17%	263,779	36,474	61.82%	12,135	48,609	
24年度	698,201	177,476	520,725	502,812	59.42%	298,771	52.17%	262,317	36,272	63.02%	18,101	54,373	

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象月数 [月数] ④×100.42%	B 最低納付率 [%]	C 最低納付月数 [月数] A×B	D 最低水準 [月数] (C-⑧)×99.5%	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象月数 [月数] A×100.81%	I 最低納付率 [%]	J 最低納付月数 [月数] H×I	K 最低水準 [月数] (J-⑧-⑩)×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率	N 達成目標 [月数] K+L
20年度	-	-	-	-	-	-	515,920	64.71%	333,852	10,839	1,032	11,871
21年度	497,649	61.62%	306,651	12,111	2,488	14,599	501,680	63.72%	319,670	10,539	1,003	11,542
22年度	510,553	62.82%	320,729	12,646	2,553	15,199	514,688	64.92%	334,135	10,862	1,029	11,891
23年度	507,739	64.02%	325,055	12,604	2,539	15,143	-	-	-	-	-	-

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号被保険者数 [人]	②最低水準免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②×129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④×129.13%
21年度	57,619	-	-	-	-
22年度	57,371	20.45%	15,150	20.95%	15,520
23年度	57,123	20.45%	15,085	21.45%	15,822
24年度	56,876	20.45%	15,019	21.95%	16,121

# 達成目標等算出表 [ 室蘭 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] ⑧×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	314,398	—	—	—	60.31%	—	54.30%	—	—	—	—	—
22年度	325,097	107,291	217,806	210,313	60.31%	126,840	52.30%	109,994	16,762	61.51%	2,524	19,286
23年度	334,654	110,138	224,516	216,793	60.31%	130,748	52.30%	113,383	17,278	62.71%	5,203	22,481
24年度	344,212	112,986	231,226	223,271	60.31%	134,655	52.30%	116,771	17,795	63.91%	8,038	25,833

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] C×⑧-⑩×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] J-⑧-⑩-⑪×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率
20年度	—	—	—	—	—	—	199,959	67.77%	135,512	4,237	400	4,637
21年度	196,902	62.51%	123,083	4,796	63.01%	985	198,497	64.61%	128,249	4,184	397	4,581
22年度	211,196	63.71%	134,553	5,247	64.21%	1,056	212,907	65.81%	140,114	4,508	426	4,934
23年度	217,704	64.91%	141,312	5,421	65.41%	1,089	—	—	—	—	—	—

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	25,609	—	—	—	—
22年度	26,307	27.12%	9,213	27.62%	9,383
23年度	27,005	27.12%	9,457	28.12%	9,806
24年度	27,704	27.12%	9,702	28.62%	10,238

# 達成目標等算出表 [ 苫小牧 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] ⑥-⑧×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	532,317	-	-	-	55.25%	-	50.16%	-	-	-	-	-
22年度	543,967	144,518	399,449	385,708	55.25%	213,104	48.16%	185,757	27,210	56.45%	4,628	31,838
23年度	548,589	145,731	402,858	389,000	55.25%	214,923	48.16%	187,342	27,443	57.65%	9,336	36,779
24年度	553,211	146,944	406,267	392,291	55.25%	216,741	48.16%	188,927	27,675	58.85%	14,122	41,797

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目							
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] C-⑧×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] J-⑨-⑩-⑪×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率	N 達成目標 [月数] K+L
20年度	-	-	-	-	-	-	-	377,915	62.07%	234,572	7,831	756	8,587
21年度	370,673	57.45%	212,952	8,965	57.95%	1,853	10,818	373,675	59.55%	222,523	7,724	747	8,471
22年度	387,328	58.65%	227,168	9,525	59.15%	1,937	11,462	390,465	60.75%	237,207	8,109	781	8,890
23年度	390,634	59.85%	233,794	9,625	60.35%	1,953	11,578	-	-	-	-	-	-

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	44,207	-	-	-	-
22年度	44,581	20.39%	11,738	20.89%	12,026
23年度	44,955	20.39%	11,837	21.39%	12,417
24年度	45,329	20.39%	11,935	21.89%	12,813

達成目標等算出表 [ 小樽 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度					⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑫達成目標 [月数] ⑨+⑩				
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]			⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] (⑥-⑧)×99.5%
21年度	428,416	-	-	-	62.79%	-	-	-	-	-	-
22年度	419,911	133,083	286,828	276,961	62.79%	173,904	150,944	22,845	63.94%	3,185	26,030
23年度	406,499	128,820	277,679	268,127	62.79%	168,357	146,129	22,117	65.09%	6,167	28,284
24年度	393,087	124,556	268,531	259,293	62.79%	162,810	141,315	21,388	66.24%	8,946	30,334

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目							
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] (C-⑧)×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] (J-⑩)×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率	N 達成目標 [月数] K+L
20年度	-	-	-	-	-	-	-	285,864	69.44%	198,504	6,105	572	6,677
21年度	270,703	64.99%	175,930	6,636	65.49%	1,354	272,896	67.09%	183,086	5,806	546	6,352	
22年度	278,124	66.14%	183,951	6,942	66.64%	1,391	280,377	68.24%	191,329	5,992	561	6,553	
23年度	269,253	67.29%	181,180	6,733	67.79%	1,346	-	-	-	-	-	-	

○免除等勧奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	34,753	-	-	-	-
22年度	33,674	24.34%	10,584	24.84%	10,801
23年度	32,596	24.34%	10,245	25.34%	10,666
24年度	31,517	24.34%	9,906	25.84%	10,516

# 達成目標等算出表 [ 北見 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度											
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%	⑤最低 納付率 [%]	⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤	⑦見込納付期限 内納付率 [%]	⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦	⑨最低水準 [月数] ⑧×99.5%	目標納付率 [%]	⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率	⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩
21年度	619,909	—	—	—	66.55%	—	61.39%	—	—	—	—	—
22年度	627,531	142,027	485,504	468,803	66.55%	311,988	59.39%	278,422	33,398	67.68%	5,297	38,695
23年度	619,185	140,019	479,166	462,682	66.55%	307,915	59.39%	274,787	32,962	68.81%	10,457	43,419
24年度	610,838	138,011	472,827	456,562	66.55%	303,842	59.39%	271,152	32,527	69.94%	15,477	48,004

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] C×⑧-⑩×99.5%	目標納付率 [%]	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] J-⑧-⑩×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率
20年度	—	—	—	—	—	—	475,274	72.26%	343,433	10,250	951	11,201
21年度	461,172	68.75%	317,056	11,356	69.25%	2,306	464,907	70.85%	329,387	10,032	930	10,962
22年度	470,772	69.88%	328,975	11,799	70.38%	2,354	474,585	71.98%	341,606	10,284	949	11,233
23年度	464,625	71.01%	329,930	11,665	71.51%	2,323	—	—	—	—	—	—

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	51,832	—	—	—	—
22年度	51,109	19.67%	12,982	20.17%	13,312
23年度	50,387	19.67%	12,798	20.67%	13,449
24年度	49,664	19.67%	12,615	21.17%	13,577

# 達成目標等算出表 [ 帯広 ]

[ ]内は単位

○現年度納付月数達成目標等

	現年度			
	①被保険者 累計 [月数]	②全額免除 累計 [月数]	③納付対象者 累計 [月数] ①-②	④納付対象 月数 [月数] ③×96.56%
21年度	711,156	-	-	-
22年度	712,042	164,846	547,196	528,372
23年度	702,999	163,250	539,749	521,182
24年度	693,956	161,653	532,303	513,992

	⑤最低 納付率 [%]		⑥最低納付 月数[月数] ④×⑤		⑦見込納付期限 内納付率 [%]		⑧見込納付期限内 納付月数[月数] ④×⑦		⑨最低水準 [月数] (⑧-⑨)×99.5%		⑩加算月数 [月数] ④×⑩加算率		⑪達成目標 [月数] ⑨+⑩	
	68.57%	-	63.09%	-	61.09%	322,782	69.71%	39,325	60.23	6,023	45,348			
21年度	68.57%	-	63.09%	-	61.09%	322,782	69.71%	39,325	60.23	6,023	45,348			
22年度	68.57%	362,305	61.09%	322,782	69.71%	39,325	60.23	6,023	45,348					
23年度	68.57%	357,374	61.09%	318,390	70.85%	38,789	11,883	50,672						
24年度	68.57%	352,444	61.09%	313,998	71.99%	38,254	17,579	55,833						

○過年度納付月数達成目標等

	過年度1年目					過年度2年目						
	A 納付対象 月数[月数] ④×100.42%	B 最低 納付率 [%]	C 最低納付 月数[月数] A×B	D 最低水準 [月数] (C-⑧)×99.5%	E 加算月数 [月数] A×F加算率	G 達成目標 [月数] D+E	H 納付対象 月数[月数] A×100.81%	I 最低 納付率 [%]	J 最低納付 月数[月数] H×I	K 最低水準 [月数] (J-⑩-⑪-G) ×99.5%	L 加算月数 [月数] H×M加算率	N 達成目標 [月数] K+L
20年度	-	-	-	-	-	-	536,758	74.55%	400,153	11,696	1,074	12,770
21年度	520,073	70.77%	368,056	12,889	2,600	15,489	524,286	72.87%	382,047	11,399	1,049	12,448
22年度	530,591	71.91%	381,548	13,351	2,653	16,004	534,889	74.01%	395,871	11,678	1,070	12,748
23年度	523,371	73.05%	382,323	13,195	2,617	15,812	-	-	-	-	-	-

○免除等勸奨達成目標等

	①年度末第1号 被保険者数 [人]	②最低水準 免除率 [%]	③最低水準 [件数] ①×②× 129.13%	④目標免除率 [%]	⑤達成目標 [件数] ①×④× 129.13%
21年度	58,409	-	-	-	-
22年度	57,849	20.25%	15,127	20.75%	15,500
23年度	57,288	20.25%	14,980	21.25%	15,720
24年度	56,728	20.25%	14,834	21.75%	15,933

## 総合評価基準（技術評価）

国民年金保険料の収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について、以下により技術評価を行う。

### 【必須項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準（技術評価）表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点（400点）を付与する。

なお、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

### 【加点項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のような観点から総合的に評価を行い、別表「総合評価基準（技術評価）表」の各項目に設定した得点の配分により、それぞれ得点の付与を行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価観点の具体的項目を満たしていること。

### 【採点方式】

技術評価の得点配分は1200点とする。

- ① 基礎点は400点とする。
- ② 加点の合計は800点を上限とする。



(別表) 総合評価基準(技術評価)表(案)

評価項目・評価の視点		評価区分 得点配分	必須評価事項に係る最低評価点	要件 観 点
(i) 基本的考え方				
本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。委託するに当たっての基本的な考え方及び方針はどのようなものか。		必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的、趣旨を適切に把握した上で、委託するに当たっての基本的な考え方及び方針が明確に示されていること。</li> </ul>
(ii) 実施体制				
a 組織体制				
<p>本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制(管理責任者及び従事人員の配置、指揮監督、経験を有する担当者の支援体制等)を整備するのか。</p>		必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するための体制について、実施責任者、指揮監督責任者及び従事人員について、数値的な根拠を踏まえ、適切な配置状況が具体的に示されていること。なお、戸別訪問を担当する従事者については、各年金事務所ごとに必須数以上が設置されていること。</li> <li>・実施責任者もしくは指揮監督責任者(又は管理者等)について、国民年金制度に關して深い知識及び経験を有する者を配置することとし、事業実施にあたって必要な場合に直ちに対応できる体制が整備されている又は整備できることが示されていること。</li> <li>・本事業を実施するにあたり、入札参加者側の組織における当該事業の位置付けについて、組織図等により人員及び体制等が明確に示されていること。</li> <li>・定例打合せ会議の対応について、各都道府県単位に連絡責任者の設置等、必要な体制が明確に示されていること。</li> </ul>
		0～30	加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業における施策に有効であると考えられる業務について、過去に携わったことがある人員の配置及び人数等が具体的に示されており、当該事業に有効であるか。</li> </ul>
		加点	0～30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業に携わる従事者について、年金制度への理解及び督励方法の検討等の研修が具体的なスケジュールのもと実施されるか。</li> </ul>
		必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を実施するために、個人情報取扱及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に關連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。</li> <li>・従業員の資質向上のための研修体制が確実に整備されていること。</li> <li>・本事業を実施するための指揮監督の体制(命令系統)、事業進捗状況の把握、報告管理、苦情処理等の進行管理について適切に示されていること。</li> <li>・契約地区内に複数都道府県ある場合、各都道府県単位に連絡責任者となる人員が明記されていること。</li> </ul>
b 運営管理				
<p>本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理(個人情報取扱及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施)、進行管理(指揮命令、苦情処理等)を実施するのか。</p>		必須	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護及びトラブル発生防止のための制度的施策が具体的に示されており、運営管理及び進行管理が適切に実行できると評価できること。</li> <li>・万一の情報漏洩、トラブルの発生に当たっての具体的な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進行管理の基で適切な措置が実施できると評価できること。</li> </ul>
		加点	0～40	
基本的事項				

評価項目・評価の視点		評価区分 得点配分	必須評価事項に係る最低評価値	要求観 点
(iii) 入札参加者の業務経験	入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する実績があるか。	加点 0～50		・本事業を実施する上で、有効と評価できる実績が示されていること。
	(iv) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務 a 実施する施策の内容及び実施体制(人員体制等)	必須 加点	<p>全ての保険料滞納者に対して納付督促(免除等勧奨)を実施する施策について、以下の点に留意し具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料滞納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上を図るため、どのような措置を講じるのか。</li> <li>・施策を実施するため、どのような人員(員数、資質(資格、実務経験、教育訓練等)、専任・兼任の区分等)を配置するのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての保険料滞納者に対してその特性に応じた納付督促(免除等勧奨)を実施するため、実行可能性があると評価できる納付督促(免除等勧奨)の手法、頻度、件数が具体的に示されていること。</li> <li>・全ての要求水準を達成するため、実行可能性があると評価できる納付督促(免除等勧奨)の手法、頻度、件数及び人員の配置が具体的に示されていること。</li> <li>・それぞれの督促手法について、総合的な督励概念図若しくは体系図、各手法ごとのスクリーン図等が示されており、かつ、文書、電話による督促に結び付かなかった場合に戸別訪問を実施する行程となっていること。</li> </ul>
業 務 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要項3(1)(ア)について、保険料滞納者から国民年金保険料を納付していただくために、手法、頻度、件数及び人員の配置を踏まえ、どのような督励を実施するのか。また、滞納者への接触率の向上について、どう工夫を図るのか。</li> <li>・戸別訪問を担当する従事者の配置について、必須配置数は最低限必要な人員として定めたものであることから、業務の適切な実施に必要なとなる十分な人員の配置に最大限取組む提案となっているか。(以下、業務対象についても同様)</li> </ul>	0～50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書・発送による督促について、滞納者への発送に關し、具体的な対象者(件数)及び発送時期、頻度等が、有効的な提案となっているか。</li> <li>・文書・発送による督促を実施する場合、どのような効果を見込み、どのような文面で納付意欲の向上もしくは相触へ導くような督励を実施するのか。</li> </ul>	
		0～30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話による督促について、滞納者への架電頻度について、具体的な件数や配置人員等により、有効的な提案となっているか。</li> <li>・電話による督促を実施する場合、滞納者にとどのような説明を行うのか。</li> <li>・滞納者への接触率及び接触件数の向上について、どのような工夫をするのか。</li> </ul>	
		0～120	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸別訪問による督促について、文書や電話での接触をどのように見込み、事業実施に必要な十分な人員配置等が確保された提案となっているか。</li> <li>・戸別訪問に従事する者の日々の業務内容が具体的に提案されており、かつ、戸別訪問に従事する者の管理体制が確保された提案となっているか。</li> <li>・滞納者への接触率及び接触件数の向上について、どのような工夫をするのか。</li> </ul>	
		0～30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料滞納者への納付督促について、これまで日本年金機構(社会保険庁)で実施してきた納付督促の他に、新たな督励手法が件数や頻度等の数値を用いて具体的に提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。</li> </ul>	
		0～40	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免除等勧奨を文書・発送による手法で実施する場合、どのような文面でどのような時期に発送するかについて具体的な件数等により有効的な提案となっているか。</li> </ul>	
	0～20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免除等勧奨を電話による手法で実施する場合、どのような案内で勧奨するか、有効的な提案となっているか。</li> </ul>		
	0～90	<ul style="list-style-type: none"> <li>・免除等勧奨を戸別訪問による手法で実施する場合、どのような案内で勧奨するか、有効的な提案となっているか。</li> </ul>		
	0～30	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記督励手法の他、免除等勧奨について、これまで日本年金機構(社会保険庁)で実施してきた勧奨業務の他に、新たな督励手法が提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。</li> </ul>		

評価項目・評価の視点	評価区分 得点配分	必須評価事項に係る最低限の要求観点	
<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替等を獲得するために、どのような勧奨を実施するのか。</li> <li>上記納付督促等について、具体的提案がなされているか。</li> <li>口座振替等の獲得動機に当たって、上記納付督促とどのように組み合わせるかなど、有効な提案となっているか。</li> </ul>	0～30	<ul style="list-style-type: none"> <li>口座振替等の獲得動機に当たって、上記納付督促とどのように組み合わせるかなど、有効な提案となっているか。</li> <li>難島、山間地等の遠隔地について、有効かつ効率的に納付督促を行うための手法や頻度について、具体的な提案がなされているか。</li> <li>保険料滞納者向け納付相談会を開催するなど、有効かつ効果的な手法について具体的な提案がなされているか。</li> <li>日本年金機構から提供する未納者情報に電話番号が収録されていない場合、どのように説明を行うのか。</li> </ul>	
	加点		<ul style="list-style-type: none"> <li>難島、山間地等の遠隔地について、有効かつ効率的に納付督促を行うための手法や頻度について、具体的な提案がなされているか。</li> <li>保険料滞納者向け納付相談会を開催するなど、有効かつ効果的な手法について具体的な提案がなされているか。</li> </ul>
	0～30		<ul style="list-style-type: none"> <li>日本年金機構から提供する未納者情報に電話番号が収録されていない場合、どのように説明を行うのか、有効的な提案となっているか。</li> </ul>
事業スケジュール			
<ul style="list-style-type: none"> <li>a)に記載した施策を実施する時期、件数、回数などについてどのようなスケジュールを設定しているのか。</li> <li>施策のスケジュール及び連携をどのように図って実施するのか。</li> </ul>	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>(iv) a)に記載した施策を実施するため、適切なスケジュールが示されていること。</li> <li>①契約期間における最終目標を示した長期的総合スケジュール</li> <li>②各期又は年間を通し、計画的な督促の実施を示した戦略的中期スケジュール</li> <li>③月毎の定例的督促予定を示したルーチンスケジュール</li> </ul>	
	加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料滞納者の属性及び地域の事情等を的確に把握した上で、各属性等に応じた適切なスケジュールが設定されていると評価できること。</li> <li>施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施できると評価できること。</li> <li>本事業を実施するための適切な実施体制の獲得・維持方法について、具体的な数値的根拠を踏まえ、評価できる内容が示されていること。</li> </ul>	
事業（達成）目標			
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記a)及びb)における施策、スケジュール及び体制により、保険料滞納者からどの程度の取納効果を見込み、それにより事業の達成目標をいかに見込むか具体的に記載すること。</li> <li>保険料滞納者の属性及び地域の事情・特性等をどのように分析し、その結果をどのように事業へ反映させるのか。</li> </ul>	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての要求水準を達成するために、上記手法及びスケジュールによる効果をどのように見込んでいるか、数値的な根拠が示されていること。</li> </ul>	
	加点	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料滞納者の属性及び地域の事情・特性等を的確に予想した上で、各属性等に応じた適切な効果を見込んだ事業目標が設定されていると評価できること。</li> <li>事業進捗状況の把握の方法及び事業方針への反映等について、評価できる内容が具体的に示されていること。</li> </ul>	
(v) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務			
納付受託業務の実施内容			
<ul style="list-style-type: none"> <li>面談による納付督促を実施する場合には、保険料滞納者から納付受託の申出を受けた際に、受託保険料の溢額、亡失の防止を図るとともに、適切に管理のうえ国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか具体的に記載すること。</li> </ul>	必須	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者からの納付委託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切に安全管理体制が具体的に示されていること。</li> </ul>	

必須項目	400点
加点項目	800点

業務事項

# (別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

## 【各年金事務所における共通事項】

### 1 従来の実施に要した経費

(注記事項)

1. 従来の実施に要した経費として、公共サービス改革法に基づく民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の経費と、民間競争入札実施後の直近年度の経費を開示している。ただし、平成20年10月から委託を開始した事務所の平成20年度の経費は平成20年10月から平成21年3月迄の6ヶ月分の契約金額を計上している。

2. 各費目の内容は以下の通り。

- 人件費：職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸諸金
- 物件費：印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費
- 委託費等：委託費、旅費

#### ①人件費

民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人件費」は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督促業務(催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収等)、免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出している。

業務従事割合 = 各職員の在籍月数 ÷ 12月 × 対象業務従事時間数 ÷ 総勤務時間数 (以下同じ)

民間競争入札実施後の年度における「人件費」は、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事した特定業務契約職員(旧国民年金推進員)の実績を基に算出している。

#### ②物件費

物件費は、入札の対象業務となる納付督促業務(催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収等)及び免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上している。

#### ③委託費等

民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「委託費等」には、「委託費定額部分」に電話納付督促の委託経費を計上し、「旅費その他」に戸別訪問督促等の旅費を計上している。

民間競争入札実施後の年度における「委託費等」には、「委託費定額部分」に委託契約金額を計上し、「成功報酬等」に委託費の減額措置及び口座振替の勧奨による成功報酬額を計上している。

3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下の通り。

#### ①減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)

- ・定額法により算出している。
- ・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出している。

#### ②退職給付費用

旧社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上している。

#### ③間接部門費

民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「間接部門費」には、旧社会保険事務所を管轄する旧社会保険事務局及び旧社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分している。

### 2 従来の実施に要した人員

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・国民年金制度に関する知識と理解を有していること 等

(業務の繁閑の状況とその対応)

- ・通年で業務の繁閑は基本的に生じないが、被保険者の異動や景気状況等を背景に未納者が大幅に増減する可能性がある。

(注記事項)

1. 民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人員」には、収納業務に従事した職員を民間委託業務の従事割合により換算した人数を計上している。

民間競争入札実施後の年度の「人員」には、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事していた国民年金推進員(現特定業務契約職員)の人数を計上している。

#### ①国民年金推進員

勤務時間：1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間)

給与：

(平成17年9月まで)

(1) 月額 156,000円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が1週間の勤務時間の2分1を超えない場合は、147,000円)

(2) 賞与 期末給与 … 6月に0.85月分、12月に0.90月分(全員)

勤勉給与 … 0.30月分(設置数の1割)

0.15月分(設置数の2割)

(平成17年10月から平成18年3月まで)

(1) 月額 Aランク 176,000円(活動実績の順位が上位10%以内)

Bランク 168,000円( " 上位25%まで(Aを除く))

	Cランク	160,000円	( " 上位45%まで (A・Bを除く))
	Dランク	152,000円	( " 上位75%まで (A～Cを除く))
	Eランク	144,000円	(上記以外)
(2) 賞与	期末給与	…	6月に0.45月分、12月に0.55月分 (全員)
	勤勉給与	…	0.80月分 (特に勤務成績が優秀な者 (設置数の2割を上限) に支給) 0.40月分 (勤務成績が優秀な者 (設置数の4割を上限) に支給)

(平成18年4月から)

(1) 月額	Aランク	175,500円	(活動実績の順位が上位10%以内)
	Bランク	167,500円	( " 上位25%まで (Aを除く))
	Cランク	159,500円	( " 上位45%まで (A・Bを除く))
	Dランク	151,500円	( " 上位75%まで (A～Cを除く))
	Eランク	143,600円	(上記以外)
	ただし、各社会保険事務局の国民年金推進員1人1月当たりの活動実績を全国平均ポイントで除して得た値に応じて、A～Cランクの格付けを調整可能。		
(2) 賞与	期末給与	…	6月に0.45月分、12月に0.55月分 (全員)
	勤勉給与	…	0.80月分 (特に勤務成績が優秀な者 (設置数の2割を上限) に支給) 0.40月分 (勤務成績が優秀な者 (設置数の4割を上限) に支給)

②特別国民年金推進員

国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置

勤務時間 : 1日6時間勤務で月10日以内

(平成18年3月まで)

月額 7,800円

(平成18年4月から)

月額 7,780円

③国民年金収納指導員

常勤職員と同様の勤務時間

月額 Aクラス 12,600円 Cクラス 7,200円

④賃金職員

常勤職員と同様の勤務時間

給与は各社会保険事務所により異なる

⑤特定業務契約職員(旧国民年金推進員)

月額 Aクラス 9,910円 Cクラス 6,800円

3 従来の実施に要した施設及び設備

【民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度】

施設: 旧社会保険事務所庁舎

(なお、旧社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。)

設備: 以下、本業務に共通して使用する設備を記載

(机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX

(端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用)

(PC関係)パソコン、プリンター

(自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。)

(その他事務用品類)コピー機、シュレッダー

(注記事項)

1. 特定業務契約職員(旧国民年金推進員)については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用していない。
2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末及び金銭登録機については、民間事業者に貸与する。それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなる。

4 従来の実施における目的の達成の程度

(注記事項)

従来の実施における目的の達成の程度として、民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の達成状況と、民間競争入札実施後の直近年度の達成状況を開示している。ただし、平成19年10月から民間委託を開始した事務所の平成19年度の達成状況は、平成19年10月から平成20年3月迄の6ヶ月分の達成状況を計上している。同様に平成20年10月から委託を開始した事務所の平成20年度の経費は平成20年10月から平成21年3月迄の6ヶ月分の達成状況を計上している。国が業務を実施していた時の各社会保険事務所の実績と、民間委託を実施した直近3年度分の実績を開示している。

なお、納付月数には、強制徴収により納付された月数を含んでいる。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法等については、次のフロー図等の通り。

〔北海道地区〕

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

札幌地区(平成19年10月開始事業)		平成17年度 【参考:国が実施】	平成20年4月～平成21年3月 (12ヶ月)	平成21年4月～平成22年3月 (12ヶ月)
札幌東年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	38,302	—	—
	非常勤職員	43,368	15,506	12,249
物件費②		14,838	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	4,940	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	5,881	—	—
①～③小計(a)		107,329	15,506	12,249
参 考 値 (b)	減価償却費	376	—	—
	退職給付費用	2,982	—	—
	間接部門費	5,505	—	—
(a)+(b)合計		116,192	15,506	12,249
札幌西年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	35,109	—	—
	非常勤職員	17,622	6,202	5,444
物件費②		8,491	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	3,235	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	2,824	—	—
①～③小計(a)		67,281	6,202	5,444
参 考 値 (b)	減価償却費	524	—	—
	退職給付費用	4,714	—	—
	間接部門費	9,199	—	—
(a)+(b)合計		81,718	6,202	5,444
札幌北年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	47,076	—	—
	非常勤職員	49,191	15,506	12,249
物件費②		16,246	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	6,092	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	6,338	—	—
①～③小計(a)		124,943	15,506	12,249
参 考 値 (b)	減価償却費	583	—	—
	退職給付費用	6,167	—	—
	間接部門費	10,491	—	—
(a)+(b)合計		142,184	15,506	12,249
<地区合計>				
人件費 ①	常勤職員	120,487	—	—
	非常勤職員	110,181	37,215	29,941
物件費②		39,575	0	0
委託費等 ③	委託費定額部分	14,267	154,163	154,163
	成果報酬等	0	-2,083	(実施期間中)
	旅費その他	15,043	—	—
①～③小計(a)		299,553	189,295	184,104
参 考 値 (b)	減価償却費	1,483	—	—
	退職給付費用	13,863	—	—
	間接部門費	25,195	—	—
(a)+(b)合計		340,094	189,295	184,104

札幌以外地区(平成19年10月開始事業)		平成17年度 【参考:国が実施】	平成20年4月～平成21年3月 (12ヶ月)	平成21年4月～平成22年3月 (12ヶ月)
<b>函館年金事務所</b>				
人件費 ①	常勤職員	49,818	—	—
	非常勤職員	35,898	9,304	8,166
物件費②		16,141	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	4,548	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	7,521	—	—
①～③小計(a)		113,926	9,304	8,166
参 考 値 )	減価償却費	310	—	—
	退職給付費用	5,014	—	—
	間接部門費	8,697	—	—
(a)+(b)合計		127,947	9,304	8,166
<b>釧路年金事務所</b>				
人件費 ①	常勤職員	32,903	—	—
	非常勤職員	24,203	6,202	4,083
物件費②		10,913	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	2,874	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	4,058	—	—
①～③小計(a)		74,951	6,202	4,083
参 考 値 )	減価償却費	372	—	—
	退職給付費用	3,486	—	—
	間接部門費	6,615	—	—
(a)+(b)合計		85,424	6,202	4,083
<b>苫小牧年金事務所</b>				
人件費 ①	常勤職員	28,975	—	—
	非常勤職員	17,187	3,101	2,722
物件費②		7,912	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	2,452	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	4,158	—	—
①～③小計(a)		60,684	3,101	2,722
参 考 値 )	減価償却費	246	—	—
	退職給付費用	2,708	—	—
	間接部門費	5,585	—	—
(a)+(b)合計		69,223	3,101	2,722
<b>&lt;地区合計&gt;</b>				
人件費 ①	常勤職員	111,696	—	—
	非常勤職員	77,288	18,607	14,971
物件費②		34,966	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	9,874	70,914	70,914
	成果報酬等	0	-1,332	(実施期間中)
	旅費その他	15,737	—	—
①～③小計(a)		249,561	88,189	85,885
参 考 値 )	減価償却費	928	—	—
	退職給付費用	11,208	—	—
	間接部門費	20,897	—	—
(a)+(b)合計		282,594	88,189	85,885

旭川・道東地区(平成20年10月開始事業)		平成17年度 【参考:国が実施】	平成20年10月～平成21年3月 (6ヶ月)	平成21年4月～平成22年3月 (12ヶ月)
旭川年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	57,367	—	—
	非常勤職員	41,519	4,652	6,805
物件費②		13,511	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	5,540	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	8,221	—	—
①～③小計(a)		126,158	4,652	6,805
参 考 値 (b)	減価償却費	496	—	—
	退職給付費用	5,401	—	—
	間接部門費	9,905	—	—
(a)+(b)合計		141,960	4,652	6,805
北見年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	42,322	—	—
	非常勤職員	24,742	1,551	2,722
物件費②		9,828	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	2,972	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	4,628	—	—
①～③小計(a)		84,492	1,551	2,722
参 考 値 (b)	減価償却費	243	—	—
	退職給付費用	3,593	—	—
	間接部門費	8,048	—	—
(a)+(b)合計		96,376	1,551	2,722
帯広年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	36,699	—	—
	非常勤職員	23,619	3,101	4,083
物件費②		9,372	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	2,536	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	3,927	—	—
①～③小計(a)		76,153	3,101	4,083
参 考 値 (b)	減価償却費	175	—	—
	退職給付費用	3,422	—	—
	間接部門費	6,677	—	—
(a)+(b)合計		86,427	3,101	4,083
<地区合計>				
人件費 ①	常勤職員	136,388	—	—
	非常勤職員	89,880	9,304	13,610
物件費②		32,711	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	11,048	31,067	62,135
	成果報酬等	0	-2,800	(実施期間中)
	旅費その他	16,776	—	—
①～③小計(a)		286,803	37,571	75,745
参 考 値 (b)	減価償却費	914	—	—
	退職給付費用	12,416	—	—
	間接部門費	24,630	—	—
(a)+(b)合計		324,763	37,571	75,745



道央地区(平成20年10月開始事業)		平成17年度 【参考:国が実施】	平成20年10月～平成21年3月 (6ヶ月)	平成21年4月～平成22年3月 (12ヶ月)
新さっぽろ年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	29,910	—	—
	非常勤職員	28,463	4,652	6,805
物件費②		10,048	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	4,203	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	5,830	—	—
①～③小計(a)		78,454	4,652	6,805
参 考 値 (b)	減価償却費	627	—	—
	退職給付費用	2,858	—	—
	間接部門費	5,905	—	—
(a)+(b)合計		87,844	4,652	6,805
小樽年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	26,182	—	—
	非常勤職員	14,932	1,551	2,722
物件費②		6,273	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	1,829	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	2,735	—	—
①～③小計(a)		51,951	1,551	2,722
参 考 値 (b)	減価償却費	238	—	—
	退職給付費用	2,547	—	—
	間接部門費	5,786	—	—
(a)+(b)合計		60,522	1,551	2,722
室蘭年金事務所				
人件費 ①	常勤職員	22,100	—	—
	非常勤職員	13,002	1,551	2,722
物件費②		4,500	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	1,413	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	成果報酬等	0	(地区合計に掲載)	(地区合計に掲載)
	旅費その他	2,841	—	—
①～③小計(a)		43,856	1,551	2,722
参 考 値 (b)	減価償却費	167	—	—
	退職給付費用	2,226	—	—
	間接部門費	4,991	—	—
(a)+(b)合計		51,240	1,551	2,722
<地区合計>				
人件費 ①	常勤職員	78,192	—	—
	非常勤職員	56,397	7,753	12,249
物件費②		20,821	—	—
委託費等 ③	委託費定額部分	7,445	19,706	39,411
	成果報酬等	0	-3,090	(実施期間中)
	旅費その他	11,406	—	—
①～③小計(a)		174,261	24,369	51,660
参 考 値 (b)	減価償却費	1,032	—	—
	退職給付費用	7,631	—	—
	間接部門費	16,682	—	—
(a)+(b)合計		199,606	24,369	51,660

《地区総合計》		委託前 【参考：国が実施】		平成21年度
人件費 ①	常勤職員	446,763		—
	非常勤職員	333,746		70,770
物件費②		128,073		—
委託費等 ③	委託費定額部分	42,634		225,077
	成果報酬等	0		(実施期間中)
	旅費その他	58,962		—
①～③小計(a)		1,010,178		295,847
参 考 値 (b)	減価償却費	4,357		—
	退職給付費用	45,118		—
	間接部門費	87,404		—
(a)+(b)合計		1,147,057		295,847

(注1) 参考情報として、民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の経費を開示している。

(注2) 民間競争入札実施後の直近年度については、国が実施していた業務(主に特定業務契約職員(旧国民年金推進員)が実施していた免除勸奨業務)に係る経費と、民間事業者への委託契約金額を計上している。なお、民間委託後は地区単位で事業者と契約を締結しているため、地区単位の契約金額を開示している。

(注3) 平成19年10月から民間委託を開始した事務所の平成20年度及び平成21年度の経費は、全体の委託費(税込)のうち、それぞれ12カ月分を計上している。同様に平成20年10月から委託を開始した事務所の平成20年度の経費は、平成20年10月から平成21年3月迄の6ヶ月分を計上し、平成21年度は12カ月分を計上している。

## 〔北海道地区〕

## 2 従来の実施に要した人員

(単位:人)

札幌地区(平成19年10月開始事業)	平成17年度 【参考:国が実施】	平成20年度	平成21年度
札幌東年金事務所			
常勤職員	5.56	-	-
非常勤職員	22.80	5.00	5.00
札幌西年金事務所			
常勤職員	8.79	-	-
非常勤職員	7.64	2.00	2.00
札幌北年金事務所			
常勤職員	11.50	-	-
非常勤職員	21.50	5.00	5.00
<地区合計>			
常勤職員	25.85	-	-
非常勤職員	51.94	12.00	12.00
札幌以外地区(平成19年10月開始事業)			
函館年金事務所			
常勤職員	9.35	-	-
非常勤職員	18.40	3.00	4.00
釧路年金事務所			
常勤職員	6.50	-	-
非常勤職員	11.27	2.00	2.00
苫小牧年金事務所			
常勤職員	5.05	-	-
非常勤職員	8.49	1.00	1.00
<地区合計>			
常勤職員	20.90	-	-
非常勤職員	38.16	6.00	7.00
旭川・道東地区(平成20年10月開始事業)			
旭川年金事務所			
常勤職員	10.05	-	-
非常勤職員	19.45	3.00	3.00
北見年金事務所			
常勤職員	6.70	-	-
非常勤職員	14.40	1.00	1.00
帯広年金事務所			
常勤職員	6.38	-	-
非常勤職員	13.10	2.00	2.00
<地区合計>			
常勤職員	23.13	-	-
非常勤職員	46.95	6.00	6.00

道央地区(平成20年10月開始事業)	平成17年度 【参考:国が実施】	平成20年度 (平成20年10月～平成21年3月)	平成21年度
新さっぽろ年金事務所			
常勤職員	5.33	-	-
非常勤職員	14.14	3.00	3.00
小樽年金事務所			
常勤職員	4.75	-	-
非常勤職員	6.61	1.00	1.00
室蘭年金事務所			
常勤職員	4.15	-	-
非常勤職員	6.40	1.00	1.00
<地区合計>			
常勤職員	14.23	-	-
非常勤職員	27.15	5.00	5.00
<b>&lt;地区総合計&gt;</b>		<b>委託前 【参考:国が実施】</b>	<b>平成21年度</b>
常勤職員	84.11		-
非常勤職員	164.20		30.00

(注1)民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度には、収納業務に従事した職員を民間委託業務の従事割合により換算した人数を計上している。  
(注2)民間競争入札実施後の年度には、民間委託業務の対象となっていなかった免除等申請手続の勸奨業務を主に従事していた国民年金推進員(現特定業務契約職員)の年度当初の人数を計上している。(平成20年10月開始事業分については、民間委託に伴う国民年金推進員の再編後の人員を計上している。)

〔北海道地区〕

4 従来の実施における目的の達成の程度

札幌地区(平成19年10月開始事業)	平成17年度 【参考:国が実施】	平成19年度	平成20年度	平成21年度
<b>札幌東年金事務所</b>				
納付対象月数[月数]	759,164	837,028	829,057	(集計中)
納付月数[月数]	490,427	444,014	414,098	(集計中)
納付率[%]	64.6%	53.0%	49.9%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	420,312	385,066	360,645	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	21,800	35,800	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	25,162	25,708	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	115.4%	71.8%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	843,280	801,313	828,663	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	530,834	504,875	474,047	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	62.9%	63.0%	57.2%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	876,614	782,388	815,731	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	555,971	545,084	529,688	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	63.4%	69.7%	64.9%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	29,700	45,000	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	26,141	53,414	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	88.0%	118.7%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	107,519	108,235	107,932	108,467
全額免除該当者数[人]	39,658	38,392	39,183	41,713
全額免除該当率[%]	36.9%	35.5%	36.3%	38.5%
<b>札幌西年金事務所</b>				
納付対象月数[月数]	408,404	465,086	476,931	(集計中)
納付月数[月数]	279,409	264,912	255,347	(集計中)
納付率[%]	68.4%	57.0%	53.5%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	244,803	233,863	225,356	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	11,900	19,600	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	13,910	15,151	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	116.9%	77.3%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	446,864	439,744	463,334	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	297,055	294,342	281,881	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	66.5%	66.9%	60.8%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	459,325	420,114	446,210	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	309,842	309,538	307,555	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	67.5%	73.7%	68.9%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	16,200	24,400	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	14,564	28,657	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	89.9%	117.4%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	56,485	57,720	59,016	59,901
全額免除該当者数[人]	19,978	18,937	19,307	20,844
全額免除該当率[%]	35.4%	32.8%	32.7%	34.8%
<b>札幌北年金事務所</b>				
納付対象月数[月数]	844,935	912,528	891,448	(集計中)
納付月数[月数]	585,982	538,077	504,492	(集計中)
納付率[%]	69.4%	59.0%	56.6%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	508,972	471,295	443,127	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	23,200	38,200	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	27,148	29,443	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	117.0%	77.1%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	911,997	873,216	909,206	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	626,541	604,936	569,998	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	68.7%	69.3%	62.7%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	952,531	855,888	884,319	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	650,322	641,777	627,454	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	68.3%	75.0%	71.0%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	29,700	44,900	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	24,922	52,454	(実施期間中)

・要求水準達成率[%]	-	83.9%	116.8%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	115,385	114,420	113,656	112,986
全額免除該当者数[人]	42,000	40,712	41,249	43,187
全額免除該当率[%]	36.4%	35.6%	36.3%	38.2%

<地区合計>

納付対象月数[月数]	2,012,503	2,214,642	2,197,436	(集計中)
納付月数[月数]	1,355,818	1,247,003	1,173,937	(集計中)
納付率[%]	67.4%	56.3%	53.4%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	1,174,087	1,090,224	1,029,128	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	56,900	93,600	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	66,220	70,302	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	116.4%	75.1%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	2,202,141	2,114,273	2,201,203	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	1,454,430	1,404,153	1,325,926	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	66.0%	66.4%	60.2%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	2,288,470	2,058,390	2,146,260	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	1,516,135	1,496,399	1,464,697	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	66.3%	72.7%	68.2%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	75,600	114,300	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	65,627	134,525	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	86.8%	117.7%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	279,389	280,375	280,604	281,354
全額免除該当者数[人]	101,636	98,041	99,739	105,744
全額免除該当率[%]	36.4%	35.0%	35.5%	37.6%

札幌以外地区(平成19年10月開始事業)

平成17年度  
【参考:国が実施】

平成19年度

平成20年度

平成21年度

函館年金事務所

納付対象月数[月数]	702,663	713,639	693,269	(集計中)
納付月数[月数]	459,328	412,673	378,997	(集計中)
納付率[%]	65.4%	57.8%	54.7%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	409,689	370,451	340,825	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	14,400	23,700	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	17,000	16,621	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	118.1%	70.1%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	764,230	700,769	708,302	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	494,819	460,685	431,901	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	64.7%	65.7%	61.0%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	808,268	699,451	707,551	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	523,471	493,723	475,820	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	64.8%	70.6%	67.2%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	18,500	28,200	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	15,603	31,929	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	84.3%	113.2%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	86,900	84,109	82,495	79,887
全額免除該当者数[人]	26,388	25,838	25,797	27,255
全額免除該当率[%]	30.4%	30.7%	31.3%	34.1%

釧路年金事務所

納付対象月数[月数]	541,178	536,464	520,708	(集計中)
納付月数[月数]	356,163	325,735	309,024	(集計中)
納付率[%]	65.8%	60.7%	59.3%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	319,251	294,959	280,649	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	12,100	20,000	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	12,438	14,192	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	102.8%	71.0%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	575,497	544,092	532,854	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	381,953	361,153	340,067	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	66.4%	66.4%	63.8%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	629,820	548,171	549,940	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	404,398	380,649	371,413	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	64.2%	69.4%	67.5%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	12,500	19,100	(実施期間中)

・実施結果[月数]	-	10,954	24,020	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	87.6%	125.8%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	62,893	60,562	59,606	58,372
全額免除該当者数[人]	16,701	16,593	16,872	17,793
全額免除該当率[%]	26.6%	27.4%	28.3%	30.5%

苫小牧年金事務所

納付対象月数[月数]	391,447	385,220	377,344	(集計中)
納付月数[月数]	251,802	227,752	216,375	(集計中)
納付率[%]	64.3%	59.1%	57.3%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	224,459	206,145	195,282	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	8,100	13,300	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	8,431	10,257	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	104.1%	77.1%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	424,762	390,060	384,109	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	272,615	251,718	239,328	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	64.2%	64.5%	62.3%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	453,951	382,474	394,771	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	287,705	269,878	260,762	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	63.4%	70.6%	66.1%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	10,100	15,400	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	8,089	20,244	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	80.1%	131.5%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	47,636	45,705	45,316	44,674
全額免除該当者数[人]	14,622	13,916	13,976	14,180
全額免除該当率[%]	30.7%	30.4%	30.8%	31.7%

<地区合計>

納付対象月数[月数]	1,635,288	1,635,323	1,591,321	(集計中)
納付月数[月数]	1,067,293	966,160	904,396	(集計中)
納付率[%]	65.3%	59.1%	56.8%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	953,399	871,555	816,756	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	34,600	57,000	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	37,869	41,070	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	109.4%	72.1%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	1,764,489	1,634,921	1,625,265	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	1,149,387	1,073,556	1,011,296	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	65.1%	65.7%	62.2%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	1,892,039	1,630,096	1,652,262	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	1,215,574	1,144,250	1,107,995	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	64.2%	70.2%	67.1%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	41,100	62,700	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	34,646	76,193	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	84.3%	121.5%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	197,429	190,376	187,417	182,933
全額免除該当者数[人]	57,711	56,347	56,645	59,228
全額免除該当率[%]	29.2%	29.6%	30.2%	32.4%

旭川・道東地区(平成20年10月開始事業)	平成17年度 【参考:国が実施】	平成19年度	平成20年度	平成21年度
-----------------------	---------------------	--------	--------	--------

旭川年金事務所

納付対象月数[月数]	739,534	719,115	688,554	(集計中)
納付月数[月数]	497,225	449,736	424,597	(集計中)
納付率[%]	67.2%	62.5%	61.7%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	441,933	402,830	381,159	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	21,000	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	18,395	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	87.6%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	796,576	726,891	708,791	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	530,769	501,460	471,568	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	66.6%	69.0%	66.5%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	852,140	738,192	730,754	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	562,799	539,213	517,031	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	66.0%	73.0%	70.8%	(集計中)

・要求水準(過年度)[月数]	-	-	18,400	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	17,056	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	92.7%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	89,211	84,560	82,881	80,177
全額免除該当者数[人]	26,852	26,211	27,008	27,851
全額免除該当率[%]	30.1%	31.0%	32.6%	34.7%

北見年金事務所

納付対象月数[月数]	513,426	491,435	475,844	(集計中)
納付月数[月数]	370,674	339,945	321,070	(集計中)
納付率[%]	72.2%	69.2%	67.5%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	336,417	311,300	294,931	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	13,400	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	10,915	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	81.5%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	544,450	508,754	489,163	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	388,645	373,941	352,474	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	71.4%	73.5%	72.1%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	554,009	517,045	512,217	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	403,408	391,982	381,780	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	72.8%	75.8%	74.5%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	-	10,100	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	8,629	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	85.4%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	59,290	55,677	54,256	52,409
全額免除該当者数[人]	15,324	14,810	14,225	14,254
全額免除該当率[%]	25.8%	26.6%	26.2%	27.2%

帯広年金事務所

納付対象月数[月数]	563,375	559,526	539,785	(集計中)
納付月数[月数]	418,310	393,941	373,981	(集計中)
納付率[%]	74.3%	70.4%	69.3%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	378,928	359,336	342,006	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	15,700	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	11,737	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	74.8%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	593,556	566,440	553,221	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	440,308	426,612	409,008	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	74.2%	75.3%	73.9%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	618,054	567,412	569,871	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	459,843	444,617	437,686	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	74.4%	78.4%	76.8%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	-	12,100	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	10,603	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	87.6%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	63,647	61,270	59,991	58,705
全額免除該当者数[人]	15,773	15,787	15,926	16,473
全額免除該当率[%]	24.8%	25.8%	26.5%	28.1%

<地区合計>

納付対象月数[月数]	1,816,335	1,770,076	1,704,183	(集計中)
納付月数[月数]	1,286,209	1,183,622	1,119,648	(集計中)
納付率[%]	70.8%	66.9%	65.7%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	1,157,278	1,073,466	1,018,096	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	50,100	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	41,047	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	81.9%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	1,934,582	1,802,085	1,751,175	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	1,359,722	1,302,013	1,233,050	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	70.3%	72.3%	70.4%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	2,024,203	1,822,649	1,812,842	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	1,426,050	1,375,812	1,336,497	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	70.4%	75.5%	73.7%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	-	40,600	(実施期間中)



・実施結果[月数]	-	-	36,288	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	89.4%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	212,148	201,507	197,128	191,291
全額免除該当者数[人]	57,949	56,808	57,159	58,578
全額免除該当率[%]	27.3%	28.2%	29.0%	30.6%

道央地区(平成20年10月開始事業)

平成17年度  
【参考:国が実施】

平成19年度

平成20年度

平成21年度

新さっぽろ年金事務所

納付対象月数[月数]	621,375	631,389	631,910	(集計中)
納付月数[月数]	431,436	401,501	380,696	(集計中)
納付率[%]	69.4%	63.6%	60.2%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	372,030	351,429	335,046	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	20,800	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	17,238	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	82.9%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	669,081	623,254	625,785	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	456,551	441,518	421,040	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	68.2%	70.8%	67.3%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	697,050	623,233	629,966	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	475,261	467,423	454,779	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	68.2%	75.0%	72.2%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	-	17,800	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	14,384	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	80.8%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	84,828	84,156	84,638	83,688
全額免除該当者数[人]	30,773	32,047	31,878	32,790
全額免除該当率[%]	36.3%	38.1%	37.7%	39.2%

小樽年金事務所

納付対象月数[月数]	321,579	301,599	288,667	(集計中)
納付月数[月数]	220,367	197,018	183,554	(集計中)
納付率[%]	68.5%	65.3%	63.6%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	195,958	175,579	164,014	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	9,700	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	7,118	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	73.4%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	335,447	311,569	297,950	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	238,735	222,698	206,605	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	71.2%	71.5%	69.3%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	376,130	314,921	314,585	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	255,904	238,489	230,060	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	68.0%	75.7%	73.1%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	-	8,200	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	7,237	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	88.3%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	39,816	37,724	36,682	35,150
全額免除該当者数[人]	13,226	13,393	13,389	13,592
全額免除該当率[%]	33.2%	35.5%	36.5%	38.7%

室蘭年金事務所

納付対象月数[月数]	215,715	204,706	200,290	(集計中)
納付月数[月数]	151,313	136,128	125,645	(集計中)
納付率[%]	70.1%	66.5%	62.7%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	133,810	120,529	112,173	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	6,700	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	5,265	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	78.6%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	238,176	210,708	204,322	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	164,418	152,484	142,165	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	69.0%	72.4%	69.6%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	258,894	218,243	212,639	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	175,549	161,356	156,196	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	67.8%	73.9%	73.5%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	-	5,100	(実施期間中)

・実施結果[月数]	-	-	4,065	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	79.7%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	28,810	26,740	26,045	25,924
全額免除該当者数[人]	10,755	10,637	10,086	10,335
全額免除該当率[%]	37.3%	39.8%	38.7%	39.9%

<地区合計>

納付対象月数[月数]	1,158,669	1,137,694	1,120,867	(集計中)
納付月数[月数]	803,116	734,647	689,895	(集計中)
納付率[%]	69.3%	64.6%	61.6%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	701,798	647,537	611,233	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	-	37,200	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	29,621	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	79.6%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	1,242,704	1,145,531	1,128,057	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	859,704	816,700	769,810	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	69.2%	71.3%	68.2%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	1,332,074	1,156,397	1,157,190	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	906,714	867,268	841,035	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	68.1%	75.0%	72.7%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	-	31,100	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	-	25,686	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	-	82.6%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	153,454	148,620	147,365	144,762
全額免除該当者数[人]	54,754	56,077	55,353	56,717
全額免除該当率[%]	35.7%	37.7%	37.6%	39.2%

<地区総合計>

	委託前 【参考:国が実施】	平成19年度	平成20年度	平成21年度
納付対象月数[月数]	6,622,795	6,757,735	6,613,807	(集計中)
納付月数[月数]	4,512,436	4,131,432	3,887,876	(集計中)
納付率[%]	68.1%	61.1%	58.8%	(集計中)
納付期限内納付月数[月数]	3,986,562	3,682,782	3,475,213	(集計中)
・要求水準(現年度)[月数]	-	91,500	237,900	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	104,089	182,040	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	113.8%	76.5%	(実施期間中)
過年度(1年目)納付対象月数[月数]	7,143,916	6,696,810	6,705,700	(集計中)
過年度(1年目)納付月数[月数]	4,823,243	4,596,422	4,340,082	(集計中)
過年度(1年目)納付率[%]	67.5%	68.6%	64.7%	(集計中)
過年度(2年目)納付対象月数[月数]	7,536,786	6,667,532	6,768,554	(集計中)
過年度(2年目)納付月数[月数]	5,064,473	4,883,729	4,750,224	(集計中)
過年度(2年目)納付率[%]	67.2%	73.2%	70.2%	(集計中)
・要求水準(過年度)[月数]	-	116,700	248,700	(実施期間中)
・実施結果[月数]	-	100,273	272,692	(実施期間中)
・要求水準達成率[%]	-	85.9%	109.6%	(実施期間中)
年度末第1号被保険者数[人]	842,420	820,878	812,514	800,340
全額免除該当者数[人]	272,050	267,273	268,896	280,267
全額免除該当率[%]	32.3%	32.6%	33.1%	35.0%

(注1)参考情報として、民間競争入札実施前の国が自ら実施していた年度の実績を開示している。

(注2)要求水準(現年度・過年度)、実施結果及び要求水準達成率については、平成19年10月から民間委託を開始した事務所の平成19年度の実績は、平成19年10月から平成20年4月までの7カ月分(第1期)、平成20年度の実績は平成20年5月から平成21年4月までの12カ月分(第2期)を計上している。同様に、平成20年10月から民間委託を開始した事務所の平成20年度の実績は、平成20年10月から平成21年4月までの7カ月分(第1期)を計上している。なお、それぞれの平成21年度の実績については、平成19年10月開始分及び平成20年10月開始分ともに、平成21年5月から平成22年9月までの17カ月間を評価期間としている。

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 札幌東 年金事務所 】 (平成19年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		111,138	110,732	110,418
未納者	短期未納者	17,663	19,257	20,170
	中期未納者	12,728	14,076	14,055
	長期未納者	25,910	27,975	29,374
	計	56,301	61,308	63,599
全額免除者	法定免除者	9,422	9,464	10,149
	申請免除(全額)者	16,918	17,120	17,827
	学生納付特例者	9,444	9,115	8,677
	若年者納付猶予者	2,571	2,693	2,530
計		38,355	38,392	39,183

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	3,894	6.92%	3,987	6.50%	3,870	6.09%	13カ月	894	1.59%	1,083	1.77%	1,202	1.89%
2カ月	2,689	4.78%	2,660	4.34%	2,784	4.38%	14カ月	901	1.60%	1,028	1.68%	1,081	1.70%
3カ月	4,111	7.30%	5,284	8.62%	5,859	9.21%	15カ月	1,837	3.26%	2,254	3.68%	2,536	3.99%
4カ月	2,713	4.82%	2,747	4.48%	2,819	4.43%	16カ月	648	1.15%	872	1.42%	827	1.30%
5カ月	2,216	3.94%	2,328	3.80%	2,482	3.90%	17カ月	565	1.00%	818	1.33%	779	1.22%
6カ月	2,040	3.62%	2,251	3.67%	2,356	3.70%	18カ月	600	1.07%	801	1.31%	884	1.39%
7カ月	1,735	3.08%	1,986	3.24%	1,881	2.96%	19カ月	658	1.17%	694	1.13%	756	1.19%
8カ月	1,498	2.66%	1,718	2.80%	1,761	2.77%	20カ月	661	1.17%	722	1.18%	712	1.12%
9カ月	4,328	7.69%	3,762	6.14%	3,647	5.73%	21カ月	1,688	3.00%	2,515	4.10%	2,260	3.55%
10カ月	1,161	2.06%	1,556	2.54%	1,519	2.39%	22カ月	709	1.26%	710	1.16%	790	1.24%
11カ月	1,188	2.11%	1,540	2.51%	1,443	2.27%	23カ月	1,047	1.86%	972	1.59%	970	1.53%
12カ月	2,818	5.01%	3,514	5.73%	3,804	5.98%	24カ月	15,702	27.89%	15,506	25.29%	16,577	26.06%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	26,166	28,269	36,983	35,927	39,491	39,131	38,619
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
37,276	37,125	52,396	48,686	35,120	35,498	39,468	37,606	37,562	37,695	37,987	38,156
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
38,220	37,210	54,685	52,893	33,987	34,536	38,942	37,115	37,128	37,249	37,625	37,681

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
68.50%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	17,471	16,498	15,438
口座振替者率	24.00%	22.81%	21.67%
クレジットカード納付者数	-	201	638
クレジットカード納付者率	-	0.28%	0.90%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	71,111	138,645	203,544	282,145	348,743	418,922	481,812	527,459	594,229	651,155	693,915	747,417
納付月数	34,175	72,660	111,742	151,719	192,475	234,023	275,852	320,794	361,752	403,778	447,285	490,427
納付率	48.06%	52.41%	54.90%	53.77%	55.19%	55.86%	57.25%	60.82%	60.88%	62.01%	64.46%	65.62%
（督励対象月数）	53,924	104,470	134,536	178,557	210,406	245,723	273,730	284,527	315,349	336,728	344,591	362,718
（督励納付月数）	16,988	38,485	42,734	48,131	54,138	60,824	67,770	77,862	82,872	89,351	97,961	105,728
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	64,796	127,587	189,953	272,097	348,225	413,509	484,259	548,478	616,203	680,590	737,930	799,061
納付月数	33,959	71,526	109,321	147,873	186,267	225,094	264,916	307,815	347,422	387,962	429,631	471,267
納付率	52.41%	56.06%	57.55%	54.35%	53.49%	54.44%	54.71%	56.12%	56.38%	57.00%	58.22%	58.98%
（督励対象月数）	46,648	93,628	121,791	170,194	212,995	244,993	282,350	313,302	347,163	377,876	402,227	429,793
（督励納付月数）	15,811	37,567	41,159	45,970	51,037	56,578	63,007	72,639	78,382	85,248	93,928	101,999
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	72,089	139,101	206,050	285,058	358,340	426,823	495,403	562,568	632,828	700,838	769,907	837,028
納付月数	32,418	67,832	104,007	140,605	176,708	215,526	253,759	293,871	330,997	367,924	405,868	444,014
納付率	44.97%	48.76%	50.48%	49.33%	49.31%	50.50%	51.22%	52.24%	52.30%	52.50%	52.72%	53.05%
（督励対象月数）	54,222	106,683	141,164	187,808	228,971	265,767	302,213	337,361	375,082	410,835	448,242	483,691
（督励納付月数）	14,551	35,414	39,121	43,355	47,339	54,470	60,569	68,664	73,251	77,921	84,203	90,677
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	71,496	139,487	207,382	286,939	358,838	430,891	501,537	570,590	635,833	703,126	767,615	829,057
納付月数	30,129	63,510	97,191	131,043	165,425	200,446	235,605	273,284	307,681	341,932	378,023	414,098
納付率	42.14%	45.53%	46.87%	45.67%	46.10%	46.52%	46.98%	47.89%	48.39%	48.63%	49.25%	49.95%
（督励対象月数）	53,796	109,358	146,724	195,931	237,743	279,793	320,520	359,715	394,591	431,863	466,936	498,578
（督励納付月数）	12,429	33,381	36,533	40,035	44,330	49,348	54,588	62,409	66,439	70,669	77,344	83,619
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	70,760	138,799	205,278	285,071	360,052	423,718	490,414	550,119	618,739	685,124	749,864	—
納付月数	28,775	60,605	92,786	124,927	157,251	190,785	224,414	259,949	292,456	324,600	358,565	—
納付率	40.67%	43.66%	45.20%	43.82%	43.67%	45.03%	45.76%	47.25%	47.27%	47.38%	47.82%	—
（督励対象月数）	53,440	110,024	147,223	197,894	244,279	279,510	317,560	348,762	388,259	425,958	462,603	—
（督励納付月数）	11,455	31,830	34,731	37,750	41,478	46,577	51,560	58,592	61,976	65,434	71,304	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督励対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督励納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	860,605	862,072	863,934	865,710	867,430	869,114	870,624	871,566	872,754	874,068	875,680	876,614
	納付月数	533,316	536,088	538,819	541,085	543,467	545,809	547,858	549,973	551,653	553,300	554,848	555,971
	納付率	61.97%	62.19%	62.37%	62.50%	62.65%	62.80%	62.93%	63.10%	63.21%	63.30%	63.36%	63.42%
	(督促対象月数)	—	328,756	327,846	326,891	326,345	325,647	324,815	323,708	322,781	322,415	322,380	321,766
	(督促納付月数)	—	2,772	2,731	2,266	2,382	2,342	2,049	2,115	1,680	1,647	1,548	1,123
16年度分	納付対象月数	833,236	831,843	830,042	831,313	830,714	832,916	835,109	836,220	837,977	839,726	841,979	843,280
	納付月数	502,843	506,697	509,904	512,952	515,394	517,645	519,929	522,993	524,624	526,420	528,479	530,834
	納付率	60.35%	60.91%	61.43%	61.70%	62.04%	62.15%	62.26%	62.54%	62.61%	62.69%	62.77%	62.95%
	(督促対象月数)	—	329,000	323,345	321,409	317,762	317,522	317,464	316,291	314,984	315,102	315,559	314,801
	(督促納付月数)	—	3,854	3,207	3,048	2,442	2,251	2,284	3,064	1,631	1,796	2,059	2,355
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	845,537	847,065	848,449	850,357	851,734	853,339	854,326	855,716	857,124	858,345	860,024	861,348
	納付月数	533,517	535,999	538,550	541,221	543,383	545,608	547,734	550,115	552,380	553,999	555,799	556,813
	納付率	63.10%	63.28%	63.47%	63.65%	63.80%	63.94%	64.11%	64.29%	64.45%	64.54%	64.63%	64.64%
	(督促対象月数)	314,703	313,548	312,450	311,807	310,513	309,956	308,718	307,982	307,009	305,965	306,025	305,549
	(督促納付月数)	2,683	2,482	2,551	2,671	2,162	2,225	2,126	2,381	2,265	1,619	1,800	1,014
17年度分	納付対象月数	750,920	748,796	747,772	758,294	758,710	758,775	758,931	758,750	760,449	761,791	763,605	765,236
	納付月数	496,118	499,451	502,248	504,606	506,463	508,301	510,119	512,958	514,663	516,198	517,941	520,078
	納付率	66.07%	66.70%	67.17%	66.54%	66.75%	66.99%	67.22%	67.61%	67.68%	67.76%	67.83%	67.96%
	(督促対象月数)	260,493	252,678	248,321	256,046	254,104	252,312	250,630	248,631	247,491	247,128	247,407	247,295
	(督促納付月数)	5,691	3,333	2,797	2,358	1,857	1,838	1,818	2,839	1,705	1,535	1,743	2,137
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	766,847	768,986	771,013	772,607	773,877	775,533	776,652	777,748	778,936	779,833	781,269	782,388
	納付月数	522,949	525,410	527,736	531,113	533,088	535,296	537,306	539,142	540,956	542,603	544,073	545,084
	納付率	68.19%	68.33%	68.45%	68.74%	68.89%	69.02%	69.18%	69.32%	69.45%	69.58%	69.64%	69.67%
	(督促対象月数)	246,769	246,037	245,603	244,871	242,764	242,445	241,356	240,442	239,794	238,877	238,666	238,315
	(督促納付月数)	2,871	2,461	2,326	3,377	1,975	2,208	2,010	1,836	1,814	1,647	1,470	1,011
18年度分	納付対象月数	799,987	798,776	795,908	794,595	793,458	794,578	795,697	796,867	798,086	798,820	800,286	801,313
	納付月数	477,647	481,760	485,126	488,254	490,429	492,867	494,974	497,500	499,269	500,708	502,541	504,875
	納付率	59.71%	60.31%	60.95%	61.45%	61.81%	62.03%	62.21%	62.43%	62.56%	62.68%	62.80%	63.01%
	(督促対象月数)	328,720	321,129	314,148	309,469	305,204	304,149	302,830	301,893	300,586	299,551	299,578	298,772
	(督促納付月数)	6,380	4,113	3,366	3,128	2,175	2,438	2,107	2,526	1,769	1,439	1,833	2,334
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	802,794	804,326	805,297	806,287	807,352	808,339	809,620	810,802	811,944	813,183	814,477	815,731
	納付月数	507,592	510,237	512,718	515,049	517,716	520,144	522,227	524,108	525,857	527,353	528,514	529,688
	納付率	63.23%	63.44%	63.67%	63.88%	64.13%	64.35%	64.50%	64.64%	64.77%	64.85%	64.89%	64.93%
	(督促対象月数)	297,919	296,734	295,060	293,569	292,303	290,623	289,476	288,575	287,836	287,326	287,124	287,217
	(督促納付月数)	2,717	2,645	2,481	2,331	2,667	2,428	2,083	1,881	1,749	1,496	1,161	1,174
19年度分	納付対象月数	833,692	828,506	825,873	823,979	821,612	822,424	823,488	824,366	825,343	826,430	827,413	828,663
	納付月数	449,431	452,955	455,803	458,214	461,593	463,730	465,561	467,930	469,324	470,584	472,164	474,047
	納付率	53.91%	54.67%	55.19%	55.61%	56.18%	56.39%	56.54%	56.76%	56.86%	56.94%	57.07%	57.21%
	(督促対象月数)	389,678	379,075	372,918	368,176	363,398	360,831	359,758	358,805	357,413	357,106	356,829	356,499
	(督促納付月数)	5,417	3,524	2,848	2,411	3,379	2,137	1,831	2,369	1,394	1,260	1,580	1,883
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	829,429	830,947	831,689	832,698	833,520	834,290	835,095	835,880	836,593	837,445	838,308	—
	納付月数	476,579	478,814	483,485	486,378	488,204	490,296	492,037	493,726	495,389	496,677	497,953	—
	納付率	57.46%	57.62%	58.13%	58.41%	58.57%	58.77%	58.92%	59.07%	59.22%	59.31%	59.40%	—
	(督促対象月数)	355,382	354,368	352,875	349,213	347,142	346,086	344,799	343,843	342,867	342,056	341,631	—
	(督促納付月数)	2,532	2,235	4,671	2,893	1,826	2,092	1,741	1,689	1,663	1,288	1,276	—
20年度分	納付対象月数	827,961	824,034	819,720	815,954	812,314	811,640	811,910	812,204	812,716	813,348	814,112	—
	納付月数	418,636	422,099	426,458	428,935	430,573	432,515	434,259	436,717	437,951	439,113	440,469	—
	納付率	50.56%	51.22%	52.02%	52.57%	53.01%	53.29%	53.49%	53.77%	53.89%	53.99%	54.10%	—
	(督促対象月数)	413,863	405,398	397,621	389,496	383,379	381,067	379,395	377,945	375,999	375,397	374,999	—
	(督促納付月数)	4,538	3,463	4,359	2,477	1,638	1,942	1,744	2,458	1,234	1,162	1,356	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数(は含まれない))であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,301	502	929	3,442	5,204	4,859	1,121	2,178	4,929	654	1,292	3,711
学生納付特例	1,757	3,386	1,112	905	222	757	373	404	389	281	370	455
若年者納付猶予	17	158	262	440	497	767	279	311	820	103	547	779
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,422	815	992	6,109	2,830	1,404	4,453	1,497	2,595	1,039	1,635	2,169
学生納付特例	3,281	1,943	888	623	221	555	559	266	475	306	355	477
若年者納付猶予	512	161	218	720	334	339	879	186	349	209	205	391
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,571	542	875	8,656	2,917	3,134	2,714	1,763	1,570	868	1,015	1,040
学生納付特例	477	2,033	2,512	1,106	851	448	575	498	402	293	350	241
若年者納付猶予	392	93	146	1,843	269	412	315	193	219	136	162	94
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	785	1,099	1,442	8,507	2,795	3,620	1,395	1,617	1,357	1,708	1,413	1,540
学生納付特例	1,015	3,600	1,020	593	569	498	515	300	365	384	235	445
若年者納付猶予	76	115	263	1,768	266	466	123	166	123	122	114	135
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,965	537	1,401	8,164	3,847	2,457	4,501	2,252	2,562	454	1,067	1,090
学生納付特例	726	3,960	1,083	700	517	366	604	374	520	112	226	383
若年者納付猶予	221	85	152	1,595	378	425	412	180	288	61	94	134

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間		17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～19年9月	
国	戸別訪問	133,356		161,900	
	【うち接触件数】	42,706		58,414	
	電話督促	54,485		34,383	
	(職員等)	28,299		15,568	
	(外部委託)	26,186		18,815	
	【うち接触件数】	26,431		25,210	
	文書督促	227,429		162,427	
	(催告状送付数)	184,322		127,790	
	(免除等勧奨送付数)	43,107		34,637	
	集合徴収(呼出)案内数	31,014		10,803	
19年10月～20年4月	18,404	19,230	25,787	17,049	
【うち接触件数】	7,786	7,801	10,187	5,733	
電話督促					
(職員等)					
(外部委託)					
【うち接触件数】					
文書督促					
(催告状送付数)					
(免除等勧奨送付数)					
集合徴収(呼出)案内数					
民間事業者	戸別訪問	1,510	2,662	3,297	2,502
	【うち接触件数】	518	757	967	575
	電話督促	137,198	86,614	58,841	36,024
	【うち接触件数】	27,941	22,890	16,561	9,444
	文書督促	15,035	10,317	11,417	5,241

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	19	25	5	5

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

(件)

19年度	20年度	21年度
11	13	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。

平成19年度…平成19年10月～平成20年4月

平成20年度…平成20年5月～平成21年4月

平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 札幌西 年金事務所 】 (平成19年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		58,994	59,229	60,673
未納者	短期未納者	7,974	9,059	9,905
	中期未納者	5,914	6,983	7,428
	長期未納者	12,548	13,783	15,265
	計	26,436	29,825	32,598
全額免除者	法定免除者	3,980	3,970	4,251
	申請免除(全額)者	8,592	8,201	8,398
	学生納付特例者	5,917	5,484	5,440
	若年者納付猶予者	1,241	1,282	1,218
計		19,730	18,937	19,307

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	1,927	7.29%	1,877	6.29%	1,964	6.02%	13カ月	402	1.52%	525	1.76%	584	1.79%
2カ月	1,206	4.56%	1,297	4.35%	1,408	4.32%	14カ月	351	1.33%	470	1.58%	516	1.58%
3カ月	1,880	7.11%	2,345	7.86%	2,945	9.03%	15カ月	852	3.22%	1,069	3.58%	1,143	3.51%
4カ月	1,096	4.15%	1,325	4.44%	1,222	3.75%	16カ月	312	1.18%	397	1.33%	440	1.35%
5カ月	949	3.59%	1,095	3.67%	1,230	3.77%	17カ月	278	1.05%	383	1.28%	453	1.39%
6カ月	916	3.46%	1,120	3.76%	1,136	3.48%	18カ月	299	1.13%	392	1.31%	483	1.48%
7カ月	769	2.91%	817	2.74%	976	2.99%	19カ月	286	1.08%	351	1.18%	379	1.16%
8カ月	655	2.48%	832	2.79%	868	2.66%	20カ月	280	1.06%	383	1.28%	423	1.30%
9カ月	2,105	7.96%	1,951	6.54%	1,977	6.06%	21カ月	838	3.17%	1,264	4.24%	1,252	3.84%
10カ月	538	2.04%	765	2.56%	750	2.30%	22カ月	300	1.13%	368	1.23%	429	1.32%
11カ月	505	1.91%	680	2.28%	737	2.26%	23カ月	440	1.66%	439	1.47%	510	1.56%
12カ月	1,342	5.08%	1,938	6.50%	2,120	6.50%	24カ月	7,910	29.92%	7,742	25.96%	8,653	26.54%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	11,960	12,326	16,785	16,761	18,293	18,356	18,050
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17,434	17,049	24,790	22,835	17,097	17,304	19,856	18,419	18,414	19,039	19,273	19,700
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19,838	19,207	28,630	27,403	18,921	18,868	20,649	19,451	19,339	19,443	19,686	19,935

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
66.21%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	12,167	11,596	11,012
口座振替者率	30.99%	28.78%	26.62%
クレジットカード納付者数	—	193	515
クレジットカード納付者率	—	0.48%	1.24%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	38,350	74,365	110,041	149,231	186,303	223,891	255,241	282,620	317,538	350,054	376,928	408,312
納付月数	19,714	41,548	63,784	86,679	109,704	133,329	156,790	182,478	205,613	229,584	254,390	279,409
納付率	51.41%	55.87%	57.96%	58.08%	58.88%	59.55%	61.43%	64.57%	64.75%	65.59%	67.49%	68.43%
（督励対象月数）	28,672	54,651	70,261	89,427	106,261	123,587	134,577	141,651	155,619	167,415	173,869	184,565
（督励納付月数）	10,036	21,834	24,004	26,875	29,662	33,025	36,126	41,509	43,694	46,945	51,331	55,662
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	37,001	71,654	106,453	149,651	192,522	227,615	263,963	296,586	334,896	370,464	402,269	436,771
納付月数	20,138	42,194	64,418	86,737	109,326	132,021	155,709	180,672	204,176	227,504	251,811	276,613
納付率	54.43%	58.89%	60.51%	57.96%	56.79%	58.00%	58.99%	60.92%	60.97%	61.41%	62.60%	63.33%
（督励対象月数）	26,066	51,516	65,935	89,049	112,049	127,270	143,690	156,466	174,524	189,888	201,857	216,289
（督励納付月数）	9,203	22,056	23,900	26,135	28,853	31,676	35,436	40,552	43,804	46,928	51,399	56,131
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	39,516	76,059	113,031	156,589	196,826	235,600	276,139	313,436	352,914	392,137	429,820	465,086
納付月数	19,574	40,479	61,862	83,376	104,628	127,473	150,150	174,206	196,698	218,973	241,817	264,912
納付率	49.53%	53.22%	54.73%	53.25%	53.16%	54.11%	54.37%	55.58%	55.74%	55.84%	56.26%	56.96%
（督励対象月数）	28,466	56,485	73,951	98,033	118,998	138,630	159,702	177,580	197,278	216,796	235,056	250,873
（督励納付月数）	8,524	20,905	22,782	24,820	26,800	30,503	33,713	38,350	41,062	43,632	47,053	50,699
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	40,806	79,751	118,301	163,735	205,592	246,551	287,228	325,352	363,124	403,480	441,508	476,931
納付月数	18,726	39,082	59,668	80,213	101,148	122,450	144,307	167,363	188,692	210,067	232,629	255,347
納付率	45.89%	49.01%	50.44%	48.99%	49.20%	49.67%	50.24%	51.44%	51.96%	52.06%	52.69%	53.54%
（督励対象月数）	29,606	61,025	80,647	107,211	130,494	152,862	174,950	194,404	213,187	234,673	254,131	270,743
（督励納付月数）	7,526	20,356	22,014	23,689	26,050	28,761	32,029	36,415	38,755	41,260	45,252	49,159
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	41,766	81,405	120,302	166,463	209,415	249,815	288,581	323,858	364,810	404,335	442,825	—
納付月数	18,212	38,155	58,553	78,851	99,271	120,462	141,614	163,975	184,735	205,552	227,121	—
納付率	43.60%	46.87%	48.67%	47.37%	47.40%	48.22%	49.07%	50.63%	50.64%	50.84%	51.29%	—
（督励対象月数）	30,434	63,193	83,521	111,060	135,605	157,651	177,954	194,932	217,171	238,134	258,279	—
（督励納付月数）	6,880	19,943	21,772	23,448	25,461	28,298	30,987	35,049	37,096	39,351	42,575	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

（注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。

（注3）督励対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督励納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。



〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	452,533	453,329	454,049	454,986	455,428	455,960	456,726	457,252	457,810	458,209	458,914	459,325
	納付月数	296,117	297,565	299,195	300,722	302,155	303,604	304,715	306,008	307,105	308,053	309,079	309,842
	納付率	65.44%	65.64%	65.89%	66.09%	66.35%	66.59%	66.72%	66.92%	67.08%	67.23%	67.35%	67.46%
	(督促対象月数)	—	157,212	156,484	155,791	154,706	153,805	153,122	152,537	151,802	151,104	150,861	150,246
	(督促納付月数)	—	1,448	1,630	1,527	1,433	1,449	1,111	1,293	1,097	948	1,026	763
16年度分	納付対象月数	444,800	443,969	443,001	442,435	442,592	443,196	444,225	444,477	445,179	445,663	446,315	446,864
	納付月数	281,913	283,893	285,524	287,079	288,235	289,550	290,670	292,292	293,230	294,296	295,715	297,055
	納付率	63.38%	63.94%	64.45%	64.89%	65.12%	65.33%	65.43%	65.76%	65.87%	66.04%	66.26%	66.48%
	(督促対象月数)	—	162,056	159,108	156,911	155,513	154,961	154,675	153,807	152,887	152,433	152,019	151,149
	(督促納付月数)	—	1,980	1,631	1,555	1,156	1,315	1,120	1,622	938	1,066	1,419	1,340
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	447,652	448,262	448,850	449,747	450,304	450,852	451,473	451,849	452,571	453,049	453,821	454,440
	納付月数	298,778	300,198	301,637	303,027	304,305	305,785	307,262	308,456	309,612	310,594	311,635	312,212
	納付率	66.74%	66.97%	67.20%	67.38%	67.58%	67.82%	68.06%	68.27%	68.41%	68.56%	68.67%	68.70%
	(督促対象月数)	150,597	149,484	148,652	148,110	147,277	146,547	145,688	144,587	144,115	143,437	143,227	142,805
	(督促納付月数)	1,723	1,420	1,439	1,390	1,278	1,480	1,477	1,194	1,156	982	1,041	577
17年度分	納付対象月数	410,531	410,441	409,950	408,904	409,600	409,424	409,279	408,484	409,283	409,674	410,647	411,403
	納付月数	282,016	283,932	285,585	286,834	287,831	289,075	290,290	291,807	292,847	293,633	294,695	295,838
	納付率	68.70%	69.18%	69.66%	70.15%	70.27%	70.61%	70.93%	71.44%	71.55%	71.67%	71.76%	71.91%
	(督促対象月数)	131,122	128,425	126,018	123,319	122,766	121,593	120,204	118,194	117,476	116,827	117,014	116,708
	(督促納付月数)	2,607	1,916	1,653	1,249	997	1,244	1,215	1,517	1,040	786	1,062	1,143
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	412,382	413,571	414,848	415,613	416,073	416,909	417,419	418,132	418,635	419,025	419,629	420,114
	納付月数	297,320	298,589	299,847	301,667	302,738	304,042	305,274	306,224	307,272	308,155	308,964	309,538
	納付率	72.10%	72.20%	72.28%	72.58%	72.76%	72.93%	73.13%	73.24%	73.40%	73.54%	73.63%	73.68%
	(督促対象月数)	116,544	116,251	116,259	115,766	114,406	114,171	113,377	112,858	112,411	111,753	111,474	111,150
	(督促納付月数)	1,482	1,269	1,258	1,820	1,071	1,304	1,232	950	1,048	883	809	574
18年度分	納付対象月数	437,626	437,610	437,325	436,638	435,271	435,961	436,747	437,522	438,180	438,546	439,227	439,744
	納付月数	279,789	281,724	283,370	285,579	286,432	287,869	289,056	290,428	291,305	292,049	293,089	294,342
	納付率	63.93%	64.38%	64.80%	65.40%	65.81%	66.03%	66.18%	66.38%	66.48%	66.59%	66.73%	66.93%
	(督促対象月数)	161,013	157,821	155,601	153,268	149,692	149,529	148,878	148,466	147,752	147,241	147,178	146,655
	(督促納付月数)	3,176	1,935	1,646	2,209	853	1,437	1,187	1,372	877	744	1,040	1,253
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	440,321	440,711	441,234	441,655	442,350	442,692	443,128	443,788	444,301	444,994	445,581	446,210
	納付月数	295,797	297,224	298,478	299,569	300,837	302,022	303,181	304,271	305,255	306,121	306,871	307,555
	納付率	67.18%	67.44%	67.65%	67.83%	68.01%	68.22%	68.42%	68.56%	68.70%	68.79%	68.87%	68.93%
	(督促対象月数)	145,979	144,914	144,010	143,177	142,781	141,855	141,106	140,607	140,030	139,739	139,460	139,339
	(督促納付月数)	1,455	1,427	1,254	1,091	1,268	1,185	1,159	1,090	984	866	750	684
19年度分	納付対象月数	465,426	463,464	462,827	461,381	460,155	460,095	460,199	460,788	461,218	461,962	462,639	463,334
	納付月数	267,858	270,144	271,708	272,916	274,723	275,668	276,727	278,246	279,095	279,856	280,852	281,881
	納付率	57.55%	58.29%	58.71%	59.15%	59.70%	59.92%	60.13%	60.38%	60.51%	60.58%	60.71%	60.84%
	(督促対象月数)	200,514	195,606	192,683	189,673	187,239	185,372	184,531	184,061	182,972	182,867	182,783	182,482
	(督促納付月数)	2,946	2,286	1,564	1,208	1,807	945	1,059	1,519	849	761	996	1,029
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	463,980	464,659	464,933	465,313	465,558	466,074	466,332	466,790	467,152	467,588	468,164	—
	納付月数	283,354	284,508	287,114	288,645	289,719	290,830	291,785	292,705	293,566	294,225	294,961	—
	納付率	61.07%	61.23%	61.75%	62.03%	62.23%	62.40%	62.57%	62.71%	62.84%	62.92%	63.00%	—
	(督促対象月数)	182,099	181,305	180,425	178,199	176,913	176,355	175,502	175,005	174,447	174,022	173,939	—
	(督促納付月数)	1,473	1,154	2,606	1,531	1,074	1,111	955	920	861	659	736	—
20年度分	納付対象月数	477,547	474,809	472,405	470,803	469,178	469,414	469,300	469,398	469,755	470,077	470,548	—
	納付月数	257,818	259,477	262,148	263,642	264,725	265,758	266,686	267,958	268,660	269,275	270,168	—
	納付率	53.99%	54.65%	55.49%	56.00%	56.42%	56.61%	56.83%	57.09%	57.19%	57.28%	57.42%	—
	(督促対象月数)	222,200	216,991	212,928	208,655	205,536	204,689	203,542	202,712	201,797	201,417	201,273	—
	(督促納付月数)	2,471	1,659	2,671	1,494	1,083	1,033	928	1,272	702	615	893	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数(は含まれない))であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	802	403	429	2,416	3,011	1,055	605	1,993	2,101	307	681	1,508
学生納付特例	671	2,340	682	343	275	508	219	255	277	123	154	330
若年者納付猶予	16	153	354	191	312	144	117	141	339	65	171	360
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	658	239	315	2,604	1,579	320	2,370	1,456	1,582	252	663	1,038
学生納付特例	559	1,966	1,157	500	175	225	364	196	366	101	255	373
若年者納付猶予	156	45	90	71	411	16	506	230	278	40	109	137
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	620	227	368	3,972	1,242	1,323	1,494	825	886	265	368	595
学生納付特例	213	1,834	1,310	406	378	229	354	333	216	172	181	234
若年者納付猶予	105	54	103	859	158	186	163	126	137	31	35	50
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	615	212	447	3,658	568	1,818	993	885	1,029	838	488	886
学生納付特例	626	1,824	780	390	430	367	230	240	194	247	130	301
若年者納付猶予	81	43	88	786	70	237	136	71	108	63	42	58
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	910	162	825	4,151	1,741	1,284	1,348	1,279	1,427	327	517	618
学生納付特例	604	2,431	680	334	305	284	307	247	360	73	161	287
若年者納付猶予	123	10	106	759	186	139	140	98	114	20	52	64

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間		17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～19年9月	
国	戸別訪問	50,026	52,722	32,628	
	【うち接触件数】	19,308	21,169	8,013	
	電話督促	31,742	21,677	5,007	
	(職員等)	14,421	6,993	1,035	
	(外部委託)	17,321	14,684	3,972	
	【うち接触件数】	16,381	18,113	4,076	
	文書督促	93,588	72,627	41,013	
	(催告状送付数)	72,192	57,070	21,656	
	(免除等勸奨送付数)	21,396	15,557	19,357	
	集合徴収(呼出)案内数	52,693	14,400	0	
実施期間		19年10月～20年4月	20年5月～20年9月	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月
国	戸別訪問	8,424	7,706	11,134	6,471
	【うち接触件数】	3,104	2,900	4,815	2,477
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勸奨送付数)				
	集合徴収(呼出)案内数				
民間事業者	戸別訪問	541	905	2,052	1,905
	【うち接触件数】	225	257	604	440
	電話督促	70,260	43,063	29,196	21,430
	【うち接触件数】	13,620	12,711	8,493	5,210
	文書督促	7,637	4,597	5,664	2,882

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	9	12	2	2

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

(件)

19年度	20年度	21年度
7	4	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。

平成19年度…平成19年10月～平成20年4月

平成20年度…平成20年5月～平成21年4月

平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 札幌北 年金事務所 】 (平成19年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		118,906	117,253	116,415
未納者	短期未納者	17,197	18,562	18,111
	中期未納者	10,704	13,222	12,774
	長期未納者	22,329	24,172	26,082
	計	50,230	55,956	56,967
全額免除者	法定免除者	9,181	9,336	9,731
	申請免除(全額)者	15,482	15,069	15,889
	学生納付特例者	14,282	13,379	12,872
	若年者納付猶予者	3,197	2,928	2,757
計		42,142	40,712	41,249

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	3,785	7.54%	4,053	7.24%	3,809	6.69%	13カ月	770	1.53%	987	1.76%	1,114	1.96%
2カ月	2,676	5.33%	2,659	4.75%	2,630	4.62%	14カ月	729	1.45%	951	1.70%	966	1.70%
3カ月	4,154	8.27%	4,840	8.65%	5,087	8.93%	15カ月	1,723	3.43%	1,869	3.34%	2,375	4.17%
4カ月	2,792	5.56%	2,668	4.77%	2,332	4.09%	16カ月	519	1.03%	758	1.35%	842	1.48%
5カ月	2,036	4.05%	2,280	4.07%	2,173	3.81%	17カ月	522	1.04%	696	1.24%	733	1.29%
6カ月	1,754	3.49%	2,062	3.69%	2,080	3.65%	18カ月	606	1.21%	769	1.37%	774	1.36%
7カ月	1,510	3.01%	1,759	3.14%	1,685	2.96%	19カ月	537	1.07%	740	1.32%	731	1.28%
8カ月	1,304	2.60%	1,735	3.10%	1,622	2.85%	20カ月	546	1.09%	662	1.18%	705	1.24%
9カ月	3,296	6.56%	3,525	6.30%	3,210	5.63%	21カ月	1,616	3.22%	2,044	3.65%	1,903	3.34%
10カ月	1,069	2.13%	1,417	2.53%	1,390	2.44%	22カ月	578	1.15%	676	1.21%	747	1.31%
11カ月	934	1.86%	1,334	2.38%	1,388	2.44%	23カ月	889	1.77%	864	1.54%	922	1.62%
12カ月	2,591	5.16%	3,452	6.17%	3,479	6.11%	24カ月	13,294	26.47%	13,156	23.51%	14,270	25.05%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	26,443	26,762	34,937	35,267	37,833	38,063	37,240
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
35,854	35,047	47,924	53,029	35,173	35,389	38,463	36,035	36,185	36,271	36,145	36,367
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
36,185	34,969	49,976	49,699	33,783	33,672	37,739	36,115	36,744	36,720	36,922	37,462

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
71.69%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	22,334	21,301	19,768
口座振替者率	29.09%	27.83%	26.30%
クレジットカード納付者数	-	211	701
クレジットカード納付者率	-	0.28%	0.93%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	77,258	151,840	221,181	301,744	373,272	447,370	519,671	582,623	654,077	723,313	779,028	841,920
納付月数	41,323	87,561	134,718	182,380	230,531	279,999	329,985	383,886	432,261	482,220	534,419	585,982
納付率	53.49%	57.67%	60.91%	60.44%	61.76%	62.59%	63.50%	65.89%	66.09%	66.67%	68.60%	69.60%
（督促対象月数）	57,349	110,517	137,827	176,406	205,829	237,819	267,879	288,637	316,561	342,958	356,431	376,363
（督促納付月数）	21,414	46,238	51,364	57,042	63,088	70,448	78,193	89,900	94,745	101,865	111,822	120,425
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	76,239	145,854	216,690	305,114	387,125	458,497	526,922	590,226	660,972	732,040	799,809	872,736
納付月数	41,363	87,029	132,367	178,257	224,493	272,326	320,390	373,150	421,401	470,035	520,798	570,838
納付率	54.25%	59.67%	61.09%	58.42%	57.99%	59.40%	60.80%	63.22%	63.75%	64.21%	65.12%	65.41%
（督促対象月数）	54,288	104,491	133,455	180,836	222,316	253,173	280,766	303,358	332,431	362,065	389,088	420,810
（督促納付月数）	19,412	45,666	49,132	53,979	59,684	67,002	74,234	86,282	92,860	100,060	110,077	118,912
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	78,534	152,993	222,877	308,029	387,047	475,836	548,482	620,240	697,423	771,239	842,964	912,528
納付月数	40,013	83,009	127,402	171,405	215,012	262,105	307,996	356,039	400,745	445,711	491,885	538,077
納付率	50.95%	54.26%	57.16%	55.65%	55.55%	55.08%	56.15%	57.40%	57.46%	57.79%	58.35%	58.97%
（督促対象月数）	56,660	112,980	143,095	188,465	228,395	278,436	311,872	344,544	381,935	416,457	449,406	480,186
（督促納付月数）	18,139	42,996	47,620	51,841	56,360	64,705	71,386	80,343	85,257	90,929	98,327	105,735
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	78,917	152,076	226,289	311,196	390,348	462,298	537,137	610,199	682,484	754,018	825,118	891,448
納付月数	37,130	77,570	118,712	160,189	201,722	244,161	286,949	332,486	374,456	416,095	460,649	504,492
納付率	47.05%	51.01%	52.46%	51.48%	51.68%	52.81%	53.42%	54.49%	54.87%	55.18%	55.83%	56.59%
（督促対象月数）	57,549	114,946	151,793	199,501	241,787	276,900	314,990	351,366	386,315	420,873	455,819	485,412
（督促納付月数）	15,762	40,440	44,216	48,494	53,161	58,763	64,802	73,653	78,287	82,950	91,350	98,456
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	76,799	149,078	220,677	305,230	385,070	452,923	524,144	588,013	658,427	729,115	798,830	—
納付月数	35,146	73,819	113,033	152,054	191,075	231,631	272,285	314,455	353,657	392,576	433,581	—
納付率	45.76%	49.52%	51.22%	49.82%	49.62%	51.14%	51.95%	53.48%	53.71%	53.84%	54.28%	—
（督促対象月数）	55,782	113,932	149,829	198,822	243,591	276,708	312,849	341,965	377,045	412,861	448,328	—
（督促納付月数）	14,129	38,673	42,185	45,646	49,596	55,416	60,990	68,407	72,275	76,322	83,079	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	940,186	941,459	942,773	944,148	945,383	946,917	947,952	948,559	949,441	950,506	951,632	952,531
	納付月数	625,319	628,342	631,693	634,323	636,844	639,328	641,545	643,777	645,590	647,372	649,066	650,322
	納付率	66.51%	66.74%	67.00%	67.18%	67.36%	67.52%	67.68%	67.87%	68.00%	68.11%	68.21%	68.27%
	(督促対象月数)	—	316,140	314,431	312,455	311,060	310,073	308,624	307,014	305,664	304,916	304,260	303,465
	(督促納付月数)	—	3,023	3,351	2,630	2,521	2,484	2,217	2,232	1,813	1,782	1,694	1,256
16年度分	納付対象月数	904,428	903,872	901,898	902,293	902,571	904,069	905,366	906,041	907,342	908,891	910,710	911,997
	納付月数	594,592	599,250	603,202	606,327	608,942	611,564	614,060	617,529	619,447	621,508	624,119	626,541
	納付率	65.74%	66.30%	66.88%	67.20%	67.47%	67.65%	67.82%	68.16%	68.27%	68.38%	68.53%	68.70%
	(督促対象月数)	—	309,280	302,648	299,091	296,244	295,127	293,802	291,981	289,813	289,444	289,202	287,878
	(督促納付月数)	—	4,658	3,952	3,125	2,615	2,622	2,496	3,469	1,918	2,061	2,611	2,422
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	913,939	915,237	916,778	918,318	919,523	920,904	921,993	922,832	923,995	924,944	926,444	927,323
	納付月数	629,388	632,079	634,401	637,535	640,411	642,846	645,170	647,589	649,893	651,707	653,708	654,866
	納付率	68.87%	69.06%	69.20%	69.42%	69.65%	69.81%	69.98%	70.17%	70.34%	70.46%	70.56%	70.62%
	(督促対象月数)	287,398	285,849	284,699	283,917	281,988	280,493	279,147	277,662	276,406	275,051	274,737	273,615
	(督促納付月数)	2,847	2,691	2,322	3,134	2,876	2,435	2,324	2,419	2,304	1,814	2,001	1,158
17年度分	納付対象月数	843,865	841,738	841,770	841,034	842,736	841,123	838,439	837,765	838,644	839,766	841,540	842,614
	納付月数	591,710	595,477	598,195	600,783	603,285	605,755	607,730	610,874	612,801	614,898	617,183	619,308
	納付率	70.12%	70.74%	71.06%	71.43%	71.59%	72.02%	72.48%	72.92%	73.07%	73.22%	73.34%	73.50%
	(督促対象月数)	257,883	250,028	246,293	242,839	241,953	237,838	232,684	230,035	227,770	226,965	226,642	225,431
	(督促納付月数)	5,728	3,767	2,718	2,588	2,502	2,470	1,975	3,144	1,927	2,097	2,285	2,125
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	844,115	845,366	846,866	847,935	848,770	849,712	850,804	852,065	852,982	853,582	854,746	855,888
	納付月数	621,868	624,106	626,080	628,881	630,485	632,399	634,205	636,002	637,684	639,202	640,762	641,777
	納付率	73.67%	73.83%	73.93%	74.17%	74.28%	74.43%	74.54%	74.64%	74.76%	74.88%	74.97%	74.98%
	(督促対象月数)	224,807	223,498	222,760	221,855	219,889	219,227	218,405	217,860	216,980	215,898	215,544	215,126
	(督促納付月数)	2,560	2,238	1,974	2,801	1,604	1,914	1,806	1,797	1,682	1,518	1,560	1,015
18年度分	納付対象月数	872,211	871,702	868,686	867,802	867,421	867,598	868,481	869,612	870,558	871,034	872,192	873,216
	納付月数	577,790	581,672	584,693	587,865	589,663	592,293	594,618	597,311	598,956	600,601	602,685	604,936
	納付率	66.24%	66.73%	67.31%	67.74%	67.98%	68.27%	68.47%	68.69%	68.80%	68.95%	69.10%	69.28%
	(督促対象月数)	301,373	293,912	287,014	283,109	279,556	277,935	276,188	274,994	273,247	272,078	271,591	270,531
	(督促納付月数)	6,952	3,882	3,021	3,172	1,798	2,630	2,325	2,693	1,645	1,645	2,084	2,251
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	874,092	875,294	876,402	877,096	878,088	878,658	879,627	880,352	881,197	882,038	883,221	884,319
	納付月数	607,425	609,724	611,896	614,052	616,623	618,840	620,730	622,382	623,937	625,291	626,445	627,454
	納付率	69.49%	69.66%	69.82%	70.01%	70.22%	70.43%	70.57%	70.70%	70.81%	70.89%	70.93%	70.95%
	(督促対象月数)	269,156	267,869	266,678	265,200	264,036	262,035	260,787	259,622	258,815	258,101	257,930	257,874
	(督促納付月数)	2,489	2,299	2,172	2,156	2,571	2,217	1,890	1,652	1,555	1,354	1,154	1,009
19年度分	納付対象月数	912,206	907,078	905,874	905,294	904,577	904,113	904,769	905,240	906,029	906,868	908,100	909,206
	納付月数	544,388	548,108	551,361	553,700	556,980	559,244	561,539	563,946	565,228	566,550	568,208	569,998
	納付率	59.68%	60.43%	60.87%	61.16%	61.57%	61.86%	62.06%	62.30%	62.39%	62.47%	62.57%	62.69%
	(督促対象月数)	374,129	362,690	357,766	353,933	350,877	347,133	345,525	343,701	342,083	341,640	341,550	340,998
	(督促納付月数)	6,311	3,720	3,253	2,339	3,280	2,264	2,295	2,407	1,282	1,322	1,658	1,790
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	910,020	910,978	911,840	912,589	913,223	913,916	914,512	915,160	915,537	916,089	917,148	—
	納付月数	572,390	574,383	578,615	580,959	582,670	584,647	586,278	587,842	589,379	590,562	591,748	—
	納付率	62.90%	63.05%	63.46%	63.66%	63.80%	63.97%	64.11%	64.23%	64.38%	64.47%	64.52%	—
	(督促対象月数)	340,022	338,588	337,457	333,974	332,264	331,246	329,865	328,882	327,695	326,710	326,586	—
	(督促納付月数)	2,392	1,993	4,232	2,344	1,711	1,977	1,631	1,564	1,537	1,183	1,186	—
20年度分	納付対象月数	889,906	884,494	881,882	881,281	880,096	878,029	878,374	878,551	878,728	879,229	880,269	—
	納付月数	509,514	513,224	518,013	520,463	522,612	524,434	526,238	528,473	529,797	530,967	532,567	—
	納付率	57.25%	58.02%	58.74%	59.06%	59.38%	59.73%	59.91%	60.15%	60.29%	60.39%	60.50%	—
	(督促対象月数)	385,414	374,980	368,658	363,268	359,633	355,417	353,940	352,313	350,255	349,432	349,302	—
	(督促納付月数)	5,022	3,710	4,789	2,450	2,149	1,822	1,804	2,235	1,324	1,170	1,600	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数(は含まれない))であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,548	904	541	3,702	4,732	4,229	1,248	1,362	2,252	755	961	2,734
学生納付特例	1,768	7,037	962	1,409	800	726	631	425	628	268	380	587
若年者納付猶予	419	298	233	793	858	913	417	390	739	207	226	680
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,404	565	848	4,140	2,573	1,962	2,993	3,676	2,775	1,367	968	1,596
学生納付特例	2,272	3,504	2,840	1,606	0	564	1,369	520	774	368	470	652
若年者納付猶予	391	106	217	229	925	304	1,012	1,001	705	244	214	399
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	919	648	451	7,254	2,372	1,991	2,306	2,197	1,618	485	953	1,402
学生納付特例	324	5,024	1,955	2,106	590	782	833	602	729	271	400	473
若年者納付猶予	250	210	134	1,917	328	341	547	239	268	68	166	237
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,166	370	1,315	7,025	2,336	2,963	1,685	1,424	1,252	1,125	1,369	1,441
学生納付特例	1,423	5,150	1,868	891	715	220	1,358	456	402	436	282	603
若年者納付猶予	207	72	318	1,686	421	461	359	148	170	154	170	167
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,671	616	1,351	7,198	2,569	1,653	3,790	1,978	2,595	769	1,066	1,073
学生納付特例	997	5,765	1,690	878	733	484	839	470	553	247	271	483
若年者納付猶予	274	153	255	1,676	414	383	748	218	393	118	127	137

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～19年9月		
国	戸別訪問	126,304	136,972	74,115	
	【うち接触件数】	64,534	64,669	23,533	
	電話督促	75,729	49,384	11,084	
	(職員等)	43,321	17,156	928	
	(外部委託)	32,408	32,228	10,156	
	【うち接触件数】	39,724	37,355	8,626	
	文書督促	245,663	173,278	65,911	
	(催告状送付数)	202,598	137,404	35,263	
	(免除等勸奨送付数)	43,065	35,874	30,648	
	集合徴収(呼出)案内数	22,687	15,275	0	
実施期間	19年10月～20年4月	20年5月～20年9月	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月	
国	戸別訪問	11,924	14,399	21,708	13,312
	【うち接触件数】	5,713	5,481	7,533	4,578
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勸奨送付数)				
	集合徴収(呼出)案内数				
民間事業者	戸別訪問	1,650	2,575	3,428	2,620
	【うち接触件数】	526	841	882	431
	電話督促	131,149	92,519	59,660	37,468
	【うち接触件数】	28,860	26,147	18,589	10,309
	文書督促	12,731	8,194	9,489	5,219

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	19	22	5	5

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

(件)

19年度	20年度	21年度
5	6	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。

平成19年度…平成19年10月～平成20年4月  
 平成20年度…平成20年5月～平成21年4月  
 平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【新さっぽろ 年金事務所】 (平成20年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		86,690	85,964	86,584
未納者	短期未納者	12,017	13,117	13,483
	中期未納者	7,181	7,722	8,635
	長期未納者	15,034	15,737	16,323
	計	34,232	36,576	38,441
全額免除者	法定免除者	6,397	6,467	6,639
	申請免除(全額)者	11,675	11,692	11,658
	学生納付特例者	11,173	11,183	10,986
	若年者納付猶予者	2,493	2,705	2,595
計		31,738	32,047	31,878

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1~6カ月を「短期未納者」、7~12カ月を「中期未納者」、13~24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	3,017	8.81%	2,993	8.18%	3,083	8.02%	13カ月	510	1.49%	549	1.50%	662	1.72%
2カ月	1,864	5.45%	2,014	5.51%	1,938	5.04%	14カ月	462	1.35%	503	1.38%	575	1.50%
3カ月	2,788	8.14%	3,246	8.87%	3,645	9.48%	15カ月	1,020	2.98%	1,271	3.47%	1,211	3.15%
4カ月	1,655	4.83%	1,932	5.28%	1,790	4.66%	16カ月	373	1.09%	433	1.18%	505	1.31%
5カ月	1,435	4.19%	1,533	4.19%	1,591	4.14%	17カ月	357	1.04%	442	1.21%	461	1.20%
6カ月	1,258	3.67%	1,399	3.82%	1,436	3.74%	18カ月	400	1.17%	452	1.24%	513	1.33%
7カ月	929	2.71%	1,171	3.20%	1,175	3.06%	19カ月	391	1.14%	432	1.18%	397	1.03%
8カ月	820	2.40%	1,033	2.82%	1,134	2.95%	20カ月	386	1.13%	403	1.10%	407	1.06%
9カ月	2,315	6.76%	2,099	5.74%	2,446	6.36%	21カ月	1,114	3.25%	1,396	3.82%	1,167	3.04%
10カ月	707	2.07%	858	2.35%	975	2.54%	22カ月	362	1.06%	417	1.14%	424	1.10%
11カ月	664	1.94%	815	2.23%	819	2.13%	23カ月	573	1.67%	576	1.57%	591	1.54%
12カ月	1,746	5.10%	1,746	4.77%	2,086	5.43%	24カ月	9,086	26.54%	8,863	24.23%	9,410	24.48%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	23,859	27,875	27,160	27,161	27,016	27,263	27,241
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
27,123	26,218	33,040	33,489	26,868	23,888	27,895	27,385	27,574	27,515	28,335	28,739

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
73.16%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	15,793	15,212	14,286
口座振替者率	28.74%	28.21%	26.11%
クレジットカード納付者数	-	205	528
クレジットカード納付者率	-	0.38%	0.97%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	57,887	111,902	164,254	222,841	275,640	329,039	380,029	424,932	478,091	527,924	575,640	621,321
納付月数	29,909	63,678	97,881	132,830	168,333	204,375	240,719	280,855	316,885	354,312	392,531	431,436
納付率	51.67%	56.91%	59.59%	59.61%	61.07%	62.11%	63.34%	66.09%	66.28%	67.11%	68.19%	69.44%
（督励対象月数）	43,532	81,993	103,882	132,240	154,621	177,514	197,851	212,073	233,370	251,435	267,762	281,569
（督励納付月数）	15,554	33,769	37,509	42,229	47,314	52,850	58,541	67,996	72,164	77,823	84,653	91,684
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	54,373	104,816	154,734	210,495	267,823	319,537	368,699	418,032	470,816	522,115	573,158	623,845
納付月数	30,402	63,739	97,152	131,330	165,681	200,885	235,587	273,403	308,934	344,201	382,153	418,825
納付率	55.91%	60.81%	62.79%	62.39%	61.86%	62.87%	63.90%	65.40%	65.62%	65.92%	66.67%	67.14%
（督励対象月数）	38,348	74,414	93,859	119,598	146,907	168,528	187,454	206,863	228,944	249,536	270,369	290,420
（督励納付月数）	14,377	33,337	36,277	40,433	44,765	49,876	54,342	62,234	67,062	71,622	79,364	85,400
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	55,673	106,719	156,648	214,523	269,163	322,683	374,193	423,412	476,305	527,271	579,720	631,389
納付月数	29,273	60,905	93,406	126,298	159,476	193,768	228,184	264,439	297,948	331,294	366,041	401,501
納付率	52.58%	57.07%	59.63%	58.87%	59.25%	60.05%	60.98%	62.45%	62.55%	62.83%	63.14%	63.59%
（督励対象月数）	39,641	77,446	98,174	126,905	152,449	177,023	199,335	219,384	242,384	263,687	286,985	309,457
（督励納付月数）	13,241	31,632	34,932	38,680	42,762	48,108	53,326	60,411	64,027	67,710	73,306	79,569
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	55,193	106,272	156,935	215,192	267,398	320,934	373,380	425,450	477,328	530,606	584,166	631,910
納付月数	27,750	58,252	89,472	120,353	151,565	184,265	215,889	249,852	281,717	313,555	347,007	380,696
納付率	50.28%	54.81%	57.01%	55.93%	56.68%	57.42%	57.82%	58.73%	59.02%	59.09%	59.40%	60.25%
（督励対象月数）	39,102	78,522	101,122	131,380	155,918	181,805	206,570	231,082	254,726	279,832	305,674	325,343
（督励納付月数）	11,659	30,502	33,659	36,541	40,085	45,136	49,079	55,484	59,115	62,781	68,515	74,129
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	55,426	107,894	158,825	218,571	274,232	324,617	375,855	423,680	476,471	527,197	577,070	—
納付月数	26,416	55,908	85,536	115,231	145,433	176,186	207,204	239,981	270,166	300,285	332,154	—
納付率	47.66%	51.82%	53.86%	52.72%	53.03%	54.28%	55.13%	56.64%	56.70%	56.96%	57.56%	—
（督励対象月数）	39,503	81,478	105,425	138,313	167,404	191,278	215,837	237,060	262,560	286,334	309,726	—
（督励納付月数）	10,493	29,492	32,136	34,973	38,605	42,847	47,186	53,361	56,255	59,422	64,810	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督励対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督励納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。



〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	688,928	689,740	690,510	691,269	691,905	692,938	693,554	694,061	694,823	695,546	696,351	697,050
	納付月数	459,461	461,461	463,452	465,044	466,697	468,224	469,545	470,928	472,115	473,318	474,453	475,261
	納付率	66.69%	66.90%	67.12%	67.27%	67.45%	67.57%	67.70%	67.85%	67.95%	68.05%	68.13%	68.18%
	(督促対象月数)	—	230,279	229,049	227,817	226,861	226,241	225,330	224,516	223,895	223,431	223,033	222,597
	(督促納付月数)	—	2,000	1,991	1,592	1,653	1,527	1,321	1,383	1,187	1,203	1,135	808
16年度分	納付対象月数	666,251	663,868	662,025	661,883	661,808	663,228	664,186	664,785	665,830	666,770	668,050	669,081
	納付月数	435,612	438,894	441,478	443,402	445,310	446,998	448,664	450,892	452,016	453,306	454,926	456,551
	納付率	65.38%	66.11%	66.69%	66.99%	67.29%	67.40%	67.55%	67.83%	67.89%	67.99%	68.10%	68.24%
	(督促対象月数)	—	228,256	223,131	220,405	218,406	217,918	217,188	216,121	214,938	214,754	214,744	214,155
	(督促納付月数)	—	3,282	2,584	1,924	1,908	1,688	1,666	2,228	1,124	1,290	1,620	1,625
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	670,066	670,888	671,896	672,782	673,337	674,098	674,942	675,623	676,402	677,210	678,115	678,910
	納付月数	458,478	460,275	461,728	463,242	464,944	466,336	467,827	469,407	470,789	471,790	472,940	473,562
	納付率	68.42%	68.61%	68.72%	68.85%	69.05%	69.18%	69.31%	69.48%	69.60%	69.67%	69.74%	69.75%
	(督促対象月数)	213,515	212,410	211,621	211,054	210,095	209,154	208,606	207,796	206,995	206,421	206,325	205,970
	(督促納付月数)	1,927	1,797	1,453	1,514	1,702	1,392	1,491	1,580	1,382	1,001	1,150	622
17年度分	納付対象月数	621,296	615,616	613,740	611,352	611,568	610,423	609,796	609,677	610,618	611,491	612,667	613,745
	納付月数	435,875	438,469	440,217	441,721	443,123	444,479	445,780	447,621	448,796	449,891	451,256	452,432
	納付率	70.16%	71.22%	71.73%	72.25%	72.46%	72.81%	73.10%	73.42%	73.50%	73.57%	73.65%	73.72%
	(督促対象月数)	189,860	179,741	175,271	171,135	169,847	167,300	165,317	163,897	162,997	162,695	162,776	162,489
	(督促納付月数)	4,439	2,594	1,748	1,504	1,402	1,356	1,301	1,841	1,175	1,095	1,365	1,176
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	614,941	615,722	616,726	617,565	618,071	618,990	619,677	620,647	621,467	621,943	622,433	623,233
	納付月数	454,143	455,487	456,795	458,902	460,093	461,425	462,629	463,780	464,942	465,910	466,769	467,423
	納付率	73.85%	73.98%	74.07%	74.31%	74.44%	74.54%	74.66%	74.73%	74.81%	74.91%	74.99%	75.00%
	(督促対象月数)	162,509	161,579	161,239	160,770	159,169	158,897	158,252	158,018	157,687	157,001	156,523	156,464
	(督促納付月数)	1,711	1,344	1,308	2,107	1,191	1,332	1,204	1,151	1,162	968	859	654
18年度分	納付対象月数	622,803	620,609	618,782	617,985	617,546	618,501	619,263	620,359	621,229	621,673	622,309	623,254
	納付月数	423,705	426,241	428,253	430,617	432,095	433,768	435,306	437,249	438,396	439,261	440,310	441,518
	納付率	68.03%	68.68%	69.21%	69.68%	69.97%	70.13%	70.29%	70.48%	70.57%	70.66%	70.75%	70.84%
	(督促対象月数)	203,978	196,904	192,541	189,732	186,929	186,406	185,495	185,053	183,980	183,277	183,048	182,944
	(督促納付月数)	4,880	2,536	2,012	2,364	1,478	1,673	1,538	1,943	1,147	865	1,049	1,208
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	623,763	624,453	625,196	625,732	626,284	626,725	627,113	627,702	628,328	628,661	629,422	629,966
	納付月数	442,976	444,505	445,827	447,131	448,144	449,300	450,334	451,423	452,397	453,248	454,034	454,779
	納付率	71.02%	71.18%	71.31%	71.46%	71.56%	71.69%	71.81%	71.92%	72.00%	72.10%	72.14%	72.19%
	(督促対象月数)	182,245	181,477	180,691	179,905	179,153	178,581	177,813	177,368	176,905	176,264	176,174	175,932
	(督促納付月数)	1,458	1,529	1,322	1,304	1,013	1,156	1,034	1,089	974	851	786	745
19年度分	納付対象月数	628,730	625,331	623,875	623,026	622,431	622,590	623,104	623,479	624,199	624,416	625,249	625,785
	納付月数	405,646	408,292	410,120	411,665	412,752	414,224	415,288	416,798	417,876	418,797	419,814	421,040
	納付率	64.52%	65.29%	65.74%	66.08%	66.31%	66.53%	66.65%	66.85%	66.95%	67.07%	67.14%	67.28%
	(督促対象月数)	227,229	219,685	215,583	212,906	210,766	209,838	208,880	208,191	207,401	206,540	206,452	205,971
	(督促納付月数)	4,145	2,646	1,828	1,545	1,087	1,472	1,064	1,510	1,078	921	1,017	1,226
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	626,386	627,163	627,596	628,203	628,588	629,000	629,433	629,872	630,160	630,344	630,758	—
	納付月数	422,571	423,782	426,903	428,411	429,481	430,728	431,730	432,739	433,641	434,288	434,937	—
	納付率	67.46%	67.57%	68.02%	68.20%	68.32%	68.46%	68.59%	68.70%	68.81%	68.90%	68.95%	—
	(督促対象月数)	205,346	204,592	203,814	201,300	200,177	199,519	198,705	198,142	197,421	196,703	196,470	—
	(督促納付月数)	1,531	1,211	3,121	1,508	1,070	1,247	1,002	1,009	902	647	649	—
20年度分	納付対象月数	630,761	628,224	625,660	624,036	622,390	622,191	622,456	622,785	623,164	623,430	623,854	—
	納付月数	384,359	386,933	390,443	392,274	393,763	395,018	396,134	397,518	398,220	398,860	399,769	—
	納付率	60.94%	61.59%	62.40%	62.86%	63.27%	63.49%	63.64%	63.83%	63.90%	63.98%	64.08%	—
	(督促対象月数)	250,065	243,865	238,727	233,593	230,116	228,428	227,438	226,651	225,646	225,210	224,994	—
	(督促納付月数)	3,663	2,574	3,510	1,831	1,489	1,255	1,116	1,384	702	640	909	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	991	392	866	1,037	5,444	2,549	1,093	1,337	2,300	607	1,240	1,305
学生納付特例	3,170	3,249	982	474	727	822	540	440	561	236	335	563
若年者納付猶予	1	113	293	376	576	435	445	513	603	129	290	327
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,075	620	1,038	4,721	4,298	447	1,570	1,802	1,361	656	936	999
学生納付特例	2,663	3,609	1,238	714	755	47	833	619	528	175	497	435
若年者納付猶予	376	104	625	775	1,141	138	481	468	392	183	201	259
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	754	553	672	6,364	2,168	1,235	1,298	1,181	1,428	554	838	708
学生納付特例	422	4,840	1,749	1,180	586	642	637	425	590	266	402	402
若年者納付猶予	309	184	255	1,493	491	461	337	262	379	142	197	171
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	624	716	785	5,525	2,414	2,042	823	830	809	933	747	1,031
学生納付特例	1,358	4,493	1,451	891	597	855	391	480	381	406	251	429
若年者納付猶予	196	217	307	1,355	509	696	162	240	177	163	106	127
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,156	396	976	4,104	3,993	1,842	1,940	1,250	1,544	428	710	926
学生納付特例	946	5,084	1,197	843	568	354	690	487	539	150	282	587
若年者納付猶予	228	104	259	1,049	761	499	680	234	378	82	164	205

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～20年4月	20年5月～20年9月	
国	戸別訪問	83,650	85,646	93,959	35,858
	【うち接触件数】	41,217	45,421	46,058	18,235
	電話督促	49,138	32,493	32,117	11,814
	(職員等)	26,737	13,394	9,838	1,562
	(外部委託)	22,401	19,099	22,279	10,252
	【うち接触件数】	27,068	23,497	22,503	7,629
	文書督促	165,017	89,197	63,577	38,689
	(催告状送付数)	130,636	63,240	47,417	25,402
	(免除等勧奨送付数)	34,381	25,957	16,160	13,287
	集合徴収(呼出)案内数	34,087	34,214	35,195	0
民間事業者	戸別訪問				
	【うち接触件数】				
	電話督促				
	【うち接触件数】				
国	実施期間	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月		
	戸別訪問	6,969	6,008		
	【うち接触件数】	3,142	3,002		
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勧奨送付数)				
集合徴収(呼出)案内数					
民間事業者	戸別訪問	2,406	2,533		
	【うち接触件数】	846	664		
	電話督促	65,614	32,736		
	【うち接触件数】	20,825	8,697		
文書督促	10,954	2,891			

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	12	15	15	3

(注1) 職員については、取納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

20年度	21年度
2	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。  
平成20年度…平成20年10月～平成21年4月  
平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 函館 年金事務所 】 (平成19年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		87,697	85,809	84,105
未納者	短期未納者	13,019	13,026	13,591
	中期未納者	7,926	9,326	8,921
	長期未納者	19,557	20,971	21,928
	計	40,502	43,323	44,440
全額免除者	法定免除者	8,497	8,420	8,563
	申請免除(全額)者	12,123	11,546	11,397
	学生納付特例者	4,412	4,295	4,377
	若年者納付猶予者	1,522	1,577	1,460
	計	26,554	25,838	25,797

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	2,941	7.26%	2,902	6.70%	2,902	6.53%	13カ月	580	1.43%	821	1.90%	744	1.67%
2カ月	1,909	4.71%	1,872	4.32%	2,106	4.74%	14カ月	496	1.22%	719	1.66%	678	1.53%
3カ月	3,235	7.99%	3,243	7.49%	3,629	8.17%	15カ月	1,271	3.14%	1,469	3.39%	1,448	3.26%
4カ月	2,247	5.55%	2,016	4.65%	1,933	4.35%	16カ月	504	1.24%	609	1.41%	594	1.34%
5カ月	1,440	3.56%	1,512	3.49%	1,497	3.37%	17カ月	406	1.00%	577	1.33%	557	1.25%
6カ月	1,247	3.08%	1,481	3.42%	1,524	3.43%	18カ月	494	1.22%	595	1.37%	633	1.42%
7カ月	1,045	2.58%	1,203	2.78%	1,159	2.61%	19カ月	482	1.19%	538	1.24%	538	1.21%
8カ月	963	2.38%	1,280	2.95%	1,204	2.71%	20カ月	443	1.09%	567	1.31%	517	1.16%
9カ月	2,318	5.72%	2,764	6.38%	2,311	5.20%	21カ月	1,368	3.38%	1,619	3.74%	1,926	4.33%
10カ月	857	2.12%	1,057	2.44%	1,037	2.33%	22カ月	489	1.21%	555	1.28%	534	1.20%
11カ月	825	2.04%	967	2.23%	973	2.19%	23カ月	726	1.79%	672	1.55%	707	1.59%
12カ月	1,918	4.74%	2,055	4.74%	2,237	5.03%	24カ月	12,298	30.36%	12,230	28.23%	13,052	29.37%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	24,200	25,102	32,651	29,739	34,322	34,484	33,061
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
32,213	32,075	39,445	40,232	34,910	33,482	35,951	34,499	34,003	33,249	33,334	33,498
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
33,278	32,629	40,507	39,835	33,009	31,941	35,268	33,525	32,602	32,330	32,230	32,259

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
82.74%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	20,104	18,913	17,523
口座振替者率	32.88%	31.54%	30.05%
クレジットカード納付者数	—	67	212
クレジットカード納付者率	—	0.11%	0.36%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	63,412	124,211	182,340	248,626	307,880	366,360	425,054	477,799	535,819	592,471	644,518	695,340
納付月数	34,503	71,555	108,894	146,310	183,777	221,877	260,488	301,217	338,948	378,610	419,154	459,328
納付率	54.41%	57.61%	59.72%	58.85%	59.69%	60.56%	61.28%	63.04%	63.26%	63.90%	65.03%	66.06%
（督促対象月数）	50,180	89,708	113,553	145,872	171,463	196,402	221,545	240,684	264,262	286,663	304,451	320,657
（督促納付月数）	21,271	37,052	40,107	43,556	47,360	51,919	56,979	64,102	67,391	72,802	79,087	84,645
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	58,587	115,210	170,321	232,558	290,313	350,300	408,352	464,187	523,344	581,276	639,194	698,804
納付月数	33,593	69,446	105,068	141,053	177,103	213,503	250,013	288,584	325,547	362,869	401,375	439,979
納付率	57.34%	60.28%	61.69%	60.65%	61.00%	60.95%	61.22%	62.17%	62.21%	62.43%	62.79%	62.96%
（督促対象月数）	44,364	81,617	103,357	132,865	158,074	185,598	211,226	234,814	261,171	286,248	311,694	338,360
（督促納付月数）	19,370	35,853	38,104	41,360	44,864	48,801	52,887	59,211	63,374	67,841	73,875	79,535
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	62,174	118,131	175,337	241,075	302,553	363,969	423,317	478,629	539,193	598,176	654,785	713,639
納付月数	31,843	65,639	99,771	133,555	167,282	202,691	237,367	273,770	307,786	342,222	376,966	412,673
納付率	51.22%	55.56%	56.90%	55.40%	55.29%	55.69%	56.07%	57.20%	57.08%	57.21%	57.57%	57.83%
（督促対象月数）	48,171	86,288	111,950	146,429	177,229	208,111	236,804	261,631	291,221	319,355	345,357	373,697
（督促納付月数）	17,840	33,796	36,384	38,909	41,958	46,833	50,854	56,772	59,814	63,401	67,538	72,731
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	60,259	117,410	175,076	240,233	300,697	356,672	414,559	469,536	523,578	581,367	638,792	693,269
納付月数	29,432	60,658	91,976	122,979	154,309	185,530	217,601	251,078	282,331	313,807	346,301	378,997
納付率	48.84%	51.66%	52.53%	51.19%	51.32%	52.02%	52.49%	53.47%	53.92%	53.98%	54.21%	54.67%
（督促対象月数）	46,422	87,978	116,382	152,646	184,906	212,693	242,724	269,772	295,377	324,949	354,437	380,792
（督促納付月数）	15,595	31,226	33,282	35,392	38,518	41,551	45,766	51,314	54,130	57,389	61,946	66,520
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	58,650	114,722	169,363	231,146	288,847	343,021	394,512	444,699	499,010	553,673	606,996	—
納付月数	27,251	56,354	85,706	114,699	144,059	173,948	203,944	235,166	264,266	293,780	323,901	—
納付率	46.46%	49.12%	50.60%	49.62%	49.87%	50.71%	51.70%	52.88%	52.96%	53.06%	53.36%	—
（督促対象月数）	45,395	87,471	114,890	149,688	180,890	208,641	233,706	257,649	285,238	313,573	340,888	—
（督促納付月数）	13,996	29,103	31,233	33,241	36,102	39,568	43,138	48,116	50,494	53,680	57,793	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月未まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	800,723	801,421	802,234	803,013	803,786	804,413	805,029	805,570	806,006	806,709	807,551	808,268
	納付月数	510,042	511,671	513,169	514,506	515,814	517,165	518,209	519,528	520,582	521,591	522,666	523,471
	納付率	63.70%	63.85%	63.97%	64.07%	64.17%	64.29%	64.37%	64.49%	64.59%	64.66%	64.72%	64.76%
	(督促対象月数)	—	291,379	290,563	289,844	289,280	288,599	287,864	287,361	286,478	286,127	285,960	285,602
	(督促納付月数)	—	1,629	1,498	1,337	1,308	1,351	1,044	1,319	1,054	1,009	1,075	805
16年度分	納付対象月数	757,891	757,661	756,603	757,374	757,963	758,802	759,666	760,374	761,107	762,056	763,218	764,230
	納付月数	476,513	478,939	480,957	482,868	484,282	485,792	487,299	489,267	490,438	491,768	493,349	494,819
	納付率	62.87%	63.21%	63.57%	63.76%	63.89%	64.02%	64.15%	64.35%	64.44%	64.53%	64.64%	64.75%
	(督促対象月数)	—	281,148	277,664	276,417	275,095	274,520	273,874	273,075	271,840	271,618	271,450	270,881
	(督促納付月数)	—	2,426	2,018	1,911	1,414	1,510	1,507	1,968	1,171	1,330	1,581	1,470
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	765,197	766,225	766,925	767,773	768,569	769,192	769,962	770,633	771,145	771,658	772,345	773,147
	納付月数	496,566	498,226	499,513	500,800	502,106	503,260	504,465	505,602	506,710	507,667	508,688	509,300
	納付率	64.89%	65.02%	65.13%	65.23%	65.33%	65.43%	65.52%	65.61%	65.71%	65.79%	65.86%	65.87%
	(督促対象月数)	270,378	269,659	268,699	268,260	267,769	267,086	266,702	266,168	265,543	264,948	264,678	264,459
	(督促納付月数)	1,747	1,660	1,287	1,287	1,306	1,154	1,205	1,137	1,108	957	1,021	612
17年度分	納付対象月数	694,541	692,125	689,604	687,633	687,759	687,844	687,237	686,814	687,452	688,080	689,151	690,201
	納付月数	463,131	465,282	466,945	468,393	469,638	470,901	472,102	473,546	474,707	475,773	476,854	478,275
	納付率	66.68%	67.23%	67.71%	68.12%	68.29%	68.46%	68.70%	68.95%	69.05%	69.15%	69.19%	69.30%
	(督促対象月数)	235,213	228,994	224,322	220,688	219,366	218,206	216,336	214,712	213,906	213,373	213,378	213,347
	(督促納付月数)	3,803	2,151	1,663	1,448	1,245	1,263	1,201	1,444	1,161	1,066	1,081	1,421
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	691,421	692,333	693,218	693,888	694,335	695,305	696,101	696,812	697,426	697,900	698,742	699,451
	納付月数	479,958	481,391	482,754	485,203	486,342	487,577	488,765	489,826	491,006	492,017	492,991	493,723
	納付率	69.42%	69.53%	69.64%	69.93%	70.04%	70.12%	70.21%	70.30%	70.40%	70.50%	70.55%	70.59%
	(督促対象月数)	213,146	212,375	211,827	211,134	209,132	208,963	208,524	208,047	207,600	206,894	206,725	206,460
	(督促納付月数)	1,683	1,433	1,363	2,449	1,139	1,235	1,188	1,061	1,180	1,011	974	732
18年度分	納付対象月数	699,750	698,163	696,887	696,835	696,412	696,705	697,368	698,064	698,729	699,228	700,047	700,769
	納付月数	444,043	446,649	448,547	450,785	452,069	453,647	454,841	456,263	457,204	458,213	459,260	460,685
	納付率	63.46%	63.97%	64.36%	64.69%	64.91%	65.11%	65.22%	65.36%	65.43%	65.53%	65.60%	65.74%
	(督促対象月数)	259,771	254,120	250,238	248,288	245,627	244,636	243,721	243,223	242,466	242,024	241,834	241,509
	(督促納付月数)	4,064	2,606	1,898	2,238	1,284	1,578	1,194	1,422	941	1,009	1,047	1,425
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	701,597	702,084	702,789	703,388	703,642	704,115	704,676	705,110	705,704	706,304	707,174	707,551
	納付月数	462,313	463,804	465,215	466,395	468,075	469,509	470,817	472,032	473,150	474,141	474,985	475,820
	納付率	65.89%	66.06%	66.20%	66.31%	66.52%	66.68%	66.81%	66.94%	67.05%	67.13%	67.17%	67.25%
	(督促対象月数)	240,912	239,771	238,985	238,173	237,247	236,040	235,167	234,293	233,672	233,154	233,033	232,566
	(督促納付月数)	1,628	1,491	1,411	1,180	1,680	1,434	1,308	1,215	1,118	991	844	835
19年度分	納付対象月数	713,152	709,810	709,043	707,265	705,581	705,533	705,961	706,272	706,797	707,351	707,989	708,302
	納付月数	416,187	418,542	420,042	421,279	423,419	424,725	425,902	427,452	428,302	429,261	430,502	431,901
	納付率	58.36%	59.77%	59.24%	59.56%	60.01%	60.20%	60.33%	60.52%	60.60%	60.69%	60.81%	60.98%
	(督促対象月数)	300,479	293,623	290,501	287,223	284,302	282,114	281,236	280,370	279,345	279,049	278,728	277,800
	(督促納付月数)	3,514	2,355	1,500	1,237	2,140	1,306	1,177	1,550	850	959	1,241	1,399
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	708,576	709,338	709,495	709,965	710,393	710,850	711,164	711,505	711,738	712,009	712,447	—
	納付月数	433,584	434,974	437,843	439,649	440,822	442,218	443,328	444,526	445,554	446,488	447,345	—
	納付率	61.19%	61.32%	61.71%	61.93%	62.05%	62.21%	62.34%	62.48%	62.60%	62.71%	62.79%	—
	(督促対象月数)	276,675	275,754	274,521	272,122	270,744	270,028	268,946	268,177	267,212	266,455	265,959	—
	(督促納付月数)	1,683	1,390	2,869	1,806	1,173	1,396	1,110	1,198	1,028	934	857	—
20年度分	納付対象月数	692,350	689,555	686,059	683,670	682,379	681,633	681,767	681,988	682,145	682,375	682,784	—
	納付月数	382,210	384,333	387,516	389,343	390,590	391,957	393,113	394,639	395,477	396,425	397,550	—
	納付率	55.20%	55.74%	56.48%	56.95%	57.24%	57.50%	57.66%	57.87%	57.98%	58.09%	58.22%	—
	(督促対象月数)	313,353	307,345	301,726	296,154	293,036	291,043	289,810	288,875	287,506	286,898	286,359	—
	(督促納付月数)	3,213	2,123	3,183	1,827	1,247	1,367	1,156	1,526	838	948	1,125	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数(は含まれない))であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	523	452	493	800	5,255	3,331	1,456	985	1,487	684	999	1,355
学生納付特例	635	1,761	437	487	238	244	283	106	315	108	157	170
若年者納付猶予	73	140	191	128	286	457	385	277	342	154	127	225
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,156	749	798	3,183	5,562	2,844	616	1,095	1,347	452	780	960
学生納付特例	1,715	845	413	315	269	100	235	188	177	108	236	246
若年者納付猶予	272	166	183	332	684	421	128	207	257	104	131	158
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	753	313	690	4,511	2,446	1,943	1,229	1,156	1,630	464	773	1,058
学生納付特例	229	9	2,441	314	281	113	351	199	250	96	179	225
若年者納付猶予	223	76	117	454	294	508	203	162	210	51	101	214
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	628	416	787	3,662	2,507	1,832	2,036	794	1,215	1,192	765	936
学生納付特例	404	1,639	715	166	283	309	285	229	172	268	148	198
若年者納付猶予	96	92	148	531	211	322	397	146	86	156	82	125
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,060	339	1,005	5,197	3,018	1,957	1,656	1,755	1,447	370	559	780
学生納付特例	451	1,841	582	400	247	157	410	243	226	94	92	211
若年者納付猶予	129	62	158	656	406	458	298	188	191	50	51	105

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間		17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～19年9月	
国	戸別訪問	86,057		92,369	
	【うち接触件数】	43,217		49,920	
	電話督促	44,946		39,792	
	(職員等)	20,723		18,571	
	(外部委託)	24,223		21,221	
	【うち接触件数】	27,134		27,632	
	文書督促	212,739		113,662	
	(催告状送付数)	187,572		90,959	
	(免除等勸奨送付数)	25,167		22,703	
	集合徴収(呼出)案内数	25,023		7,158	
0					
実施期間		19年10月～20年4月	20年5月～20年9月	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月
国	戸別訪問	10,911	8,873	6,087	5,172
	【うち接触件数】	5,040	3,867	2,790	2,516
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勸奨送付数)				
	集合徴収(呼出)案内数				
民間事業者	戸別訪問	1,419	1,806	1,908	2,815
	【うち接触件数】	101	607	555	438
	電話督促	83,910	56,660	78,349	46,750
	【うち接触件数】	14,348	14,635	26,779	16,347
	文書督促	10,835	5,482	12,115	6,021

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	14	17	3	4

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

(件)

19年度	20年度	21年度
7	4	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。

平成19年度…平成19年10月～平成20年4月

平成20年度…平成20年5月～平成21年4月

平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【旭川 年金事務所】（平成20年10月事業開始）

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		89,685	86,879	85,309
未納者	短期未納者	13,437	14,392	14,511
	中期未納者	8,639	9,432	8,562
	長期未納者	18,013	18,015	18,062
	計	40,089	41,839	41,135
全額免除者	法定免除者	8,891	8,733	8,816
	申請免除(全額)者	11,727	11,491	11,973
	学生納付特例者	4,783	4,535	4,679
	若年者納付猶予者	1,496	1,452	1,540
	計	26,897	26,211	27,008

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	3,374	8.42%	3,245	7.76%	3,089	7.51%	13カ月	620	1.55%	719	1.72%	707	1.72%
2カ月	2,136	5.33%	2,215	5.29%	2,287	5.56%	14カ月	630	1.57%	694	1.66%	651	1.58%
3カ月	3,129	7.81%	3,858	9.22%	4,194	10.20%	15カ月	1,547	3.86%	1,426	3.41%	1,365	3.32%
4カ月	2,025	5.05%	2,069	4.95%	1,856	4.51%	16カ月	421	1.05%	611	1.46%	548	1.33%
5カ月	1,483	3.70%	1,530	3.66%	1,572	3.82%	17カ月	476	1.19%	485	1.16%	513	1.25%
6カ月	1,290	3.22%	1,475	3.53%	1,513	3.68%	18カ月	472	1.18%	527	1.26%	504	1.23%
7カ月	1,089	2.72%	1,263	3.02%	1,205	2.93%	19カ月	436	1.09%	495	1.18%	505	1.23%
8カ月	1,146	2.86%	1,199	2.87%	1,102	2.68%	20カ月	454	1.13%	459	1.10%	463	1.13%
9カ月	2,861	7.14%	2,525	6.04%	2,087	5.07%	21カ月	1,117	2.79%	1,550	3.70%	1,383	3.36%
10カ月	911	2.27%	1,035	2.47%	895	2.18%	22カ月	442	1.10%	559	1.34%	479	1.16%
11カ月	746	1.86%	1,039	2.48%	928	2.26%	23カ月	715	1.78%	688	1.64%	629	1.53%
12カ月	1,886	4.70%	2,371	5.67%	2,345	5.70%	24カ月	10,683	26.65%	9,802	23.43%	10,315	25.08%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
-	-	-	-	-	30,632	30,088	27,294	26,983	26,515	26,813	28,093	
平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
28,362	27,597	35,938	36,877	32,693	31,244	29,242	28,706	28,268	28,154	29,056	29,327	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
74.53%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	22,829	21,589	20,311
口座振替者率	36.36%	35.59%	34.84%
クレジットカード納付者数	-	80	242
クレジットカード納付者率	-	0.13%	0.42%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	69,562	132,486	195,731	261,824	324,906	388,571	446,898	498,273	560,171	619,471	673,211	732,660
納付月数	36,855	76,593	116,634	156,902	197,329	238,602	280,103	324,176	365,309	408,189	453,161	497,225
納付率	52.98%	57.81%	59.59%	59.93%	60.73%	61.40%	62.68%	65.06%	65.21%	65.89%	67.31%	67.87%
（督促対象月数）	49,862	95,631	122,170	151,938	178,824	206,309	228,314	243,485	268,297	290,590	307,484	329,135
（督促納付月数）	17,155	39,738	43,073	47,016	51,247	56,340	61,519	69,388	73,435	79,308	87,434	93,700
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	63,332	123,226	184,720	252,997	319,105	379,914	440,279	493,350	553,720	613,787	670,230	733,065
納付月数	36,374	75,307	113,862	152,218	190,889	230,199	270,276	313,007	352,440	392,810	434,123	475,532
納付率	57.43%	61.11%	61.64%	60.17%	59.82%	60.59%	61.39%	63.45%	63.65%	64.00%	64.77%	64.87%
（督促対象月数）	42,316	86,652	112,223	145,171	176,641	202,777	228,416	246,849	271,815	296,737	318,210	345,623
（督促納付月数）	15,358	38,933	41,365	44,392	48,425	53,062	58,413	66,506	70,535	75,760	82,103	88,090
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	63,851	123,634	183,418	249,972	312,125	373,560	431,819	484,946	545,285	603,600	661,689	719,115
納付月数	34,414	70,959	107,736	144,508	181,017	218,877	257,127	297,134	334,196	371,761	410,326	449,736
納付率	53.90%	57.39%	58.74%	57.81%	58.00%	58.59%	59.55%	61.27%	61.29%	61.59%	62.01%	62.54%
（督促対象月数）	43,441	89,220	114,843	147,659	176,519	204,840	229,888	249,849	276,425	301,288	326,140	350,193
（督促納付月数）	14,004	36,545	39,161	42,195	45,411	50,157	55,196	62,037	65,336	69,449	74,777	80,814
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	61,178	119,196	176,634	240,821	299,020	357,094	413,411	467,451	521,243	577,762	634,471	688,554
納付月数	32,277	67,065	102,013	136,346	171,197	207,478	243,128	280,896	315,689	350,820	387,520	424,597
納付率	52.76%	56.26%	57.75%	56.62%	57.25%	58.10%	58.81%	60.09%	60.56%	60.72%	61.08%	61.67%
（督促対象月数）	41,252	86,919	111,995	144,128	170,847	197,448	222,244	244,862	266,616	291,560	317,072	339,640
（督促納付月数）	12,351	34,788	37,374	39,653	43,024	47,832	51,961	58,307	61,062	64,618	70,121	75,683
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	58,940	114,446	169,388	231,619	290,029	344,432	393,211	442,902	497,248	551,445	604,857	—
納付月数	30,637	63,561	96,677	129,071	161,864	195,669	229,736	264,951	297,609	330,313	364,406	—
納付率	51.98%	55.54%	57.07%	55.73%	55.81%	56.81%	58.43%	59.82%	59.85%	59.90%	60.25%	—
（督促対象月数）	39,401	83,809	107,959	139,631	168,175	192,721	211,497	231,388	255,442	279,750	303,630	—
（督促納付月数）	11,098	32,924	35,248	37,083	40,010	43,958	48,022	53,437	55,803	58,618	63,179	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付奨励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。



〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	846,802	847,405	847,987	848,464	848,748	849,371	849,825	850,173	850,675	851,087	851,668	852,140
	納付月数	548,947	550,419	551,800	553,116	554,753	556,212	557,555	559,032	560,006	561,054	562,085	562,799
	納付率	64.83%	64.95%	65.07%	65.19%	65.36%	65.49%	65.61%	65.76%	65.83%	65.92%	66.00%	66.05%
	(督促対象月数)	—	298,458	297,568	296,664	295,632	294,618	293,613	292,618	291,643	291,081	290,614	290,055
	(督促納付月数)	—	1,472	1,381	1,316	1,637	1,459	1,343	1,477	974	1,048	1,031	714
16年度分	納付対象月数	798,295	796,972	794,852	792,625	792,523	793,213	793,820	794,141	794,759	795,205	795,887	796,576
	納付月数	510,497	513,099	515,335	517,335	519,116	520,712	522,458	524,761	525,968	527,464	529,066	530,769
	納付率	63.95%	64.38%	64.83%	65.27%	65.50%	65.65%	65.82%	66.08%	66.18%	66.33%	66.48%	66.63%
	(督促対象月数)	—	286,475	281,753	277,290	275,188	274,097	273,108	271,683	269,998	269,237	268,423	267,510
	(督促納付月数)	—	2,602	2,236	2,000	1,781	1,596	1,746	2,303	1,207	1,496	1,602	1,703
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	797,192	797,456	798,133	798,578	799,116	799,803	800,191	800,439	801,019	801,546	802,460	802,961
	納付月数	532,579	534,113	535,456	537,011	538,697	540,174	541,645	543,285	544,614	545,782	547,072	547,886
	納付率	66.81%	66.98%	67.09%	67.25%	67.41%	67.54%	67.69%	67.87%	67.99%	68.09%	68.17%	68.23%
	(督促対象月数)	266,423	264,877	264,020	263,122	262,105	261,106	260,017	258,794	257,734	256,932	256,678	255,889
	(督促納付月数)	1,810	1,534	1,343	1,555	1,686	1,477	1,471	1,640	1,329	1,168	1,290	814
17年度分	納付対象月数	733,239	730,540	735,612	733,439	734,203	733,239	731,872	729,510	730,179	730,872	732,177	732,794
	納付月数	501,146	503,835	505,867	507,585	509,327	510,867	512,565	514,867	516,270	517,735	519,235	520,651
	納付率	68.35%	68.97%	68.77%	69.21%	69.37%	69.67%	70.03%	70.58%	70.70%	70.84%	70.92%	71.05%
	(督促対象月数)	236,014	229,394	231,777	227,572	226,618	223,912	221,005	216,945	215,312	214,602	214,442	213,559
	(督促納付月数)	3,921	2,689	2,032	1,718	1,742	1,540	1,698	2,302	1,403	1,465	1,500	1,416
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	733,399	733,961	734,649	735,047	735,261	735,764	736,354	736,627	737,087	737,452	737,848	738,192
	納付月数	522,527	524,147	525,733	528,305	529,776	531,257	532,905	534,489	535,929	537,160	538,311	539,213
	納付率	71.25%	71.41%	71.56%	71.87%	72.05%	72.20%	72.37%	72.56%	72.71%	72.84%	72.96%	73.05%
	(督促対象月数)	212,748	211,434	210,502	209,314	206,956	205,988	205,097	203,722	202,598	201,523	200,688	199,881
	(督促納付月数)	1,876	1,620	1,586	2,572	1,471	1,481	1,648	1,584	1,440	1,231	1,151	902
18年度分	納付対象月数	731,663	729,851	728,139	727,114	724,747	724,800	725,096	725,100	725,570	726,034	726,440	726,891
	納付月数	479,951	482,623	484,761	487,783	489,573	491,386	493,300	495,633	497,046	498,434	499,753	501,460
	納付率	65.60%	66.13%	66.58%	67.08%	67.55%	67.80%	68.03%	68.35%	68.50%	68.65%	68.79%	68.99%
	(督促対象月数)	256,131	249,900	245,516	242,353	236,964	235,227	233,710	231,800	229,937	228,988	228,006	227,138
	(督促納付月数)	4,419	2,672	2,138	3,022	1,790	1,813	1,914	2,333	1,413	1,388	1,319	1,707
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	727,198	727,448	727,845	728,098	728,269	728,563	728,863	729,265	730,557	730,525	730,765	730,754
	納付月数	503,317	505,120	506,817	508,285	509,584	510,926	512,160	513,439	514,577	515,477	516,276	517,031
	納付率	69.21%	69.44%	69.63%	69.81%	69.97%	70.13%	70.27%	70.40%	70.44%	70.56%	70.65%	70.75%
	(督促対象月数)	225,738	224,131	222,725	221,281	219,984	218,979	217,937	217,105	217,118	215,948	215,288	214,478
	(督促納付月数)	1,857	1,803	1,697	1,468	1,299	1,342	1,234	1,279	1,138	900	799	755
19年度分	納付対象月数	718,135	715,200	712,937	710,652	708,309	707,633	707,503	707,613	708,820	708,833	709,030	708,791
	納付月数	453,884	456,402	458,352	460,176	461,627	463,461	464,961	466,869	468,023	469,064	470,283	471,568
	納付率	63.20%	63.81%	64.29%	64.75%	65.17%	65.49%	65.72%	65.98%	66.03%	66.17%	66.33%	66.53%
	(督促対象月数)	268,399	261,316	256,535	252,300	248,133	246,006	244,042	242,652	241,951	240,810	239,966	238,508
	(督促納付月数)	4,148	2,518	1,950	1,824	1,451	1,834	1,500	1,908	1,154	1,041	1,219	1,285
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	709,005	709,254	709,556	709,852	710,205	710,468	710,622	710,883	711,128	711,384	711,669	—
	納付月数	472,930	474,318	477,769	479,470	480,743	482,095	483,340	484,393	485,425	486,275	487,167	—
	納付率	66.70%	66.88%	67.33%	67.55%	67.69%	67.86%	68.02%	68.14%	68.26%	68.36%	68.45%	—
	(督促対象月数)	237,437	236,324	235,238	232,083	230,735	229,725	228,527	227,543	226,735	225,959	225,394	—
	(督促納付月数)	1,362	1,388	3,451	1,701	1,273	1,352	1,245	1,053	1,032	850	892	—
20年度分	納付対象月数	688,736	684,922	683,569	681,772	679,936	679,544	679,588	679,882	680,137	680,343	680,685	—
	納付月数	427,773	430,243	433,550	435,300	436,533	437,989	439,390	440,930	441,718	442,508	443,575	—
	納付率	62.11%	62.82%	63.42%	63.85%	64.20%	64.45%	64.66%	64.85%	64.95%	65.04%	65.17%	—
	(督促対象月数)	264,139	257,149	253,326	248,222	244,636	243,011	241,599	240,492	239,207	238,625	238,177	—
	(督促納付月数)	3,176	2,470	3,307	1,750	1,233	1,456	1,401	1,540	788	790	1,067	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	970	474	586	2,488	4,806	2,206	940	1,742	1,846	683	1,125	1,642
学生納付特例	288	446	2,285	207	478	276	322	232	311	93	195	235
若年者納付猶予	1	133	84	206	367	282	144	217	345	95	103	222
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	785	522	535	495	4,664	1,904	2,437	1,665	2,161	780	853	1,471
学生納付特例	766	1,451	546	379	414	107	442	101	376	201	187	242
若年者納付猶予	237	177	134	103	501	174	332	230	664	125	117	206
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	627	624	554	1,506	6,000	1,791	1,136	1,227	1,861	371	760	858
学生納付特例	180	1,047	1,443	324	354	133	366	282	335	115	203	162
若年者納付猶予	107	89	92	189	655	221	97	393	221	50	100	117
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	912	498	750	1,852	6,239	2,250	952	1,170	1,164	954	799	793
学生納付特例	682	1,549	743	340	288	363	212	74	104	511	163	233
若年者納付猶予	140	79	160	148	739	404	159	102	378	102	75	80
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,081	161	967	5,059	2,610	1,872	1,762	2,268	1,478	230	539	667
学生納付特例	448	1,957	734	331	286	224	338	269	243	78	126	218
若年者納付猶予	200	26	160	529	301	250	233	453	192	24	48	72

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～20年4月	20年5月～20年9月	
国	戸別訪問	103,531	72,814	123,353	22,544
	【うち接触件数】	50,535	51,624	47,589	19,425
	電話督促	60,791	33,652	25,287	9,493
	(職員等)	31,239	11,985	4,738	638
	(外部委託)	29,552	21,667	20,549	8,855
	【うち接触件数】	34,285	28,465	20,023	6,535
	文書督促	207,224	101,250	38,595	37,332
	(催告状送付数)	184,809	81,814	26,386	25,831
	(免除等勧奨送付数)	22,415	19,436	12,209	11,501
	集合徴収(呼出)案内数	11,327	9,332	0	0
民間事業者	戸別訪問				
	【うち接触件数】				
	電話督促				
	【うち接触件数】				
民間事業者	文書督促				
	【うち接触件数】				
実施期間	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月			
国	戸別訪問	3,478	2,697		
	【うち接触件数】	3,022	2,411		
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
(免除等勧奨送付数)					
集合徴収(呼出)案内数					
民間事業者	戸別訪問	2,395	2,553		
	【うち接触件数】	731	622		
	電話督促	62,147	34,013		
	【うち接触件数】	21,959	9,780		
文書督促	9,544	2,433			

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	15	18	18	3

(注1) 職員については、取納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

20年度	21年度
5	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。  
平成20年度…平成20年10月～平成21年4月  
平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 釧路 年金事務所 】 (平成19年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		63,614	62,019	60,989
未納者	短期未納者	9,252	9,347	9,453
	中期未納者	5,828	6,492	6,398
	長期未納者	15,075	15,254	15,112
	計	30,155	31,093	30,963
全額免除者	法定免除者	5,372	5,423	5,645
	申請免除(全額)者	7,334	7,439	7,604
	学生納付特例者	2,881	2,799	2,716
	若年者納付猶予者	871	932	907
計		16,458	16,593	16,872

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	2,114	7.01%	2,138	6.88%	2,090	6.75%	13カ月	499	1.65%	554	1.78%	564	1.82%
2カ月	1,412	4.68%	1,399	4.50%	1,426	4.61%	14カ月	469	1.56%	512	1.65%	488	1.58%
3カ月	2,347	7.78%	2,413	7.76%	2,611	8.43%	15カ月	1,028	3.41%	1,170	3.76%	1,058	3.42%
4カ月	1,304	4.32%	1,325	4.26%	1,218	3.93%	16カ月	371	1.23%	429	1.38%	404	1.30%
5カ月	1,079	3.58%	1,084	3.49%	1,076	3.48%	17カ月	353	1.17%	445	1.43%	403	1.30%
6カ月	996	3.30%	988	3.18%	1,032	3.33%	18カ月	395	1.31%	488	1.57%	439	1.42%
7カ月	784	2.60%	837	2.69%	803	2.59%	19カ月	371	1.23%	410	1.32%	393	1.27%
8カ月	709	2.35%	794	2.55%	771	2.49%	20カ月	383	1.27%	389	1.25%	351	1.13%
9カ月	1,709	5.67%	1,732	5.57%	1,553	5.02%	21カ月	810	2.69%	1,136	3.65%	1,164	3.76%
10カ月	605	2.01%	790	2.54%	795	2.57%	22カ月	379	1.26%	413	1.33%	419	1.35%
11カ月	604	2.00%	700	2.25%	734	2.37%	23カ月	617	2.05%	526	1.69%	542	1.75%
12カ月	1,417	4.70%	1,639	5.27%	1,742	5.63%	24カ月	9,400	31.17%	8,782	28.24%	8,887	28.70%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	18,223	19,180	24,743	22,397	25,163	24,718	22,275
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
21,136	21,054	26,939	28,131	26,820	25,472	22,402	21,963	21,612	21,601	21,656	21,834
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
21,992	21,539	27,056	28,905	27,107	26,374	25,361	20,657	20,567	20,614	20,973	21,049

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
75.93%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	17,867	17,340	16,508
口座振替者率	37.89%	38.17%	37.42%
クレジットカード納付者数	—	36	127
クレジットカード納付者率	—	0.08%	0.29%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	47,989	92,522	137,279	187,404	233,377	281,951	325,667	368,965	414,328	457,329	498,962	541,178
納付月数	26,438	54,638	83,497	112,619	141,464	171,729	201,864	234,496	264,176	294,445	325,110	356,163
納付率	55.09%	59.05%	60.82%	60.09%	60.62%	60.91%	61.98%	63.56%	63.76%	64.38%	65.16%	65.81%
（督励対象月数）	38,533	66,084	84,530	108,383	128,063	150,521	167,905	184,933	203,186	219,162	234,076	249,304
（督励納付月数）	16,982	28,200	30,748	33,598	36,150	40,299	44,102	50,464	53,034	56,278	60,224	64,289
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	45,941	90,270	133,738	182,602	231,176	278,391	322,259	365,872	413,774	454,083	498,306	543,444
納付月数	25,956	53,631	81,365	109,240	137,228	166,264	195,596	227,055	256,449	285,894	316,031	346,178
納付率	56.50%	59.41%	60.84%	59.82%	59.36%	59.72%	60.70%	62.06%	61.98%	62.96%	63.42%	63.70%
（督励対象月数）	35,543	64,314	81,901	105,166	128,449	150,581	168,989	187,170	209,046	223,290	241,751	260,923
（督励納付月数）	15,558	27,675	29,528	31,804	34,501	38,454	42,326	48,353	51,721	55,101	59,476	63,657
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	47,094	90,497	134,563	185,041	232,409	276,560	319,425	361,788	406,793	449,645	493,019	536,464
納付月数	24,980	51,250	78,029	104,817	131,260	159,174	186,694	215,981	243,153	270,263	297,999	325,735
納付率	53.04%	56.63%	57.99%	56.65%	56.48%	57.55%	58.45%	59.70%	59.77%	60.11%	60.44%	60.72%
（督励対象月数）	36,679	65,517	84,882	110,772	133,778	153,756	172,132	190,140	210,275	228,395	247,284	266,219
（督励納付月数）	14,565	26,270	28,348	30,548	32,629	36,370	39,401	44,333	46,635	49,013	52,264	55,490
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	45,341	87,651	130,482	178,137	221,467	264,398	307,839	349,495	391,536	434,269	477,184	520,708
納付月数	23,678	48,593	73,970	98,927	124,149	150,103	176,074	203,751	229,420	255,338	282,157	309,024
納付率	52.22%	55.44%	56.69%	55.53%	56.06%	56.77%	57.20%	58.30%	58.59%	58.80%	59.13%	59.35%
（督励対象月数）	34,882	63,973	83,260	107,406	127,621	147,460	167,675	186,151	204,645	223,956	243,650	263,708
（督励納付月数）	13,219	24,915	26,748	28,196	30,303	33,165	35,910	40,407	42,529	45,025	48,623	52,024
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	44,260	85,693	126,880	172,470	216,711	256,784	295,002	331,765	373,009	413,570	454,783	—
納付月数	22,653	46,393	70,461	94,408	118,551	143,267	168,289	194,477	219,041	243,840	269,129	—
納付率	51.18%	54.14%	55.53%	54.74%	54.70%	55.79%	57.05%	58.62%	58.72%	58.96%	59.18%	—
（督励対象月数）	33,865	63,040	81,726	104,859	126,902	144,884	160,910	175,485	194,197	212,325	231,337	—
（督励納付月数）	12,258	23,740	25,307	26,797	28,742	31,367	34,197	38,197	40,229	42,595	45,683	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督励対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督励納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	623,396	624,221	624,803	625,352	625,806	626,561	627,172	627,591	628,077	628,676	629,268	629,820
	納付月数	395,007	396,091	397,142	398,247	399,193	400,086	400,887	401,795	402,564	403,272	403,926	404,398
	納付率	63.36%	63.45%	63.56%	63.68%	63.79%	63.85%	63.92%	64.02%	64.09%	64.15%	64.19%	64.21%
	(督促対象月数)	—	229,214	228,712	228,210	227,559	227,368	227,086	226,704	226,282	226,112	225,996	225,894
	(督促納付月数)	—	1,084	1,051	1,105	946	893	801	908	769	708	654	472
16年度分	納付対象月数	569,046	568,243	568,343	569,251	569,827	571,030	571,904	572,524	573,117	573,957	574,684	575,497
	納付月数	369,242	370,945	372,565	373,825	374,734	375,729	376,762	378,448	379,172	380,048	380,966	381,953
	納付率	64.89%	65.28%	65.55%	65.67%	65.76%	65.80%	65.88%	66.10%	66.16%	66.22%	66.29%	66.37%
	(督促対象月数)	—	199,001	197,398	196,686	196,002	196,296	196,175	195,762	194,669	194,785	194,636	194,531
	(督促納付月数)	—	1,703	1,620	1,260	909	995	1,033	1,686	724	876	918	987
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	576,218	576,640	577,136	577,878	578,256	578,693	579,132	579,712	580,244	580,824	581,140	581,711
	納付月数	383,038	384,066	384,855	385,905	386,735	387,559	388,440	389,329	389,979	390,602	391,417	391,825
	納付率	66.47%	66.60%	66.68%	66.78%	66.88%	66.97%	67.07%	67.16%	67.21%	67.25%	67.35%	67.36%
	(督促対象月数)	194,265	193,602	193,070	193,023	192,351	191,958	191,573	191,272	190,915	190,845	190,538	190,294
	(督促納付月数)	1,085	1,028	789	1,050	830	824	881	889	650	623	815	408
17年度分	納付対象月数	541,732	540,311	538,812	538,577	539,171	539,053	538,547	539,230	539,801	539,204	539,294	539,383
	納付月数	358,599	360,117	361,254	362,297	363,292	364,305	365,517	367,147	367,743	368,641	369,817	370,902
	納付率	66.19%	66.65%	67.05%	67.27%	67.38%	67.58%	67.87%	68.09%	68.13%	68.37%	68.57%	68.76%
	(督促対象月数)	185,569	181,712	178,695	177,323	176,874	175,761	174,242	173,713	172,654	171,461	170,653	169,566
	(督促納付月数)	2,436	1,518	1,137	1,043	995	1,013	1,212	1,630	596	898	1,176	1,085
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	540,437	541,149	542,259	543,509	543,873	544,307	545,040	545,689	546,267	546,954	547,500	548,171
	納付月数	371,981	373,012	373,811	374,946	375,609	376,598	377,554	378,334	379,092	379,702	380,258	380,649
	納付率	68.83%	68.93%	68.94%	68.99%	69.06%	69.19%	69.27%	69.33%	69.40%	69.42%	69.45%	69.44%
	(督促対象月数)	169,535	169,168	169,247	169,698	168,927	168,698	168,442	168,135	167,933	167,862	167,798	167,913
	(督促納付月数)	1,079	1,031	799	1,135	663	989	956	780	758	610	556	391
18年度分	納付対象月数	543,289	541,766	541,246	541,955	541,308	540,891	541,164	541,622	542,262	542,935	543,463	544,092
	納付月数	349,094	350,810	352,309	353,980	354,724	355,917	356,901	358,296	359,010	359,623	360,408	361,153
	納付率	64.26%	64.75%	65.09%	65.32%	65.53%	65.80%	65.95%	66.15%	66.21%	66.24%	66.32%	66.38%
	(督促対象月数)	197,111	192,672	190,436	189,646	187,328	186,167	185,247	184,721	183,966	183,925	183,840	183,684
	(督促納付月数)	2,916	1,716	1,499	1,671	744	1,193	984	1,395	714	613	785	745
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	544,656	545,201	545,795	546,200	546,816	547,117	547,376	547,941	548,365	548,692	549,376	549,940
	納付月数	362,296	363,177	364,137	364,914	365,955	367,004	367,947	368,832	369,558	370,248	370,813	371,413
	納付率	66.52%	66.61%	66.72%	66.81%	66.92%	67.08%	67.22%	67.31%	67.39%	67.48%	67.50%	67.54%
	(督促対象月数)	183,503	182,905	182,618	182,063	181,902	181,162	180,372	179,994	179,533	179,134	179,128	179,127
	(督促納付月数)	1,143	881	960	777	1,041	1,049	943	885	726	690	565	600
19年度分	納付対象月数	536,909	534,277	533,317	531,674	530,470	530,579	530,806	531,312	531,608	531,680	532,354	532,854
	納付月数	328,349	329,743	330,976	331,894	333,085	334,120	335,002	336,442	337,135	337,854	339,077	340,067
	納付率	61.16%	61.72%	62.06%	62.42%	62.79%	62.97%	63.11%	63.32%	63.42%	63.54%	63.69%	63.82%
	(督促対象月数)	211,174	205,928	203,574	200,698	198,576	197,494	196,686	196,310	195,166	194,545	194,500	193,777
	(督促納付月数)	2,614	1,394	1,233	918	1,191	1,035	882	1,440	693	719	1,223	990
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	533,257	533,893	534,202	534,576	534,910	535,361	535,879	536,176	536,510	536,904	537,286	—
	納付月数	341,182	342,158	344,183	345,350	346,114	347,041	347,946	348,790	349,503	350,122	350,741	—
	納付率	63.98%	64.09%	64.43%	64.60%	64.71%	64.82%	64.93%	65.05%	65.14%	65.21%	65.28%	—
	(督促対象月数)	193,190	192,711	192,044	190,393	189,560	189,247	188,838	188,230	187,720	187,401	187,164	—
	(督促納付月数)	1,115	976	2,025	1,167	764	927	905	844	713	619	619	—
20年度分	納付対象月数	520,583	516,339	514,849	512,550	511,240	510,627	510,223	510,345	510,709	511,076	511,493	—
	納付月数	311,319	312,838	314,864	316,064	316,941	317,865	318,934	320,222	320,822	321,364	322,110	—
	納付率	59.80%	60.59%	61.16%	61.67%	61.99%	62.25%	62.51%	62.75%	62.82%	62.88%	62.97%	—
	(督促対象月数)	211,559	205,020	202,011	197,686	195,176	193,686	192,358	191,411	190,487	190,254	190,129	—
	(督促納付月数)	2,295	1,519	2,026	1,200	877	924	1,069	1,288	600	542	746	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数(は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	701	146	732	469	3,255	1,563	310	1,233	923	583	964	865
学生納付特例	39	919	991	281	92	194	56	273	168	135	100	129
若年者納付猶予	0	29	109	86	135	192	62	194	121	94	169	218
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	818	472	347	1,565	3,746	92	731	1,214	862	13	1,422	718
学生納付特例	285	1,413	256	185	212	56	129	132	197	67	124	162
若年者納付猶予	173	110	60	185	356	74	92	193	173	(4)	224	128
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	861	395	465	2,455	1,675	1,063	1,256	1,188	905	350	627	678
学生納付特例	118	570	1,024	282	79	92	396	154	157	76	123	124
若年者納付猶予	140	76	86	169	266	142	200	156	182	43	91	127
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	721	173	708	1,048	3,287	1,983	1,037	500	715	471	477	676
学生納付特例	327	915	631	85	190	189	177	98	139	120	71	136
若年者納付猶予	89	13	129	106	338	277	205	53	82	76	46	90
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	611	213	942	1,104	3,908	909	1,679	1,431	1,305	218	416	463
学生納付特例	181	1,083	475	235	247	119	183	205	146	47	85	111
若年者納付猶予	82	26	121	114	421	161	216	172	107	22	48	66

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間		17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～19年9月	
国	戸別訪問	63,313		58,070	
	【うち接触件数】	34,541		31,649	
	電話督促	26,364		24,560	
	(職員等)	11,040		8,502	
	(外部委託)	15,324		16,058	
	【うち接触件数】	16,664		18,763	
	文書督促	154,818		105,448	
	(催告状送付数)	139,503		93,227	
	(免除等勸奨送付数)	15,315		12,221	
	集合徴収(呼出)案内数	9,149		0	
184					
実施期間		19年10月～20年4月	20年5月～20年9月	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月
国	戸別訪問	10,861	8,817	5,514	3,833
	【うち接触件数】	6,239	5,200	2,772	2,007
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勸奨送付数)				
	集合徴収(呼出)案内数				
民間事業者	戸別訪問	664	3,853	5,332	2,111
	【うち接触件数】	3	694	1,293	550
	電話督促	55,263	52,335	61,483	31,546
	【うち接触件数】	11,216	11,005	22,566	11,169
	文書督促	3,199	5,717	10,375	4,576

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	8	9	2	2

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

(件)

19年度	20年度	21年度
2	9	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。

平成19年度…平成19年10月～平成20年4月  
 平成20年度…平成20年5月～平成21年4月  
 平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 室蘭 年金事務所 】 (平成20年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		28,837	27,710	27,008
未納者	短期未納者	3,373	3,794	4,026
	中期未納者	1,880	2,134	2,460
	長期未納者	5,411	5,113	5,030
	計	10,664	11,041	11,516
全額免除者	法定免除者	3,408	3,350	3,353
	申請免除(全額)者	3,922	4,027	3,730
	学生納付特例者	2,657	2,627	2,430
	若年者納付猶予者	557	633	573
	計	10,544	10,637	10,086

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	857	8.04%	853	7.73%	862	7.49%	13カ月	149	1.40%	198	1.79%	188	1.63%
2カ月	623	5.84%	600	5.43%	642	5.57%	14カ月	174	1.63%	153	1.39%	160	1.39%
3カ月	771	7.23%	1,027	9.30%	1,131	9.82%	15カ月	403	3.78%	432	3.91%	338	2.94%
4カ月	402	3.77%	541	4.90%	602	5.23%	16カ月	143	1.34%	125	1.13%	119	1.03%
5カ月	372	3.49%	410	3.71%	402	3.49%	17カ月	120	1.13%	134	1.21%	138	1.20%
6カ月	348	3.26%	363	3.29%	387	3.36%	18カ月	115	1.08%	165	1.49%	144	1.25%
7カ月	281	2.64%	313	2.83%	320	2.78%	19カ月	150	1.41%	132	1.20%	116	1.01%
8カ月	252	2.36%	279	2.53%	340	2.95%	20カ月	142	1.33%	149	1.35%	136	1.18%
9カ月	520	4.88%	539	4.88%	742	6.44%	21カ月	299	2.80%	296	2.68%	397	3.45%
10カ月	202	1.89%	225	2.04%	246	2.14%	22カ月	130	1.22%	123	1.11%	122	1.06%
11カ月	187	1.75%	230	2.08%	249	2.16%	23カ月	174	1.63%	149	1.35%	166	1.44%
12カ月	438	4.11%	548	4.96%	563	4.89%	24カ月	3,412	32.00%	3,057	27.69%	3,006	26.10%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	8,252	9,471	9,264	9,167	9,168	9,098	9,138
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9,002	8,712	9,742	9,675	8,605	8,594	9,175	8,730	8,688	8,686	8,759	8,742

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
77.64%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	6,428	6,126	5,742
口座振替者率	35.14%	35.88%	33.93%
クレジットカード納付者数	-	25	90
クレジットカード納付者率	-	0.15%	0.53%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	20,208	38,276	56,814	77,368	96,042	114,882	132,977	148,327	166,589	183,897	198,217	214,918
納付月数	11,088	23,052	35,372	47,784	60,127	72,805	85,406	99,101	111,646	124,612	138,022	151,313
納付率	54.87%	60.23%	62.26%	61.76%	62.60%	63.37%	64.23%	66.81%	67.02%	67.76%	69.63%	70.40%
（督促対象月数）	15,321	27,188	34,636	44,105	51,696	59,494	66,513	70,897	77,845	83,945	87,126	92,499
（督促納付月数）	6,201	11,964	13,194	14,521	15,781	17,417	18,942	21,671	22,902	24,660	26,931	28,894
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	18,434	35,913	53,127	74,058	92,100	109,999	127,039	143,033	160,771	177,568	194,095	209,257
納付月数	10,934	22,691	34,340	46,236	58,120	70,306	82,407	95,549	107,599	119,925	132,672	145,610
納付率	59.31%	63.18%	64.64%	62.43%	63.11%	63.92%	64.87%	66.80%	66.93%	67.54%	68.35%	69.58%
（督促対象月数）	13,126	24,979	31,254	41,450	48,836	56,136	62,488	67,961	74,948	81,047	86,986	91,438
（督促納付月数）	5,626	11,757	12,467	13,628	14,856	16,443	17,856	20,477	21,776	23,404	25,563	27,791
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	18,103	35,024	51,967	72,427	90,119	107,319	124,275	139,441	156,226	172,647	188,652	204,706
納付月数	10,285	21,205	32,476	43,671	54,978	66,589	78,142	90,296	101,500	112,835	124,394	136,128
納付率	56.81%	60.54%	62.49%	60.30%	61.01%	62.05%	62.88%	64.76%	64.97%	65.36%	65.94%	66.50%
（督促対象月数）	12,797	24,739	31,490	41,743	49,395	56,593	63,507	68,750	75,424	81,833	87,942	94,119
（督促納付月数）	4,979	10,920	11,999	12,987	14,254	15,863	17,374	19,605	20,698	22,021	23,684	25,541
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	17,080	33,338	49,664	68,910	85,098	102,138	118,301	134,729	150,887	167,316	183,971	200,290
納付月数	9,413	19,533	29,914	40,317	50,783	61,421	71,934	83,156	93,451	103,910	114,810	125,645
納付率	55.11%	58.59%	60.23%	58.51%	59.68%	60.14%	60.81%	61.72%	61.93%	62.10%	62.41%	62.73%
（督促対象月数）	11,860	23,925	30,820	40,633	47,426	55,103	61,944	69,142	75,923	83,060	90,490	97,497
（督促納付月数）	4,193	10,120	11,070	12,040	13,111	14,386	15,577	17,569	18,487	19,654	21,329	22,852
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	17,401	33,633	50,052	70,052	88,760	101,723	117,921	132,130	148,764	165,137	181,227	—
納付月数	9,012	18,723	28,474	38,242	48,061	58,037	68,040	78,381	88,039	97,836	108,198	—
納付率	51.79%	55.67%	56.89%	54.59%	54.15%	57.05%	57.70%	59.32%	59.18%	59.25%	59.70%	—
（督促対象月数）	12,287	24,621	31,974	42,938	52,769	56,872	64,243	69,699	77,478	85,070	92,463	—
（督促納付月数）	3,898	9,711	10,396	11,128	12,070	13,186	14,362	15,950	16,753	17,769	19,434	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。



〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	257,133	257,374	257,566	257,678	257,826	258,120	258,316	258,321	258,471	258,570	258,796	258,894
	納付月数	171,585	172,126	172,707	173,170	173,527	173,890	174,189	174,488	174,780	175,084	175,370	175,549
	納付率	66.73%	66.88%	67.05%	67.20%	67.30%	67.37%	67.43%	67.55%	67.62%	67.71%	67.76%	67.81%
	(督促対象月数)	—	85,789	85,440	84,971	84,656	84,593	84,426	84,132	83,983	83,790	83,712	83,524
	(督促納付月数)	—	541	581	463	357	363	299	299	292	304	286	179
16年度分	納付対象月数	236,770	236,260	236,140	236,190	236,490	236,923	237,224	237,313	237,555	237,742	237,927	238,176
	納付月数	158,431	159,337	160,061	160,660	161,105	161,625	162,061	162,598	163,034	163,458	163,978	164,418
	納付率	66.91%	67.44%	67.78%	68.02%	68.12%	68.22%	68.32%	68.52%	68.63%	68.75%	68.92%	69.03%
	(督促対象月数)	—	77,829	76,803	76,129	75,830	75,818	75,599	75,252	74,957	74,708	74,469	74,198
	(督促納付月数)	—	906	724	599	445	520	436	537	436	424	520	440
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	238,507	238,706	239,032	239,330	239,533	239,666	239,831	240,065	240,189	240,336	240,623	240,758
	納付月数	164,881	165,347	165,698	166,339	166,759	167,137	167,490	167,879	168,194	168,512	168,795	168,978
	納付率	69.13%	69.27%	69.32%	69.50%	69.62%	69.74%	69.84%	69.93%	70.03%	70.12%	70.15%	70.19%
	(督促対象月数)	74,089	73,825	73,685	73,632	73,194	72,907	72,694	72,575	72,310	72,142	72,111	71,963
	(督促納付月数)	463	466	351	641	420	378	353	389	315	318	283	183
17年度分	納付対象月数	215,095	214,473	214,266	215,159	215,376	215,022	214,579	214,368	214,533	214,735	214,964	215,082
	納付月数	152,578	153,352	153,966	154,567	154,968	155,311	155,628	156,172	156,396	156,666	157,058	157,542
	納付率	70.94%	71.50%	71.86%	71.84%	71.95%	72.23%	72.53%	72.85%	72.90%	72.96%	73.06%	73.25%
	(督促対象月数)	63,782	61,895	60,914	61,193	60,809	60,054	59,268	58,740	58,361	58,339	58,298	58,024
	(督促納付月数)	1,265	774	614	601	401	343	317	544	224	270	392	484
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	215,536	215,865	216,199	216,666	216,828	217,031	217,168	217,370	217,638	217,815	218,065	218,243
	納付月数	158,030	158,393	158,745	159,268	159,547	159,864	160,203	160,501	160,804	161,012	161,208	161,356
	納付率	73.32%	73.38%	73.43%	73.51%	73.58%	73.66%	73.77%	73.84%	73.89%	73.92%	73.93%	73.93%
	(督促対象月数)	57,994	57,835	57,806	57,921	57,560	57,484	57,304	57,167	57,137	57,011	57,053	57,035
	(督促納付月数)	488	363	352	523	279	317	339	298	303	208	196	148
18年度分	納付対象月数	209,997	209,612	208,991	209,183	209,077	209,277	209,362	209,616	209,909	210,164	210,448	210,708
	納付月数	147,142	148,090	148,787	149,407	149,859	150,294	150,702	151,232	151,551	151,796	152,163	152,484
	納付率	70.07%	70.65%	71.19%	71.42%	71.68%	71.82%	71.98%	72.15%	72.20%	72.23%	72.30%	72.37%
	(督促対象月数)	64,387	62,470	60,901	60,396	59,670	59,418	59,068	58,914	58,677	58,613	58,652	58,545
	(督促納付月数)	1,532	948	697	620	452	435	408	530	319	245	367	321
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	210,822	210,916	211,202	211,315	211,470	211,697	211,887	211,985	212,079	212,241	212,430	212,639
	納付月数	152,918	153,328	153,699	154,022	154,249	154,509	154,816	155,188	155,480	155,756	156,007	156,196
	納付率	72.53%	72.70%	72.77%	72.89%	72.94%	72.99%	73.07%	73.21%	73.31%	73.39%	73.44%	73.46%
	(督促対象月数)	58,338	57,998	57,874	57,616	57,448	57,448	57,378	57,169	56,891	56,761	56,674	56,632
	(督促納付月数)	434	410	371	323	227	260	307	372	292	276	251	189
19年度分	納付対象月数	204,477	203,940	203,647	203,324	203,173	203,298	203,480	203,569	203,656	203,829	204,042	204,322
	納付月数	137,407	138,254	138,872	139,261	139,641	139,996	140,370	140,829	141,134	141,442	141,787	142,165
	納付率	67.20%	67.79%	68.19%	68.49%	68.73%	68.86%	68.98%	69.18%	69.30%	69.39%	69.49%	69.58%
	(督促対象月数)	68,349	66,533	65,393	64,452	63,912	63,657	63,484	63,199	62,827	62,695	62,600	62,535
	(督促納付月数)	1,279	847	618	389	380	355	374	459	305	308	345	378
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	204,328	204,564	204,769	204,951	205,019	205,210	205,295	205,398	205,496	205,695	205,885	—
	納付月数	142,536	142,959	143,648	144,036	144,334	144,682	144,937	145,214	145,429	145,608	145,784	—
	納付率	69.76%	69.88%	70.15%	70.28%	70.40%	70.50%	70.60%	70.70%	70.77%	70.79%	70.81%	—
	(督促対象月数)	62,163	62,028	61,810	61,303	60,983	60,876	60,613	60,461	60,282	60,266	60,277	—
	(督促納付月数)	371	423	689	388	298	348	255	277	215	179	176	—
20年度分	納付対象月数	199,824	198,984	198,556	198,275	197,764	197,706	197,775	197,830	197,979	198,164	198,312	—
	納付月数	126,720	127,515	128,435	128,944	129,291	129,648	129,918	130,346	130,557	130,758	131,002	—
	納付率	63.42%	64.08%	64.68%	65.03%	65.38%	65.58%	65.69%	65.89%	65.94%	65.98%	66.06%	—
	(督促対象月数)	74,179	72,264	71,041	69,840	68,820	68,415	68,127	67,912	67,633	67,607	67,554	—
	(督促納付月数)	1,075	795	920	509	347	357	270	428	211	201	244	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

(注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。

(注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	348	119	220	984	1,036	911	480	369	715	163	296	580
学生納付特例	341	659	801	235	142	152	95	121	191	30	119	199
若年者納付猶予	23	56	59	88	194	124	69	84	190	64	62	219
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	295	186	207	1,275	823	1,091	405	537	538	173	308	381
学生納付特例	447	992	324	219	66	114	54	162	186	85	113	112
若年者納付猶予	53	43	41	157	86	86	195	96	101	31	58	69
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	343	90	192	593	1,457	1,194	459	262	541	205	268	294
学生納付特例	117	924	496	236	102	119	153	183	222	79	123	130
若年者納付猶予	95	22	38	91	203	81	231	44	113	36	50	64
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	232	183	132	336	1,654	1,409	202	308	199	216	241	261
学生納付特例	317	1,073	208	181	138	149	95	133	83	131	52	109
若年者納付猶予	42	32	28	55	246	139	185	48	33	33	35	42
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	232	138	309	397	1,326	626	1,659	288	511	37	169	207
学生納付特例	88	1,018	462	143	145	50	230	100	209	21	57	127
若年者納付猶予	42	39	69	51	157	49	403	48	93	10	23	36

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～20年4月	20年5月～20年9月	
国	戸別訪問	29,587	23,872	28,326	9,019
	【うち接触件数】	15,376	13,147	12,702	4,673
	電話督促	19,023	11,123	9,208	3,723
	(職員等)	11,480	5,664	2,341	811
	(外部委託)	7,543	5,459	6,867	2,912
	【うち接触件数】	11,020	9,818	7,529	2,467
	文書督促	56,717	34,960	18,390	10,622
	(催告状送付数)	46,259	27,743	14,246	7,884
	(免除等勸奨送付数)	10,458	7,217	4,144	2,738
	集合徴収(呼出)案内数	1,539	3,955	1,922	0
民間事業者	戸別訪問				
	【うち接触件数】				
	電話督促				
	【うち接触件数】				
国	実施期間	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月		
	戸別訪問	946	1,305		
	【うち接触件数】	107	466		
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勸奨送付数)				
集合徴収(呼出)案内数					
民間事業者	戸別訪問	465	562		
	【うち接触件数】	207	198		
	電話督促	21,877	11,369		
	【うち接触件数】	7,341	3,357		
文書督促	2,678	821			

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	5	5	5	1

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

(件)

20年度	21年度
1	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。  
平成20年度…平成20年10月～平成21年4月  
平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 苫小牧 年金事務所 】 (平成19年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		47,794	46,613	46,230
未納者	短期未納者	6,951	7,679	8,105
	中期未納者	4,492	5,164	5,028
	長期未納者	11,061	11,330	11,298
	計	22,504	24,173	24,431
全額免除者	法定免除者	4,824	4,909	4,997
	申請免除(全額)者	5,860	6,008	5,998
	学生納付特例者	2,206	2,103	2,121
	若年者納付猶予者	819	896	860
計		13,709	13,916	13,976

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	1,679	7.46%	1,728	7.15%	1,653	6.77%	13カ月	365	1.62%	394	1.63%	395	1.62%
2カ月	1,028	4.57%	1,216	5.03%	1,223	5.01%	14カ月	298	1.32%	399	1.65%	384	1.57%
3カ月	1,550	6.89%	1,961	8.11%	2,421	9.91%	15カ月	828	3.68%	991	4.10%	684	2.80%
4カ月	1,117	4.96%	1,074	4.44%	1,092	4.47%	16カ月	275	1.22%	332	1.37%	311	1.27%
5カ月	921	4.09%	906	3.75%	903	3.70%	17カ月	267	1.19%	271	1.12%	322	1.32%
6カ月	656	2.92%	794	3.28%	813	3.33%	18カ月	275	1.22%	335	1.39%	345	1.41%
7カ月	564	2.51%	748	3.09%	696	2.85%	19カ月	231	1.03%	302	1.25%	304	1.24%
8カ月	527	2.34%	642	2.66%	601	2.46%	20カ月	239	1.06%	289	1.20%	275	1.13%
9カ月	1,508	6.70%	1,375	5.69%	1,247	5.10%	21カ月	687	3.05%	924	3.82%	908	3.72%
10カ月	450	2.00%	630	2.61%	608	2.49%	22カ月	280	1.24%	308	1.27%	293	1.20%
11カ月	399	1.77%	494	2.04%	575	2.35%	23カ月	348	1.55%	366	1.51%	361	1.48%
12カ月	1,044	4.64%	1,275	5.27%	1,301	5.33%	24カ月	6,968	30.96%	6,419	26.55%	6,716	27.49%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	14,227	14,225	17,541	16,373	18,735	18,585	17,035
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16,468	16,475	20,130	20,206	18,385	18,557	20,294	19,996	18,875	18,659	18,722	18,742
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18,702	18,124	20,760	21,727	18,221	17,187	19,041	18,136	17,690	17,471	17,543	17,555

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
75.27%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	11,889	11,464	10,873
口座振替者率	34.88%	35.06%	33.71%
クレジットカード納付者数	—	47	183
クレジットカード納付者率	—	0.14%	0.57%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	33,252	65,833	98,459	137,798	171,697	205,653	238,731	268,579	301,656	333,886	342,744	374,031
納付月数	18,634	38,661	58,912	79,345	99,916	120,867	142,139	164,829	185,992	207,302	229,802	251,802
納付率	56.04%	58.73%	59.83%	57.58%	58.19%	58.77%	59.54%	61.37%	61.66%	62.09%	67.05%	67.32%
（督促対象月数）	26,249	47,199	61,236	82,162	97,678	113,233	127,855	139,230	153,351	166,653	156,691	168,846
（督促納付月数）	11,631	20,027	21,689	23,709	25,897	28,447	31,263	35,480	37,687	40,069	43,749	46,617
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	33,085	65,619	96,575	132,616	168,830	199,692	233,126	262,720	296,769	328,576	358,650	390,273
納付月数	18,331	37,832	57,205	76,435	96,361	115,929	136,022	157,694	177,882	198,373	219,511	241,040
納付率	55.41%	57.65%	59.23%	57.64%	57.08%	58.05%	58.35%	60.02%	59.94%	60.37%	61.20%	61.76%
（督促対象月数）	25,284	47,288	60,067	78,288	97,046	110,248	126,083	138,097	154,153	167,991	180,186	193,714
（督促納付月数）	10,530	19,501	20,697	22,107	24,577	26,485	28,979	33,071	35,266	37,788	41,047	44,481
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	33,319	65,169	96,034	131,265	163,378	196,453	228,676	259,540	291,423	322,726	354,360	385,220
納付月数	17,616	36,073	54,830	73,516	92,148	111,513	130,611	150,903	169,806	188,672	208,209	227,752
納付率	52.87%	55.35%	57.09%	56.01%	56.40%	56.76%	57.12%	58.14%	58.27%	58.46%	58.76%	59.12%
（督促対象月数）	25,421	47,553	61,038	78,986	94,046	110,114	125,337	139,279	153,885	167,963	182,544	196,267
（督促納付月数）	9,718	18,457	19,834	21,237	22,816	25,174	27,272	30,642	32,268	33,909	36,393	38,799
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	32,099	62,826	93,143	126,825	158,847	190,565	221,989	253,028	284,605	315,815	347,041	377,344
納付月数	16,431	33,935	51,521	69,123	86,762	104,696	122,937	142,493	160,638	178,777	197,642	216,375
納付率	51.19%	54.01%	55.31%	54.50%	54.62%	54.94%	55.38%	56.32%	56.44%	56.61%	56.95%	57.34%
（督促対象月数）	24,108	46,395	60,262	77,659	93,490	109,136	124,501	139,458	154,610	169,467	184,552	198,539
（督促納付月数）	8,440	17,504	18,640	19,957	21,405	23,267	25,449	28,923	30,643	32,429	35,153	37,570
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	31,955	62,876	92,806	126,954	158,955	189,432	219,562	248,092	279,714	310,536	341,084	—
納付月数	15,701	32,350	49,149	65,724	82,427	99,456	116,691	134,795	151,637	168,781	186,253	—
納付率	49.13%	51.45%	52.96%	51.77%	51.86%	52.50%	53.15%	54.33%	54.21%	54.35%	54.61%	—
（督促対象月数）	23,946	47,175	61,421	79,999	96,640	111,820	126,635	139,937	156,023	171,471	186,732	—
（督促納付月数）	7,692	16,649	17,764	18,769	20,112	21,844	23,764	26,640	27,946	29,716	31,901	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付奨励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月未まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

（注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。

（注3）督促対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督促納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	449,764	450,380	450,758	451,080	451,366	451,760	452,045	452,501	452,893	453,319	453,689	453,951
	納付月数	278,973	279,906	280,786	281,772	282,649	283,453	284,233	285,226	285,890	286,586	287,281	287,705
	納付率	62.03%	62.15%	62.29%	62.47%	62.62%	62.74%	62.88%	63.03%	63.13%	63.22%	63.32%	63.38%
	(督促対象月数)	—	171,407	170,852	170,294	169,594	169,111	168,592	168,268	167,667	167,429	167,103	166,670
	(督促納付月数)	—	933	880	986	877	804	780	993	664	696	695	424
16年度分	納付対象月数	395,254	401,149	407,875	420,246	420,703	421,451	422,017	422,573	423,105	423,765	424,408	424,762
	納付月数	261,741	263,119	264,304	265,365	266,261	267,110	267,966	269,336	270,022	270,627	271,701	272,615
	納付率	66.22%	65.59%	64.80%	63.15%	63.29%	63.38%	63.50%	63.74%	63.82%	63.86%	64.02%	64.18%
	(督促対象月数)	—	139,408	144,756	155,942	155,338	155,190	154,907	154,607	153,769	153,743	153,781	153,061
	(督促納付月数)	—	1,378	1,185	1,061	896	849	856	1,370	686	605	1,074	914
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	425,558	426,131	426,565	427,122	427,680	428,116	428,371	428,819	429,293	429,700	429,968	430,570
	納付月数	273,704	274,602	275,316	276,123	276,928	277,545	278,229	278,975	279,640	280,193	280,734	281,062
	納付率	64.32%	64.44%	64.54%	64.65%	64.75%	64.83%	64.95%	65.06%	65.14%	65.21%	65.29%	65.28%
	(督促対象月数)	152,943	152,427	151,963	151,806	151,557	151,188	150,826	150,590	150,318	150,060	149,775	149,836
	(督促納付月数)	1,089	898	714	807	805	617	684	746	665	553	541	328
17年度分	納付対象月数	375,535	377,377	375,509	375,800	376,569	375,275	375,140	374,474	374,955	375,459	375,634	376,397
	納付月数	253,843	255,133	256,129	256,869	257,220	258,190	258,916	260,015	260,523	261,088	261,640	262,284
	納付率	67.60%	67.61%	68.21%	68.35%	68.41%	68.80%	69.02%	69.43%	69.48%	69.54%	69.65%	69.68%
	(督促対象月数)	123,733	123,534	120,376	119,671	119,700	117,655	116,950	115,558	114,940	114,936	114,546	114,757
	(督促納付月数)	2,041	1,290	996	740	751	570	726	1,099	508	565	552	644
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	377,138	377,743	378,422	378,888	379,330	379,669	380,078	380,439	380,876	381,406	381,930	382,474
	納付月数	263,165	263,856	264,520	265,356	265,981	266,590	267,317	267,968	268,582	269,069	269,519	269,878
	納付率	69.78%	69.85%	69.90%	70.04%	70.12%	70.22%	70.33%	70.44%	70.52%	70.55%	70.57%	70.56%
	(督促対象月数)	114,854	114,578	114,566	114,368	113,974	113,688	113,488	113,122	112,908	112,824	112,861	112,955
	(督促納付月数)	881	691	664	836	625	609	727	651	614	487	450	359
18年度分	納付対象月数	390,803	389,852	388,575	388,037	387,562	387,618	387,934	388,084	388,358	388,923	389,495	390,060
	納付月数	243,180	244,400	245,393	246,261	246,927	247,700	248,458	249,412	249,986	250,485	251,041	251,718
	納付率	62.23%	62.69%	63.15%	63.46%	63.71%	63.90%	64.05%	64.27%	64.37%	64.40%	64.45%	64.53%
	(督促対象月数)	149,763	146,672	144,175	142,644	141,301	140,691	140,234	139,626	138,946	138,937	139,010	139,019
	(督促納付月数)	2,140	1,220	993	868	666	773	758	954	574	499	556	677
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	390,401	390,783	391,508	391,826	392,108	392,356	392,724	392,992	393,542	393,938	394,254	394,771
	納付月数	252,603	253,378	254,146	254,946	255,952	256,817	257,723	258,432	259,219	259,797	260,294	260,762
	納付率	64.70%	64.84%	64.91%	65.07%	65.28%	65.46%	65.62%	65.76%	65.87%	65.95%	66.02%	66.05%
	(督促対象月数)	138,683	138,180	138,130	137,680	137,162	136,404	135,907	135,269	135,110	134,719	134,457	134,477
	(督促納付月数)	885	775	768	800	1,006	865	906	709	787	578	497	468
19年度分	納付対象月数	385,223	383,941	383,014	382,373	381,925	381,979	382,269	382,518	382,963	383,336	383,617	384,109
	納付月数	229,727	230,850	231,733	232,448	233,708	234,526	235,492	236,626	237,342	237,874	238,577	239,328
	納付率	59.63%	60.13%	60.50%	60.79%	61.19%	61.40%	61.60%	61.86%	61.98%	62.05%	62.19%	62.31%
	(督促対象月数)	157,471	154,214	152,164	150,640	149,477	148,271	147,743	147,026	146,337	145,994	145,743	145,532
	(督促納付月数)	1,975	1,123	883	715	1,260	818	966	1,134	716	532	703	751
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	384,371	384,894	385,131	385,421	385,779	386,122	386,388	386,576	386,817	387,024	387,510	—
	納付月数	240,224	241,033	242,736	243,650	244,271	245,012	245,725	246,392	246,982	247,476	247,973	—
	納付率	62.50%	62.62%	63.03%	63.22%	63.32%	63.45%	63.60%	63.74%	63.85%	63.94%	63.99%	—
	(督促対象月数)	145,043	144,670	144,098	142,685	142,129	141,851	141,376	140,851	140,425	140,042	140,034	—
	(督促納付月数)	896	809	1,703	914	621	741	713	667	590	494	497	—
20年度分	納付対象月数	377,232	375,938	374,927	374,361	373,978	373,476	373,492	373,600	373,825	374,066	374,503	—
	納付月数	218,190	219,315	220,918	221,766	222,377	223,077	223,774	224,701	225,204	225,676	226,139	—
	納付率	57.84%	58.34%	58.92%	59.24%	59.46%	59.73%	59.91%	60.14%	60.24%	60.33%	60.38%	—
	(督促対象月数)	160,857	157,748	155,612	153,443	152,212	151,099	150,415	149,826	149,124	148,862	148,827	—
	(督促納付月数)	1,815	1,125	1,603	848	611	700	697	927	503	472	463	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	354	298	335	435	2,762	1,292	590	616	1,262	433	688	1,697
学生納付特例	50	1,142	209	284	180	137	80	113	153	65	87	154
若年者納付猶予	0	104	108	53	120	102	75	69	126	22	58	179
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	516	324	27	667	3,155	0	1,583	437	1,214	133	594	938
学生納付特例	30	1,016	277	285	106	0	210	73	130	21	93	158
若年者納付猶予	98	39	30	116	386	(3)	332	90	173	25	113	158
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	542	186	370	2,071	2,043	1,361	333	451	756	360	549	493
学生納付特例	222	615	392	269	115	157	70	131	116	86	103	79
若年者納付猶予	134	41	82	260	331	238	61	71	119	61	85	107
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	657	228	439	3,092	1,565	725	423	350	405	370	467	634
学生納付特例	388	668	309	189	122	109	103	80	92	82	90	136
若年者納付猶予	111	40	95	445	172	223	66	73	46	52	67	73
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	771	204	497	2,417	1,390	1,268	824	644	835	87	420	503
学生納付特例	227	879	236	266	104	87	100	132	136	12	45	150
若年者納付猶予	96	31	79	320	195	76	236	90	101	11	44	47

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～19年9月		
国	戸別訪問	40,752	28,263	21,680	
	【うち接触件数】	22,949	17,377	7,097	
	電話督促	46,311	11,194	4,005	
	(職員等)	33,273	1,871	375	
	(外部委託)	13,038	9,323	3,630	
	【うち接触件数】	26,920	9,315	3,170	
	文書督促	98,925	59,232	19,479	
	(催告状送付数)	86,319	49,639	14,575	
	(免除等勧奨送付数)	12,606	9,593	4,904	
	集合徴収(呼出)案内数	7,731	13,959	82	
実施期間	19年10月～20年4月	20年5月～20年9月	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月	
国	戸別訪問	5,472	3,304	1,149	813
	【うち接触件数】	3,024	1,807	768	578
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勧奨送付数)				
	集合徴収(呼出)案内数				
民間事業者	戸別訪問	504	806	4,213	2,411
	【うち接触件数】	5	258	1,032	627
	電話督促	40,682	38,090	58,000	24,486
	【うち接触件数】	6,703	7,303	18,278	8,389
	文書督促	7,342	9,716	10,436	4,998

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	6	6	1	1

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

(件)

19年度	20年度	21年度
6	13	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。

平成19年度…平成19年10月～平成20年4月

平成20年度…平成20年5月～平成21年4月

平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 小樽 年金事務所 】 (平成20年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		40,317	38,624	37,608
未納者	短期未納者	6,101	6,171	6,111
	中期未納者	3,146	3,591	3,656
	長期未納者	7,318	7,067	7,001
	計	16,565	16,829	16,768
全額免除者	法定免除者	5,261	5,157	5,169
	申請免除(全額)者	5,125	5,156	5,180
	学生納付特例者	2,464	2,293	2,260
	若年者納付猶予者	751	787	780
計		13,601	13,393	13,389

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	1,403	8.47%	1,361	8.09%	1,277	7.62%	13カ月	246	1.49%	299	1.78%	310	1.85%
2カ月	890	5.37%	912	5.42%	959	5.72%	14カ月	219	1.32%	246	1.46%	311	1.85%
3カ月	1,498	9.04%	1,716	10.20%	1,751	10.44%	15カ月	623	3.76%	574	3.41%	540	3.22%
4カ月	1,083	6.54%	955	5.67%	847	5.05%	16カ月	178	1.07%	240	1.43%	220	1.31%
5カ月	650	3.92%	634	3.77%	649	3.87%	17カ月	196	1.18%	214	1.27%	211	1.26%
6カ月	577	3.48%	593	3.52%	628	3.75%	18カ月	179	1.08%	233	1.38%	233	1.39%
7カ月	497	3.00%	482	2.86%	485	2.89%	19カ月	189	1.14%	202	1.20%	183	1.09%
8カ月	470	2.84%	539	3.20%	474	2.83%	20カ月	178	1.07%	213	1.27%	196	1.17%
9カ月	785	4.74%	916	5.44%	1,019	6.08%	21カ月	445	2.69%	458	2.72%	512	3.05%
10カ月	363	2.19%	380	2.26%	431	2.57%	22カ月	188	1.13%	241	1.43%	184	1.10%
11カ月	301	1.82%	382	2.27%	393	2.34%	23カ月	357	2.16%	318	1.89%	273	1.63%
12カ月	730	4.41%	892	5.30%	854	5.09%	24カ月	4,320	26.08%	3,829	22.75%	3,828	22.83%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
-	-	-	-	-	9,526	11,185	10,992	10,840	10,772	10,776	10,783	
平成21年度												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
10,653	10,281	14,447	15,198	13,487	11,701	12,303	11,967	11,749	11,553	11,617	11,596	

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
81.61%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	9,286	8,811	8,260
口座振替者率	34.76%	34.92%	34.11%
クレジットカード納付者数	-	26	125
クレジットカード納付者率	-	0.10%	0.52%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	30,728	58,033	84,200	114,846	141,834	168,745	195,719	219,604	246,218	272,200	289,295	311,652
納付月数	16,390	33,947	51,711	69,718	87,679	106,117	124,561	144,218	162,307	181,193	200,957	220,367
納付率	53.34%	58.50%	61.41%	60.71%	61.82%	62.89%	63.64%	65.67%	65.92%	66.57%	69.46%	70.71%
（督励対象月数）	23,225	41,643	51,480	66,009	76,903	87,713	98,496	106,312	116,436	126,076	126,812	132,546
（督励納付月数）	8,887	17,557	18,991	20,881	22,748	25,085	27,338	30,926	32,525	35,069	38,474	41,261
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	27,808	54,417	80,056	107,980	135,746	162,593	187,687	213,578	239,481	264,084	288,454	314,437
納付月数	16,061	33,028	49,959	66,963	84,125	101,505	119,315	138,321	155,906	173,931	192,486	211,041
納付率	57.76%	60.69%	62.41%	62.01%	61.97%	62.43%	63.57%	64.76%	65.10%	65.86%	66.73%	67.12%
（督励対象月数）	19,644	38,356	48,126	60,458	72,833	84,258	93,942	104,434	114,603	123,675	132,662	143,067
（督励納付月数）	7,897	16,967	18,029	19,441	21,212	23,170	25,570	29,177	31,028	33,522	36,694	39,671
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	27,982	55,585	82,366	107,345	133,713	158,963	183,563	206,299	230,618	254,603	277,660	301,599
納付月数	15,050	30,966	47,040	63,237	79,517	96,305	113,179	130,877	147,061	163,398	179,980	197,018
納付率	53.78%	55.71%	57.11%	58.91%	59.47%	60.58%	61.66%	63.44%	63.77%	64.18%	64.82%	65.32%
（督励対象月数）	20,046	40,535	52,450	62,722	74,505	85,281	95,303	103,571	113,123	122,501	131,122	140,624
（督励納付月数）	7,114	15,916	17,124	18,614	20,309	22,623	24,919	28,149	29,566	31,296	33,442	36,043
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	26,123	51,482	74,854	101,317	126,017	149,167	172,131	195,695	217,921	241,443	265,208	288,667
納付月数	13,873	28,888	43,869	58,732	73,953	89,647	105,122	121,612	136,673	151,868	167,706	183,554
納付率	53.11%	56.11%	58.61%	57.97%	58.68%	60.10%	61.07%	62.14%	62.72%	62.90%	63.24%	63.59%
（督励対象月数）	18,498	37,609	47,031	59,742	70,910	80,478	89,819	99,789	108,256	118,207	128,548	138,441
（督励納付月数）	6,248	15,015	16,046	17,157	18,846	20,958	22,810	25,706	27,008	28,632	31,046	33,328
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	24,563	47,360	70,077	96,778	121,093	142,091	164,472	184,045	206,955	228,324	248,792	—
納付月数	13,020	26,854	40,900	54,714	68,663	82,949	97,425	112,655	126,429	140,299	154,742	—
納付率	53.01%	56.70%	58.36%	56.54%	56.70%	58.38%	59.24%	61.21%	61.09%	61.45%	62.20%	—
（督励対象月数）	17,206	34,340	44,069	57,829	69,470	77,855	87,577	94,539	104,630	113,512	121,657	—
（督励納付月数）	5,663	13,834	14,892	15,765	17,040	18,713	20,530	23,149	24,104	25,487	27,607	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督励対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督励納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。



〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	372,668	373,126	373,501	373,747	374,028	374,416	374,621	374,936	375,368	375,560	375,846	376,130
	納付月数	248,469	249,681	250,447	251,115	251,889	252,553	253,189	253,905	254,447	255,015	255,545	255,904
	納付率	66.67%	66.92%	67.05%	67.19%	67.34%	67.45%	67.59%	67.72%	67.79%	67.90%	67.99%	68.04%
	(督促対象月数)	—	124,657	123,820	123,300	122,913	122,527	122,068	121,747	121,463	121,113	120,831	120,585
	(督促納付月数)	—	1,212	766	668	774	664	636	716	542	568	530	359
16年度分	納付対象月数	333,427	332,738	332,649	332,425	332,441	332,952	333,296	333,723	334,270	334,612	334,974	335,447
	納付月数	229,413	230,820	231,880	232,850	233,567	234,233	235,019	235,986	236,528	237,249	238,005	238,735
	納付率	68.80%	69.37%	69.71%	70.05%	70.26%	70.35%	70.51%	70.71%	70.76%	70.90%	71.05%	71.17%
	(督促対象月数)	—	103,325	101,829	100,545	99,591	99,385	99,063	98,704	98,284	98,084	97,725	97,442
	(督促納付月数)	—	1,407	1,060	970	717	666	786	967	542	721	756	730
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	335,880	336,269	336,681	337,077	337,412	337,756	337,975	338,324	338,587	338,861	339,200	339,432
	納付月数	239,468	240,494	241,045	241,864	242,416	243,058	243,674	244,265	244,765	245,241	245,744	246,120
	納付率	71.30%	71.52%	71.59%	71.75%	71.85%	71.96%	72.10%	72.20%	72.29%	72.37%	72.45%	72.51%
	(督促対象月数)	97,145	96,801	96,187	96,032	95,548	95,340	94,917	94,650	94,322	94,096	93,959	93,688
	(督促納付月数)	733	1,026	551	819	552	642	616	591	500	476	503	376
17年度分	納付対象月数	312,334	312,454	311,389	311,054	311,474	311,237	310,567	310,331	310,435	310,664	311,069	311,379
	納付月数	222,179	223,393	224,248	224,956	225,537	226,291	227,060	227,984	228,611	229,330	229,994	230,627
	納付率	71.14%	71.50%	72.02%	72.32%	72.41%	72.71%	73.11%	73.46%	73.64%	73.82%	73.94%	74.07%
	(督促対象月数)	91,967	90,275	87,996	86,806	86,518	85,700	84,276	83,271	82,451	82,053	81,739	81,385
	(督促納付月数)	1,812	1,214	855	708	581	754	769	924	627	719	664	633
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	311,862	312,225	312,586	312,969	313,145	313,621	313,813	314,033	314,216	314,451	314,786	314,921
	納付月数	231,494	232,232	232,944	234,181	234,776	235,434	236,056	236,729	237,231	237,711	238,155	238,489
	納付率	74.23%	74.38%	74.52%	74.83%	74.97%	75.07%	75.22%	75.38%	75.50%	75.60%	75.66%	75.73%
	(督促対象月数)	81,235	80,731	80,354	80,025	79,964	78,845	78,379	77,977	77,487	77,220	77,075	76,766
	(督促納付月数)	867	738	712	1,237	595	658	622	673	502	480	444	334
18年度分	納付対象月数	314,106	314,042	312,812	311,543	310,727	310,605	310,571	310,775	310,925	311,103	311,403	311,569
	納付月数	213,256	214,659	215,736	217,168	217,962	218,793	219,640	220,597	221,029	221,558	222,073	222,698
	納付率	67.89%	68.35%	68.97%	69.71%	70.15%	70.44%	70.72%	70.98%	71.09%	71.22%	71.31%	71.48%
	(督促対象月数)	103,065	100,786	98,153	95,807	93,559	92,643	91,778	91,135	90,328	90,074	89,845	89,496
	(督促納付月数)	2,215	1,403	1,077	1,432	794	831	847	957	432	529	515	625
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	311,910	312,240	312,555	312,865	313,129	313,265	313,529	313,752	313,862	314,129	314,337	314,585
	納付月数	223,498	224,282	224,982	225,668	226,201	226,952	227,635	228,184	228,769	229,263	229,685	230,060
	納付率	71.65%	71.83%	71.98%	72.13%	72.24%	72.45%	72.60%	72.73%	72.89%	72.98%	73.07%	73.13%
	(督促対象月数)	89,212	88,742	88,273	87,883	87,461	87,064	86,577	86,117	85,678	85,360	85,074	84,900
	(督促納付月数)	800	784	700	686	533	751	683	549	585	494	422	375
19年度分	納付対象月数	302,044	301,703	300,667	299,170	297,779	297,107	297,179	297,383	297,464	297,632	297,762	297,950
	納付月数	198,768	199,999	200,826	201,460	202,052	202,888	203,648	204,524	204,988	205,500	206,038	206,605
	納付率	65.81%	66.29%	66.79%	67.34%	67.85%	68.29%	68.53%	68.77%	68.91%	69.04%	69.20%	69.34%
	(督促対象月数)	105,026	102,935	100,668	98,344	96,319	95,055	94,291	93,735	92,940	92,644	92,262	91,912
	(督促納付月数)	1,750	1,231	827	634	592	836	760	876	464	512	538	567
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	298,039	298,252	298,390	298,618	298,750	298,906	299,147	299,187	299,301	299,453	299,691	—
	納付月数	207,323	208,046	209,555	210,360	211,010	211,662	212,253	212,747	213,210	213,554	213,933	—
	納付率	69.56%	69.76%	70.23%	70.44%	70.63%	70.81%	70.95%	71.11%	71.24%	71.31%	71.38%	—
	(督促対象月数)	91,434	90,929	90,344	89,063	88,390	87,896	87,485	86,934	86,554	86,243	86,137	—
	(督促納付月数)	718	723	1,509	805	650	652	591	494	463	344	379	—
20年度分	納付対象月数	288,008	286,059	285,134	284,189	283,338	282,971	283,023	282,994	283,089	283,205	283,437	—
	納付月数	184,966	186,021	187,385	188,205	188,828	189,460	190,032	190,702	191,093	191,439	191,858	—
	納付率	64.22%	65.03%	65.72%	66.23%	66.64%	66.95%	67.14%	67.39%	67.50%	67.60%	67.69%	—
	(督促対象月数)	104,454	101,093	99,113	96,804	95,133	94,143	93,563	92,962	92,387	92,112	91,998	—
	(督促納付月数)	1,412	1,055	1,364	820	623	632	572	670	391	346	419	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数(は含まれない))であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	544	42	349	588	888	1,696	839	385	988	291	481	774
学生納付特例	161	14	1,124	645	186	118	161	126	96	52	69	133
若年者納付猶予	0	24	119	79	91	238	92	113	184	55	96	174
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	562	282	162	497	3,166	432	544	782	509	358	450	598
学生納付特例	79	879	454	179	398	54	191	131	45	(1)	243	65
若年者納付猶予	154	84	22	75	375	59	96	179	120	119	60	105
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	439	214	144	898	2,526	1,001	800	467	683	323	246	624
学生納付特例	127	5	57	62	1,466	134	173	179	94	78	111	87
若年者納付猶予	104	65	36	87	426	138	137	111	117	54	78	82
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	493	54	202	585	2,956	1,004	861	630	343	511	354	384
学生納付特例	293	455	162	598	230	217	238	103	83	86	79	79
若年者納付猶予	87	6	21	92	429	191	199	117	72	61	51	73
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	428	200	487	958	2,047	953	1,176	559	793	58	376	503
学生納付特例	175	982	354	231	137	36	205	140	88	25	74	174
若年者納付猶予	62	36	100	109	112	326	210	74	134	8	54	116

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～20年4月	20年5月～20年9月	
国	戸別訪問	38,931	38,055	36,751	14,158
	【うち接触件数】	20,779	20,858	18,468	7,463
	電話督促	23,533	19,303	14,361	6,059
	(職員等)	13,767	9,736	3,261	1,080
	(外部委託)	9,766	9,567	11,100	4,979
	【うち接触件数】	14,431	13,855	11,684	4,154
	文書督促	93,588	50,529	30,516	16,417
	(催告状送付数)	81,427	40,208	24,407	11,174
	(免除等勸奨送付数)	12,161	10,321	6,109	5,243
	集合徴収(呼出)案内数	6,745	2,886	0	0
民間事業者	戸別訪問				
	【うち接触件数】				
	電話督促				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
実施期間	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月			
国	戸別訪問	3,379	2,490		
	【うち接触件数】	1,958	1,343		
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
	(免除等勸奨送付数)				
	集合徴収(呼出)案内数				
民間事業者	戸別訪問	965	810		
	【うち接触件数】	345	269		
	電話督促	25,659	15,479		
	【うち接触件数】	8,890	4,563		
	文書督促	3,736	939		

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	6	7	7	1

(注1) 職員については、取納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

20年度	21年度
1	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。  
平成20年度…平成20年10月～平成21年4月  
平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 北見 年金事務所 】 (平成20年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		58,772	56,443	55,061
未納者	短期未納者	8,475	8,796	8,778
	中期未納者	4,402	4,891	5,172
	長期未納者	10,788	10,720	10,616
	計	23,665	24,407	24,566
全額免除者	法定免除者	4,011	3,982	3,980
	申請免除(全額)者	7,095	6,916	6,576
	学生納付特例者	3,108	3,086	2,964
	若年者納付猶予者	829	826	705
計		15,043	14,810	14,225

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。

(注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。

(注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	2,091	8.84%	2,087	8.55%	2,096	8.53%	13カ月	367	1.55%	433	1.77%	461	1.88%
2カ月	1,394	5.89%	1,397	5.72%	1,367	5.56%	14カ月	335	1.42%	351	1.44%	362	1.47%
3カ月	1,916	8.10%	2,133	8.74%	2,162	8.80%	15カ月	714	3.02%	804	3.29%	696	2.83%
4カ月	1,452	6.14%	1,333	5.46%	1,259	5.12%	16カ月	285	1.20%	317	1.30%	327	1.33%
5カ月	836	3.53%	963	3.95%	976	3.97%	17カ月	262	1.11%	344	1.41%	325	1.32%
6カ月	786	3.32%	883	3.62%	918	3.74%	18カ月	308	1.30%	303	1.24%	319	1.30%
7カ月	696	2.94%	690	2.83%	684	2.78%	19カ月	243	1.03%	276	1.13%	245	1.00%
8カ月	574	2.43%	686	2.81%	695	2.83%	20カ月	277	1.17%	256	1.05%	240	0.98%
9カ月	1,230	5.20%	1,225	5.02%	1,345	5.48%	21カ月	608	2.57%	773	3.17%	719	2.93%
10カ月	461	1.95%	612	2.51%	631	2.57%	22カ月	264	1.12%	251	1.03%	242	0.99%
11カ月	438	1.85%	524	2.15%	528	2.15%	23カ月	432	1.83%	339	1.39%	343	1.40%
12カ月	1,003	4.24%	1,154	4.73%	1,289	5.25%	24カ月	6,693	28.28%	6,273	25.70%	6,337	25.80%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	18,380	19,651	19,160	19,021	18,854	18,845	19,047
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19,099	18,411	21,767	22,403	19,945	18,565	20,178	19,294	18,951	18,693	18,687	18,816

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。

(注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
71.78%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	19,499	18,684	17,837
口座振替者率	44.59%	44.88%	43.68%
クレジットカード納付者数	-	59	159
クレジットカード納付者率	-	0.14%	0.39%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	45,850	87,563	133,890	180,728	222,358	265,822	308,382	347,233	391,498	434,320	471,066	503,797
納付月数	27,917	57,557	87,152	116,896	146,605	176,781	207,127	241,221	272,037	303,875	337,547	370,674
納付率	60.89%	65.73%	65.09%	64.68%	65.93%	66.50%	67.17%	69.47%	69.49%	69.97%	71.66%	73.58%
（督励対象月数）	31,242	59,646	78,218	97,642	111,891	128,009	143,198	154,696	170,816	185,181	193,350	196,868
（督励納付月数）	13,309	29,640	31,480	33,810	36,138	38,968	41,943	48,684	51,355	54,736	59,831	63,745
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	44,326	86,522	126,691	175,911	218,291	259,760	300,188	339,765	382,517	424,123	465,460	509,951
納付月数	28,037	57,330	86,231	115,164	144,130	173,243	202,882	236,078	266,226	296,998	328,980	360,688
納付率	63.25%	66.26%	68.06%	65.47%	66.03%	66.69%	67.58%	69.48%	69.60%	70.03%	70.68%	70.73%
（督励対象月数）	28,729	58,485	70,996	93,149	108,744	123,560	137,347	150,359	165,871	179,912	193,896	210,662
（督励納付月数）	12,440	29,293	30,536	32,402	34,583	37,043	40,041	46,672	49,580	52,787	57,416	61,399
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	44,679	85,300	125,905	170,331	212,208	252,280	290,695	329,019	369,444	409,360	449,316	491,435
納付月数	26,587	54,175	81,822	109,410	137,183	165,233	193,689	224,761	252,989	281,474	310,665	339,945
納付率	59.51%	63.51%	64.99%	64.23%	64.65%	65.50%	66.63%	68.31%	68.48%	68.76%	69.14%	69.17%
（督励対象月数）	29,465	58,713	73,184	91,788	108,072	122,735	135,685	148,582	162,963	176,696	190,525	206,407
（督励納付月数）	11,373	27,588	29,101	30,867	33,047	35,688	38,679	44,324	46,508	48,810	51,874	54,917
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	41,936	81,591	120,530	162,379	201,858	240,997	279,243	317,684	356,798	396,277	435,861	475,844
納付月数	24,888	51,070	77,443	103,461	129,777	156,528	183,084	212,177	238,659	265,651	293,243	321,070
納付率	59.35%	62.59%	64.25%	63.72%	64.29%	64.95%	65.56%	66.79%	66.89%	67.04%	67.28%	67.47%
（督励対象月数）	27,012	56,703	70,860	88,113	103,243	118,049	132,115	146,461	160,949	175,788	190,801	206,004
（督励納付月数）	9,964	26,182	27,773	29,195	31,162	33,580	35,956	40,954	42,810	45,162	48,183	51,230
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	40,920	79,721	118,060	160,680	201,027	235,117	272,233	307,368	345,832	382,643	421,002	—
納付月数	23,785	48,784	73,943	98,859	123,832	149,308	174,746	202,663	227,882	253,194	279,257	—
納付率	58.13%	61.19%	62.63%	61.53%	61.60%	63.50%	64.19%	65.93%	65.89%	66.17%	66.33%	—
（督励対象月数）	26,339	55,936	70,545	89,604	106,647	117,564	131,485	143,628	158,486	171,752	186,690	—
（督励納付月数）	9,204	24,999	26,428	27,783	29,452	31,755	33,998	38,923	40,536	42,303	44,945	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。

（注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。

（注3）督励対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督励納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。

〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	551,256	551,511	551,739	552,055	552,295	552,485	552,685	552,793	553,140	553,344	553,733	554,009
	納付月数	395,629	396,528	397,375	398,279	398,871	399,578	400,237	401,243	401,877	402,492	403,046	403,408
	納付率	71.77%	71.90%	72.02%	72.14%	72.22%	72.32%	72.42%	72.58%	72.65%	72.74%	72.79%	72.82%
	(督促対象月数)	—	155,882	155,211	154,680	154,016	153,614	153,107	152,556	151,897	151,467	151,241	150,963
	(督促納付月数)	—	899	847	904	592	707	659	1,006	634	615	554	362
16年度分	納付対象月数	523,993	523,060	540,399	540,841	541,112	541,622	542,181	542,379	543,069	543,470	543,978	544,450
	納付月数	376,175	377,892	379,222	380,520	381,234	382,049	383,078	385,097	385,866	386,714	387,767	388,645
	納付率	71.79%	72.25%	70.17%	70.36%	70.45%	70.54%	70.66%	71.00%	71.05%	71.16%	71.28%	71.38%
	(督促対象月数)	—	146,885	162,507	161,619	160,592	160,388	160,132	159,301	157,972	157,604	157,264	156,683
	(督促納付月数)	—	1,717	1,330	1,298	714	815	1,029	2,019	769	848	1,053	878
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	544,854	545,160	545,381	545,941	546,332	546,580	546,999	547,240	547,788	548,082	548,426	548,740
	納付月数	389,559	390,363	391,104	391,983	392,599	393,358	394,157	395,130	395,871	396,369	396,911	397,235
	納付率	71.50%	71.61%	71.71%	71.80%	71.86%	71.97%	72.06%	72.20%	72.27%	72.32%	72.37%	72.39%
	(督促対象月数)	156,209	155,601	155,018	154,837	154,349	153,981	153,641	153,083	152,658	152,211	152,057	151,829
	(督促納付月数)	914	804	741	879	616	759	799	973	741	498	542	324
17年度分	納付対象月数	503,703	503,537	502,040	510,962	511,196	510,801	509,703	509,622	510,317	510,857	511,441	511,936
	納付月数	372,988	374,527	375,693	376,737	377,535	378,345	379,350	381,185	381,856	382,548	383,238	384,035
	納付率	74.05%	74.38%	74.83%	73.73%	73.85%	74.07%	74.43%	74.80%	74.83%	74.88%	74.93%	75.02%
	(督促対象月数)	143,029	130,549	127,513	135,269	134,459	133,266	131,358	130,272	129,132	129,001	128,893	128,698
	(督促納付月数)	2,314	1,539	1,166	1,044	798	810	1,005	1,835	671	692	690	797
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	512,555	513,138	513,730	514,344	514,769	514,992	515,257	515,649	515,941	516,310	516,581	517,045
	納付月数	385,081	385,820	386,467	387,392	387,965	388,598	389,341	390,039	390,623	391,184	391,621	391,982
	納付率	75.13%	75.19%	75.23%	75.32%	75.37%	75.46%	75.56%	75.64%	75.71%	75.77%	75.81%	75.81%
	(督促対象月数)	128,520	128,057	127,910	127,877	127,377	127,027	126,659	126,308	125,902	125,687	125,397	125,424
	(督促納付月数)	1,046	739	647	925	573	633	743	698	584	561	437	361
18年度分	納付対象月数	509,997	508,612	508,168	507,273	507,028	506,969	507,157	507,504	507,745	508,120	508,421	508,754
	納付月数	363,265	364,846	365,923	366,959	367,855	368,617	369,836	371,313	371,932	372,511	373,195	373,941
	納付率	71.23%	71.73%	72.01%	72.34%	72.55%	72.71%	72.92%	73.16%	73.25%	73.31%	73.40%	73.50%
	(督促対象月数)	149,309	145,347	143,322	141,350	140,069	139,114	138,540	137,668	136,432	136,188	135,910	135,559
	(督促納付月数)	2,577	1,581	1,077	1,036	896	762	1,219	1,477	619	579	684	746
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	509,589	510,014	510,406	510,757	511,082	511,204	511,499	511,637	511,814	511,962	512,153	512,217
	納付月数	374,869	375,686	376,424	377,091	377,726	378,396	379,062	379,799	380,371	380,948	381,355	381,780
	納付率	73.56%	73.66%	73.75%	73.83%	73.91%	74.02%	74.11%	74.23%	74.32%	74.41%	74.46%	74.53%
	(督促対象月数)	135,648	135,145	134,720	134,333	133,991	133,478	133,103	132,575	132,015	131,591	131,205	130,862
	(督促納付月数)	928	817	738	667	635	670	666	737	572	577	407	425
19年度分	納付対象月数	491,431	489,997	489,325	488,935	488,480	488,491	488,726	488,749	488,904	489,048	489,173	489,163
	納付月数	342,507	344,091	345,251	346,078	346,852	347,748	348,533	349,796	350,474	351,171	351,833	352,474
	納付率	69.70%	70.22%	70.56%	70.78%	71.01%	71.19%	71.31%	71.57%	71.69%	71.81%	71.92%	72.06%
	(督促対象月数)	151,486	147,490	145,234	143,684	142,402	141,639	140,978	140,216	139,108	138,574	138,002	137,330
	(督促納付月数)	2,562	1,584	1,160	827	774	896	785	1,263	678	697	662	641
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	489,289	489,508	489,717	489,845	489,871	489,984	490,117	490,204	490,318	490,397	490,708	—
	納付月数	353,244	353,912	355,786	356,592	357,185	357,843	358,553	359,125	359,624	360,130	360,540	—
	納付率	72.20%	72.30%	72.65%	72.80%	72.91%	73.03%	73.16%	73.26%	73.35%	73.44%	73.47%	—
	(督促対象月数)	136,815	136,264	135,805	134,059	133,279	132,799	132,274	131,651	131,193	130,773	130,578	—
	(督促納付月数)	770	668	1,874	806	593	658	710	572	499	506	410	—
20年度分	納付対象月数	476,045	474,050	473,604	472,324	471,343	470,718	470,752	470,769	470,934	471,010	471,365	—
	納付月数	323,159	324,528	326,605	327,513	328,229	328,939	329,849	331,047	331,615	332,077	332,596	—
	納付率	67.88%	68.46%	68.96%	69.34%	69.64%	69.88%	70.07%	70.32%	70.42%	70.50%	70.56%	—
	(督促対象月数)	154,975	150,891	149,076	145,719	143,830	142,489	141,813	140,920	139,887	139,395	139,288	—
	(督促納付月数)	2,089	1,369	2,077	908	716	710	910	1,198	568	462	519	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数は含まれない)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績とともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	698	276	505	391	2,239	2,563	531	545	1,175	312	778	1,875
学生納付特例	18	1,307	939	327	60	281	97	172	186	83	134	243
若年者納付猶予	0	58	65	53	183	230	80	98	191	24	87	240
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	659	469	358	644	2,073	2,240	1,209	1,105	712	395	907	916
学生納付特例	689	988	522	182	189	86	144	171	174	89	125	138
若年者納付猶予	191	83	36	93	222	261	128	179	155	57	81	110
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	603	470	483	2,628	1,353	1,399	748	881	778	338	782	695
学生納付特例	151	581	1,161	253	234	100	297	174	208	83	135	139
若年者納付猶予	82	64	50	42	442	130	134	124	117	57	44	72
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	678	377	594	3,378	1,420	996	497	531	338	432	648	756
学生納付特例	310	1,227	387	189	176	216	138	144	136	133	98	125
若年者納付猶予	73	46	62	457	127	128	69	62	39	45	30	29
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	815	165	703	1,788	1,532	800	2,122	515	802	139	547	587
学生納付特例	260	1,257	427	253	150	178	209	125	181	58	84	193
若年者納付猶予	59	15	86	73	222	95	380	72	75	5	39	48

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～20年4月	20年5月～20年9月			
国	戸別訪問	60,716		55,680	53,984	18,649	
	【うち接触件数】	29,522		28,342	24,777	9,495	
	電話督促	33,129		19,397		14,279	4,373
	(職員等)	17,306		7,766		2,854	238
	(外部委託)	15,823		11,631		11,425	4,135
	【うち接触件数】	19,580		14,280		11,135	2,953
	文書督促	123,896		73,843		40,907	21,184
	(催告状送付数)	110,216		61,904		33,039	16,537
	(免除等勸奨送付数)	13,680		11,939		7,868	4,647
	集合徴収(呼出)案内数	3,575		4,710		2,005	0
民間事業者	戸別訪問						
	【うち接触件数】						
	電話督促						
	【うち接触件数】						
	文書督促						
実施期間	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月					
国	戸別訪問	2,372	1,931				
	【うち接触件数】	987	902				
	電話督促						
	(職員等)						
	(外部委託)						
	【うち接触件数】						
	文書督促						
	(催告状送付数)						
(免除等勸奨送付数)							
集合徴収(呼出)案内数							
民間事業者	戸別訪問	576	955				
	【うち接触件数】	127	187				
	電話督促	36,166	19,870				
	【うち接触件数】	13,976	6,111				
	文書督促	6,353	1,992				

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	8	8	8	1

(注1) 職員については、収納業務を兼務している者を含めて計上している。

(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

20年度	21年度	(件)
3	0	

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。  
平成20年度…平成20年10月～平成21年4月  
平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

5 従来の実施方法等

従来の業務実施における取扱い数量等については、以下の通り。

【 帯広 年金事務所 】 (平成20年10月事業開始)

【基本情報】

〈被保険者情報(各年度末時点)〉

(人)

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
第1号被保険者(任意加入者含む)		64,336	62,702	61,456
未納者	短期未納者	8,280	8,540	8,859
	中期未納者	5,124	5,418	5,408
	長期未納者	11,059	11,201	11,175
	計	24,463	25,159	25,442
全額免除者	法定免除者	4,330	4,346	4,528
	申請免除(全額)者	7,231	7,665	7,558
	学生納付特例者	3,133	2,882	2,891
	若年者納付猶予者	792	894	949
計		15,486	15,787	15,926

(注1)「未納者」は、各年度末時点において、2年以内の間に納付すべき期間を有する者の合計である。  
 (注2)「全額免除者」は、各年度末時点において、「全額免除者」欄の各事項に該当している者の合計である。そのため、2年以内の間に納付すべき期間を有する場合、上記「未納者」にも該当する場合もある。  
 (注3)「未納者」欄の区分は、「(参考:未納月数別の未納者数)」のうち、1～6カ月を「短期未納者」、7～12カ月を「中期未納者」、13～24カ月を「長期未納者」としている。

(参考:未納月数別の未納者数(各年度末時点))

(左項「未納者数(人)」:右項「分布割合(%)」)

未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度		未納月数	平成18年度		平成19年度		平成20年度	
1カ月	2,135	8.73%	2,105	8.37%	2,161	8.49%	13カ月	366	1.50%	409	1.63%	433	1.70%
2カ月	1,355	5.54%	1,349	5.36%	1,405	5.52%	14カ月	339	1.39%	426	1.69%	386	1.52%
3カ月	1,944	7.95%	2,112	8.39%	2,435	9.57%	15カ月	792	3.24%	1,060	4.21%	876	3.44%
4カ月	1,195	4.88%	1,176	4.67%	1,111	4.37%	16カ月	289	1.18%	320	1.27%	329	1.29%
5カ月	870	3.56%	945	3.76%	928	3.65%	17カ月	274	1.12%	279	1.11%	313	1.23%
6カ月	781	3.19%	853	3.39%	819	3.22%	18カ月	347	1.42%	295	1.17%	317	1.25%
7カ月	661	2.70%	742	2.95%	710	2.79%	19カ月	277	1.13%	288	1.14%	310	1.22%
8カ月	597	2.44%	675	2.68%	636	2.50%	20カ月	277	1.13%	328	1.30%	285	1.12%
9カ月	1,784	7.29%	1,500	5.96%	1,492	5.86%	21カ月	835	3.41%	1,047	4.16%	982	3.86%
10カ月	459	1.88%	593	2.36%	585	2.30%	22カ月	305	1.25%	319	1.27%	305	1.20%
11カ月	454	1.86%	502	2.00%	529	2.08%	23カ月	447	1.83%	468	1.86%	423	1.66%
12カ月	1,169	4.78%	1,406	5.59%	1,456	5.72%	24カ月	6,511	26.62%	5,962	23.70%	6,216	24.43%

【事業実績】

〈提供未納者データ件数(月別平均)〉

(人)

平成19年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成20年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	-	-	-	-	17,097	19,310	18,905	18,879	18,432	18,503	18,527
平成21年度											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18,306	17,502	20,854	22,094	18,526	18,298	20,573	19,712	19,356	19,153	19,124	19,073

(注1)上記は、前回事業の実施に当たり、受託事業者実際に提供した未納者データ(督促対象)件数の平均(月別)である。  
 (注2)今回の事業に当たっては、前回事業より業務範囲が拡大しているため、提供未納者データ(督促対象)は10%程度の増加が見込まれる。

〈電話番号収録率(平成21年5月末時点)〉

平成21年度
75.68%

(注)上記の電話番号収録率は、「未納者」における収録率である。「第1号被保険者」及び「全額免除者」についても、概ね同程度の割合と見込まれる。

〈口座振替率等〉

(人/%)

	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末
口座振替者数	21,486	20,718	19,897
口座振替者率	43.98%	44.16%	43.70%
クレジットカード納付者数	-	41	286
クレジットカード納付者率	-	0.09%	0.63%

(注) 口座振替者(クレジットカード納付者)率 = 口座振替者(クレジットカード納付者) / 保険料納付対象者数 × 100

（現年度保険料納付実績）

（月／％）

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	51,141	100,584	145,316	198,008	244,630	293,066	339,490	382,143	429,032	475,582	519,161	563,370
納付月数	31,322	64,666	98,367	132,355	166,509	201,284	236,042	273,773	308,433	344,596	381,463	418,310
納付率	61.25%	64.29%	67.69%	66.84%	68.07%	68.68%	69.53%	71.64%	71.89%	72.46%	73.48%	74.25%
（督励対象月数）	34,807	69,262	82,732	104,383	119,978	137,298	152,456	164,000	179,038	193,638	205,310	217,202
（督励納付月数）	14,988	33,344	35,783	38,730	41,857	45,516	49,008	55,630	58,439	62,652	67,612	72,142
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	49,558	97,257	143,800	196,916	243,851	292,140	338,013	382,089	430,469	476,985	522,668	568,870
納付月数	31,354	64,491	97,484	130,548	163,654	197,484	231,658	268,594	302,739	336,964	372,881	408,610
納付率	63.27%	66.31%	67.79%	66.30%	67.11%	67.60%	68.54%	70.30%	70.33%	70.64%	71.34%	71.83%
（督励対象月数）	32,071	65,903	81,271	103,661	120,160	138,100	153,534	167,198	184,522	199,922	214,928	229,983
（督励納付月数）	13,867	33,137	34,955	37,293	39,963	43,444	47,179	53,703	56,792	59,901	65,141	69,723
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	50,430	98,309	141,853	195,359	240,533	286,161	332,532	376,597	423,315	469,113	514,509	559,526
納付月数	30,426	62,102	94,381	126,596	158,997	192,287	225,881	261,340	293,859	326,839	360,022	393,941
納付率	60.33%	63.17%	66.53%	64.80%	66.10%	67.20%	67.93%	69.40%	69.42%	69.67%	69.97%	70.41%
（督励対象月数）	32,849	67,883	81,373	104,856	120,320	136,397	152,972	167,289	183,828	199,606	215,181	230,376
（督励納付月数）	12,845	31,676	33,901	36,093	38,784	42,523	46,321	52,032	54,372	57,332	60,694	64,791
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	47,043	91,512	136,154	184,527	228,895	274,279	319,745	363,921	408,210	453,017	496,085	539,785
納付月数	28,777	59,332	90,325	120,756	151,422	182,815	214,223	247,657	278,300	309,184	341,415	373,981
納付率	61.17%	64.84%	66.34%	65.44%	66.15%	66.65%	67.00%	68.05%	68.18%	68.25%	68.82%	69.28%
（督励対象月数）	29,612	62,735	78,573	98,136	114,138	131,225	148,565	164,560	180,169	196,560	211,467	226,702
（督励納付月数）	11,346	30,555	32,744	34,365	36,665	39,761	43,043	48,296	50,259	52,727	56,797	60,898
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付対象月数	46,221	89,529	132,968	181,421	226,222	267,618	310,020	350,201	393,745	435,313	477,221	—
納付月数	27,557	56,754	86,041	115,143	144,304	174,073	204,039	235,765	264,885	294,310	324,692	—
納付率	59.62%	63.39%	64.71%	63.47%	63.79%	65.05%	65.81%	67.32%	67.27%	67.61%	68.04%	—
（督励対象月数）	28,962	61,972	77,809	98,815	116,478	130,879	146,247	159,528	175,687	190,120	205,129	—
（督励納付月数）	10,298	29,197	30,882	32,537	34,560	37,334	40,266	45,092	46,827	49,117	52,600	—

（注1）現年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数および学生納付督励月数、納付猶予月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年4月末まで）に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 （注2）現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の取納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 （注3）督励対象月数とは、納付対象月数から、納付期限内に納付された月数を除いた月数である。また、督励納付月数とは、納付月数から納付期限内に納付された月数を除いた月数である。



〈過年度保険料納付実績〉

(月/%)

		平成17年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
15年度分	納付対象月数	614,433	614,722	614,979	615,285	615,536	615,901	616,248	616,537	616,921	617,279	617,757	618,054
	納付月数	450,709	451,622	452,631	453,521	454,351	455,316	456,169	457,272	458,018	458,763	459,405	459,843
	納付率	73.35%	73.47%	73.60%	73.71%	73.81%	73.93%	74.02%	74.17%	74.24%	74.32%	74.37%	74.40%
	(督促対象月数)	—	164,013	163,357	162,654	162,015	161,550	160,932	160,368	159,649	159,261	158,994	158,649
	(督促納付月数)	—	913	1,009	890	830	965	853	1,103	746	745	642	438
16年度分	納付対象月数	588,815	589,375	589,393	589,383	589,652	590,292	590,917	591,375	591,841	592,494	593,175	593,556
	納付月数	426,958	428,753	430,269	431,488	432,512	433,652	434,772	436,495	437,364	438,330	439,288	440,308
	納付率	72.51%	72.75%	73.00%	73.21%	73.35%	73.46%	73.58%	73.81%	73.90%	73.98%	74.06%	74.18%
	(督促対象月数)	—	162,417	160,640	159,114	158,164	157,780	157,265	156,603	155,346	155,130	154,845	154,268
	(督促納付月数)	—	1,795	1,516	1,219	1,024	1,140	1,120	1,723	869	966	958	1,020
		平成18年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
16年度分	納付対象月数	594,160	594,591	594,972	595,311	595,773	596,132	596,460	596,833	597,271	597,573	598,055	598,364
	納付月数	441,401	442,434	443,250	444,445	445,480	446,347	447,252	448,248	449,128	449,782	450,511	450,974
	納付率	74.29%	74.41%	74.50%	74.66%	74.77%	74.87%	74.98%	75.10%	75.20%	75.27%	75.33%	75.37%
	(督促対象月数)	153,852	153,190	152,538	152,061	151,328	150,652	150,113	149,581	149,023	148,445	148,273	147,853
	(督促納付月数)	1,093	1,033	816	1,195	1,035	867	905	996	880	654	729	463
17年度分	納付対象月数	563,513	562,195	562,041	561,549	562,139	561,865	561,284	561,016	561,432	561,682	562,114	562,515
	納付月数	420,978	422,736	423,836	425,042	426,175	427,074	428,184	429,713	430,641	431,529	432,577	433,684
	納付率	74.71%	75.19%	75.41%	75.69%	75.81%	76.01%	76.29%	76.60%	76.70%	76.83%	76.96%	77.10%
	(督促対象月数)	145,203	141,217	139,305	137,137	137,097	135,690	134,210	132,832	131,719	131,041	130,585	129,938
	(督促納付月数)	2,668	1,758	1,100	1,206	1,133	899	1,110	1,529	928	888	1,048	1,107
		平成19年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17年度分	納付対象月数	563,297	563,632	563,926	564,446	564,732	564,988	565,418	565,767	566,249	566,580	567,029	567,412
	納付月数	434,949	435,888	436,872	438,278	439,217	440,142	441,027	442,051	442,864	443,553	444,145	444,617
	納付率	77.21%	77.34%	77.47%	77.65%	77.77%	77.90%	78.00%	78.13%	78.21%	78.29%	78.33%	78.36%
	(督促対象月数)	129,613	128,683	128,038	127,574	126,454	125,771	125,276	124,740	124,198	123,716	123,476	123,267
	(督促納付月数)	1,265	939	984	1,406	939	925	885	1,024	813	689	592	472
18年度分	納付対象月数	569,494	568,242	565,961	565,269	563,782	564,119	564,578	564,840	565,269	565,615	566,077	566,440
	納付月数	411,919	413,887	415,393	416,950	418,379	419,652	420,920	422,807	423,661	424,586	425,492	426,612
	納付率	72.33%	72.84%	73.40%	73.76%	74.21%	74.39%	74.55%	74.85%	74.95%	75.07%	75.17%	75.31%
	(督促対象月数)	160,884	156,323	152,074	149,876	146,832	145,740	144,926	143,920	142,462	141,954	141,491	140,948
	(督促納付月数)	3,309	1,968	1,506	1,557	1,429	1,273	1,268	1,887	854	925	906	1,120
		平成20年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18年度分	納付対象月数	566,684	566,930	567,346	567,561	567,819	568,075	568,356	568,788	569,002	569,189	569,561	569,871
	納付月数	427,911	429,098	430,141	431,138	432,030	432,856	433,952	434,890	435,663	436,399	437,083	437,686
	納付率	75.51%	75.69%	75.82%	75.96%	76.09%	76.20%	76.35%	76.46%	76.57%	76.67%	76.74%	76.80%
	(督促対象月数)	140,072	139,019	138,248	137,420	136,681	136,045	135,500	134,836	134,112	133,526	133,162	132,788
	(督促納付月数)	1,299	1,187	1,043	997	892	826	1,096	938	773	736	684	603
19年度分	納付対象月数	557,994	555,076	553,862	552,477	551,666	551,589	551,842	552,211	552,420	552,526	552,921	553,221
	納付月数	396,875	398,589	399,905	400,933	401,968	403,105	404,162	405,789	406,558	407,187	408,123	409,008
	納付率	71.13%	71.81%	72.20%	72.57%	72.86%	73.08%	73.24%	73.48%	73.60%	73.70%	73.81%	73.93%
	(督促対象月数)	164,053	158,201	155,273	152,572	150,733	149,621	148,737	148,049	146,631	145,968	145,734	145,098
	(督促納付月数)	2,934	1,714	1,316	1,028	1,035	1,137	1,057	1,627	769	629	936	885
		平成21年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19年度分	納付対象月数	553,550	553,967	554,258	554,475	554,607	554,832	555,002	555,236	555,454	555,682	555,933	—
	納付月数	410,032	411,005	413,365	414,625	415,598	416,572	417,387	418,327	419,073	419,762	420,377	—
	納付率	74.07%	74.19%	74.58%	74.78%	74.94%	75.08%	75.20%	75.34%	75.45%	75.54%	75.62%	—
	(督促対象月数)	144,542	143,935	143,253	141,110	139,982	139,234	138,430	137,849	137,127	136,609	136,171	—
	(督促納付月数)	1,024	973	2,360	1,260	973	974	815	940	746	689	615	—
20年度分	納付対象月数	539,320	536,115	535,040	533,844	532,338	531,300	531,153	531,407	531,687	531,917	532,168	—
	納付月数	376,340	377,993	380,168	381,334	382,264	383,251	384,131	385,526	386,068	386,782	387,524	—
	納付率	69.78%	70.51%	71.05%	71.43%	71.81%	72.13%	72.32%	72.55%	72.61%	72.71%	72.82%	—
	(督促対象月数)	165,339	159,775	157,047	153,676	151,004	149,036	147,902	147,276	146,161	145,849	145,386	—
	(督促納付月数)	2,359	1,653	2,175	1,166	930	987	880	1,395	542	714	742	—

(注1) 過年度保険料における納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(全額免除月数および学生納付督促月数、納付猶予月数(は含まれない))であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年4月末まで)及び過年度中(翌年度及び翌々年度)に実際に納付された月数である。また、納付率は納付対象月数に占める納付月数の割合である。  
 (注2) 現年度保険料納付実績、過年度保険料納付実績ともに、年間の収納推移は一定ではなく、年度当初や年末などに伸びる割合が大きくなる時期がある。また、免除等承認期間が終了する7月に、いったん納付対象月数が多くなるため納付率が伸びない場合もある。  
 (注3) 過年度保険料における督促対象月数は、納付対象月数から納付月数を除いた部分となる。また、督促納付月数は、納付月数の当月分と前月分の差となる。

〈免除等承認件数〉

(人)

	平成17年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	927	217	278	304	2,055	2,682	670	1,005	1,382	478	739	1,177
学生納付特例	144	399	217	1,373	118	323	145	120	144	78	136	122
若年者納付猶予	1	45	46	105	244	212	209	199	187	63	115	217
	平成18年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	1,007	364	522	318	374	4,037	940	1,101	1,243	293	608	902
学生納付特例	212	474	167	565	837	85	263	241	152	135	108	154
若年者納付猶予	157	60	81	52	99	359	114	201	215	45	81	112
	平成19年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	766	338	443	980	1,793	3,958	1,192	453	868	272	462	600
学生納付特例	122	40	579	1,386	62	161	255	156	136	85	114	146
若年者納付猶予	119	57	98	154	210	367	261	78	93	38	73	69
	平成20年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	596	476	612	3,394	1,757	1,863	498	270	469	475	404	835
学生納付特例	424	1,056	503	166	175	239	52	141	119	113	76	178
若年者納付猶予	75	102	117	303	348	345	86	43	42	63	55	87
	平成21年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請免除(全額)	686	264	857	3,339	1,284	1,519	1,531	744	957	134	532	644
学生納付特例	208	1,190	588	243	171	121	197	161	143	34	116	125
若年者納付猶予	72	47	116	303	114	414	252	95	123	25	79	66

(注1)「申請免除(全額)」及び「若年者納付猶予」は、7月から翌年6月までを承認年度としていることから、承認件数は8～9月にかけて多い傾向がある。

(注2)「学生納付特例」は、4月から良く3月までを承認年度としていることから、承認件数は4～5月にかけて多い傾向がある。

〈納付督促状況〉

(件)

実施期間	17年5月～18年4月	18年5月～19年4月	19年5月～20年4月	20年5月～20年9月	
国	戸別訪問	63,056	54,994	58,315	21,410
	【うち接触件数】	36,952	37,143	33,677	14,903
	電話督促	37,816	20,041	17,401	6,263
	(職員等)	24,294	7,534	2,656	188
	(外部委託)	13,522	12,507	14,745	6,075
	【うち接触件数】	18,653	14,158	13,154	3,864
	文書督促	133,263	52,187	39,293	20,603
	(催告状送付数)	117,360	40,019	33,331	15,983
	(免除等勸奨送付数)	15,903	12,168	5,962	4,620
	集合徴収(呼出)案内数	15,504	2,100	0	0
民間事業者	戸別訪問				
	【うち接触件数】				
	電話督促				
	【うち接触件数】				
民間事業者	文書督促				
	【うち接触件数】				
実施期間	20年10月～21年4月	21年5月～21年9月			
国	戸別訪問	4,525	3,146		
	【うち接触件数】	2,727	2,193		
	電話督促				
	(職員等)				
	(外部委託)				
	【うち接触件数】				
	文書督促				
	(催告状送付数)				
(免除等勸奨送付数)					
集合徴収(呼出)案内数					
民間事業者	戸別訪問	716	1,046		
	【うち接触件数】	222	177		
	電話督促	38,871	21,178		
	【うち接触件数】	14,237	6,002		
文書督促	5,956	1,787			

(注1) 電話督促については、国での実施は督促対象件数を、民間事業者での実施は実際の架電件数を計上している。

(注2) 納付督促の組み合わせについて、国で実施していた戸別訪問は、電話及び文書による督促の後、主に短期未納者を旧国民年金推進員が、中・長期未納者を職員等が実施。

(注3) 市場化テスト事業による民間委託後の国の戸別訪問件数は、特定業務契約職員(旧国民年金推進員)によるものである。

〈納付督促体制〉

(人)

	18年度	19年度	20年度	21年度
国民年金推進員	8	10	10	2

(注1) 職員については、取納業務を兼務している者を含めて計上している。

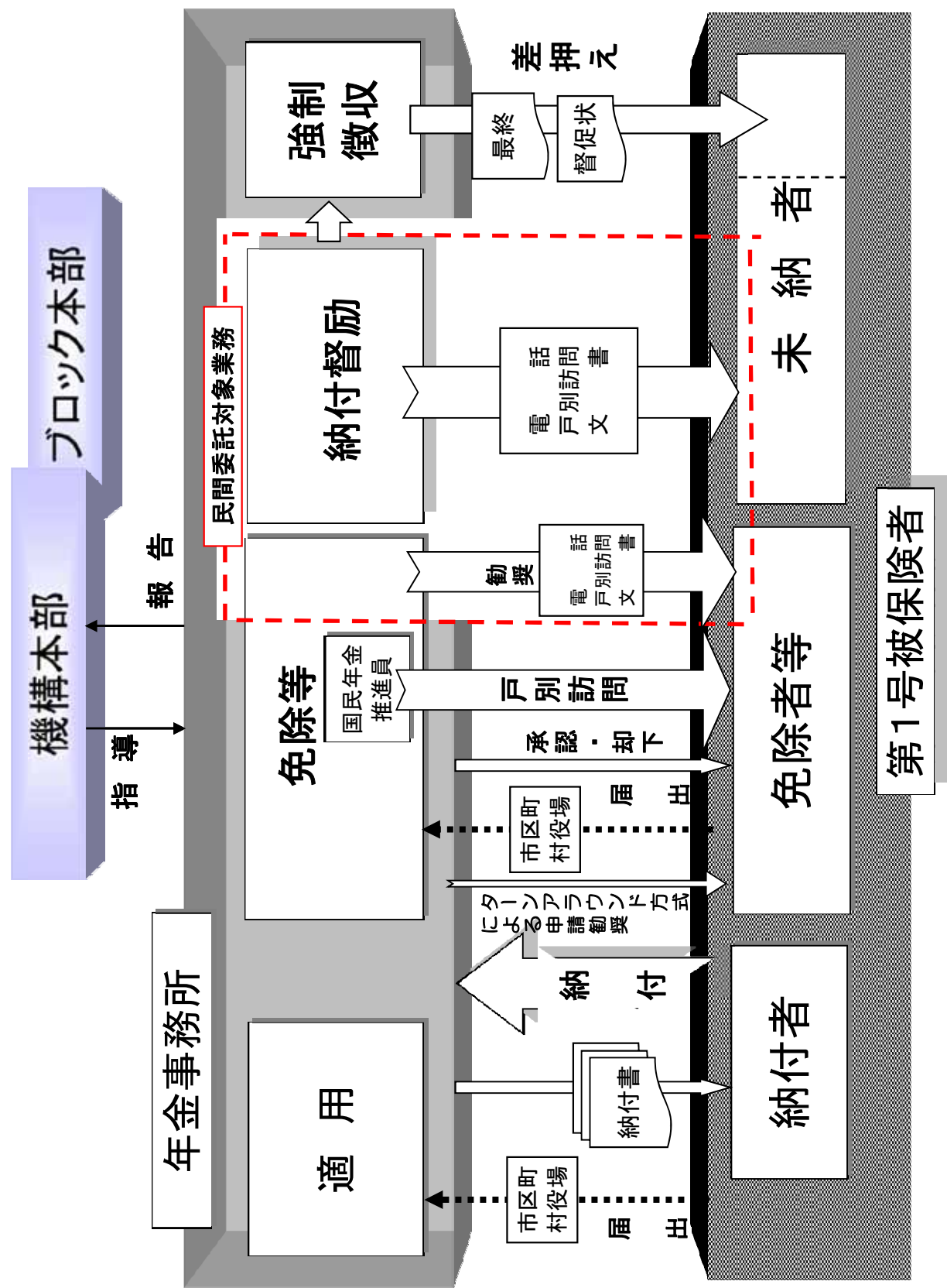
(注2) 平成19年10月から保険料滞納者に対する納付督促業務について民間競争入札を実施しており、業務受託先における従事人数は不明。

〈新規口座振替等獲得実績〉

20年度	21年度
6	0

(注) 市場化テスト事業による民間事業者の納付督促により新規口座振替及びクレジットカード納付の申出を獲得できた件数を計上している。なお、項目の各年度の対象月は以下のとおり。  
平成20年度…平成20年10月～平成21年4月  
平成21年度…平成21年5月～平成21年9月

# 国民年金事業の概要図





平成22年度 行動計画年間スケジュール 185事務所

月	進捗管理等	免除等申請勧奨対象の取組	納付督促対象等の取組	強制徴収の取組
通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の進捗管理 (毎月)</li> <li>市場化受託事業者から提出された「督促実施結果報告書(月次)」の分析 (毎月)</li> <li>市場化受託事業者の要求水準達成状況等の進捗管理 (週次)</li> <li>市場化受託事業者への指導・助言 (随時)</li> <li>市場化受託事業者との打ち合わせ会議の開催 (毎月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職権適用者(2号・3号からの移行者)に対する適用通知書等送付時の免除等申請勧奨 (随時)</li> <li>20歳到達者(職権適用者含む)に対する年金手帳送付時の免除等申請勧奨 (随時)</li> <li>ねんきん定期便の送付時期に併せた取組 (毎月)</li> </ul> <p>【平成22年10月以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場化受託事業者への情報提供 (随時)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化受託事業者への情報提供 (随時)</li> <li>一部免除承認者及び職権適用者に対する随時分納付書送付時の納付勧奨 (随時)</li> <li>ねんきん定期便の送付時期に併せた取組 (毎月)</li> </ul> <p>【平成22年9月まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新規未納者(口座振替不能者を含む)に対する納付勧奨 (毎月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規着手分及びその前年度の重点的な取組</li> <li>過年度着手分の計画的な取組</li> <li>財産調査の確実な実施</li> <li>公正かつ的確な滞納処分の実施</li> </ul>
4		<p>平成21年度学特承認者のうち、引き続き在学中の者に対するターンアラウンド申請書送付 (機構本部からの送付)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>強制徴収実施状況により過去6か月の納付記録を確認</li> <li>期間内に連続した納付がない者</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画策定及び市場化受託事業者への情報提供</li> <li>受託事業者から「月別要求水準達成計画・納付督促等実施計画」を徴収</li> </ul>	<p>学特ターンアラウンド申請書送付対象者抽出日(平成22年2月20日)以降に学特承認した者に対する勧奨(ターンアラウンド申請書作成・送付)</p>	<p>前納口座振替不能者への現金前納勧奨</p>	<p>①最優先として取り組む事項</p> <p>①平成22年度新規着手分の取組(平成22年12月を目途に最終催告状の送付完了に向けた取組み)</p>
6		<p>平成21年度取得所得情報による免除未申請者に対する勧奨</p> <p>電話、戸別訪問等年金事務所による事後フォロー</p> <p>卒業等により平成22年4月以降学生ではなくなった者に対する勧奨</p> <p>電話、戸別訪問等年金事務所による事後フォロー</p>	<p>催告状兼納付書の送付(過年度対象)</p> <p>追納勧奨状(免除・猶予・学特2年目及び免除・学特9年目)</p>	<p>②次順位として取り組む事項</p> <p>②平成21年度着手分の取組</p>
7		<p>学特ターンアラウンド申請書</p> <p>電話、戸別訪問等年金事務所による事後フォロー</p> <p>前年度特例免除承認者、一部免除承認者等に対する定時分納付書送付時の勧奨(チラシ、申請書、返信用封筒を同封)</p>	<p>催告状</p>	<p>③進捗状況を考慮</p> <p>③平成20年度以前着手分の取組(平成22年度末を目途に完納に向けた取組)</p>
8		<p>継続免除承認処理</p> <p>継続免除却下者に対する勧奨</p> <p>電話、戸別訪問等年金事務所による事後フォロー</p>		
9			<p>催告状</p>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の見直し及び市場化受託事業者への情報提供</li> <li>受託事業者から「月別要求水準達成計画・納付督促等実施計画」を徴収</li> </ul>	<p>所得情報による免除・猶予該当者に対する勧奨(ターンアラウンド申請書送付)</p>		<p>平成22年度強制徴収着手</p> <p>・最終催告</p>
11		<p>市場化受託事業者と協力した事後フォロー</p>	<p>前納口座振替不能者への現金前納勧奨</p> <p>年末特別対策(現年度のみ未納者への納付書送付)</p> <p>市場化受託事業者と協力した事後フォロー</p>	<p>進捗状況に応じて督促以降の計画的な実施</p> <p>・最終催告未納者への催告(采所通知、戸別勧奨等)</p>
12				<p>督促状</p>
1				<p>22年度着手分</p>
2			<p>口座振替・前納</p>	<p>進捗状況に応じて未了分の</p> <p>財産調査・差押予告</p>
3			<p>年末特別対策(現年度のみ未納者への納付書送付)</p> <p>市場化受託事業者と協力した事後フォロー</p>	<p>差押え</p>
4				

(注)    年金事務所統一的な取組    年金事務所が独自に計画する取組

